

第6次忠岡町総合計画
基本計画改訂版

(案)

忠岡町

目次

序論.....	1
1. 策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけと期間.....	2
3. 時代の潮流と国の動向.....	5
4. 忠岡町の状況.....	8
(1) 人口の推移.....	8
(2) 自然増減、社会増減の推移.....	9
(3) 5歳階級別の転入・転出の状況.....	10
(4) 財政.....	12
(5) 産業.....	13
(6) ごみ排出量.....	15
(7) 子どもの状況.....	16
(8) 高齢者の状況.....	17
(9) ふるさと納税・デジタル活用・脱炭素の状況.....	18
5. まちづくりに関する住民意識と住民ニーズ.....	20
6. 改訂前基本計画の成果.....	30
(1) 改訂前基本計画の評価まとめ.....	30
(2) 改訂前基本計画の結果と今後の方向性.....	42
7. 本計画でめざすまちづくりの方向性.....	45
8. 忠岡町の目標人口.....	47
9. 計画の施策体系.....	48
基本計画.....	49
基本目標1 子育てがしやすいまち（子ども・教育）.....	50
学校教育が充実したまちづくり.....	50
切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり.....	53
基本目標2 健康に暮らせるまち（健康・福祉）.....	58
誰もが暮らしやすいまちづくり.....	58
健康づくりを推進するまちづくり.....	61
基本目標3 生涯活躍できるまち（自治・多様性）.....	64
多様な価値観を尊重するまちづくり.....	64
愛着がもてるまちづくり.....	66
生涯にわたって学べるまちづくり.....	69
基本目標4 安心して暮らせるまち（安全・安心）.....	70
災害に強いまちづくり.....	70
安全に暮らせるまちづくり.....	71

基本目標5 便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）	73
人が集うまちづくり	73
町内移動がしやすいまちづくり	74
快適な都市基盤のまちづくり	75
環境へ配慮したまちづくり	77
基本目標6 誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）	79
地域振興をめざしたまちづくり	79
働きやすい環境のまちづくり	80
基本目標7 持続可能な行財政運営ができていいるまち（まちの運営）	81
限られた行政資源を有効活用できているまちづくり	81
柔軟な体制をとれているまちづくり	84
重点プロジェクト 第3期忠岡町創生総合戦略	85
重点プロジェクト1 若者・子育て世代に選ばれる生活・教育環境の創造	87
重点プロジェクト2 地域の稼ぐ力と多様な働き方の創出	88
重点プロジェクト3 交流・関係人口拡大による地域の魅力向上	89
重点プロジェクト4 健幸と安全・安心を支える地域共生基盤の強化	90
横断的視点 DXの推進	91
資料編	92
1. 忠岡町総合計画策定条例	93
2. 忠岡町総合計画策定の組織に関する規則	94
3. 忠岡町総合計画策定専門部会要綱	96
4. 忠岡町総合計画審議会条例	97
5. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱	99
6. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱	101
7. 忠岡町総合計画審議会委員名簿	103
8. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿	104
9. 策定経過	105
10. 用語集	106

【用語集および※印について】

本文中では、専門的な用語や分かりにくい用語について、最初に登場する箇所のみ※印を付しています（2回目以降は※印を付していません）。

※印の付いた用語は、本編巻末の「用語集」に用語解説及び初出ページを記載しています。用語の意味や背景を確認される際は、本文中の※印から用語集を参照してください。

序論

1. 策定の趣旨

本町では、将来におけるまちのあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として、めざす将来像やそれを実現するための施策等を定めた最上位計画である「総合計画」と、その中に重点プロジェクトとして「総合戦略」を位置づけて策定し、国や府の動向にも注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で施策・事業を推進しています。

本町は、令和3（2021）年3月に「第6次忠岡町総合計画」を策定し、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間として、総合的かつ計画的な行政運営を進めてきました。同計画では、将来のまちの姿を示す「基本構想」と、その実現に向けた重点施策や取組方向を示す「基本計画」を定めています。第6次忠岡町総合計画においては、将来像を「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」と掲げ、「日本一小さなまち」であることをより一層強みに変え、小さいけれど、小さいからこそできるまちづくりを進めてきました。

計画期間中の施策の進捗状況や社会動向を踏まえ、将来像の着実な実現と持続可能なまちづくりの推進に向けて、中間見直しを行い、令和8（2026）年度から「第6次忠岡町総合計画基本計画改訂版（以下「本計画」という。）」を策定することとします。

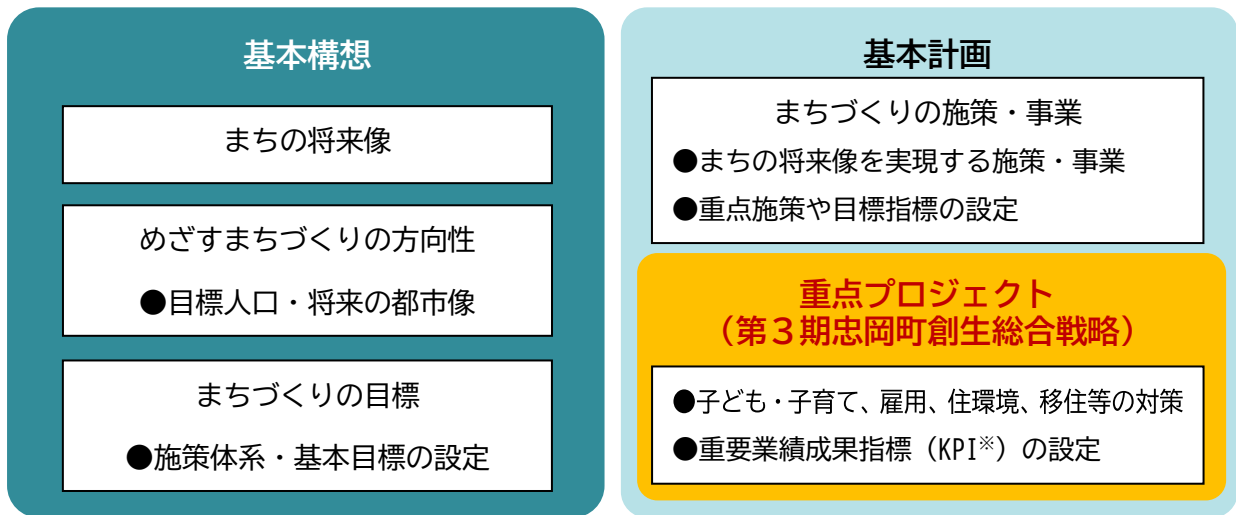
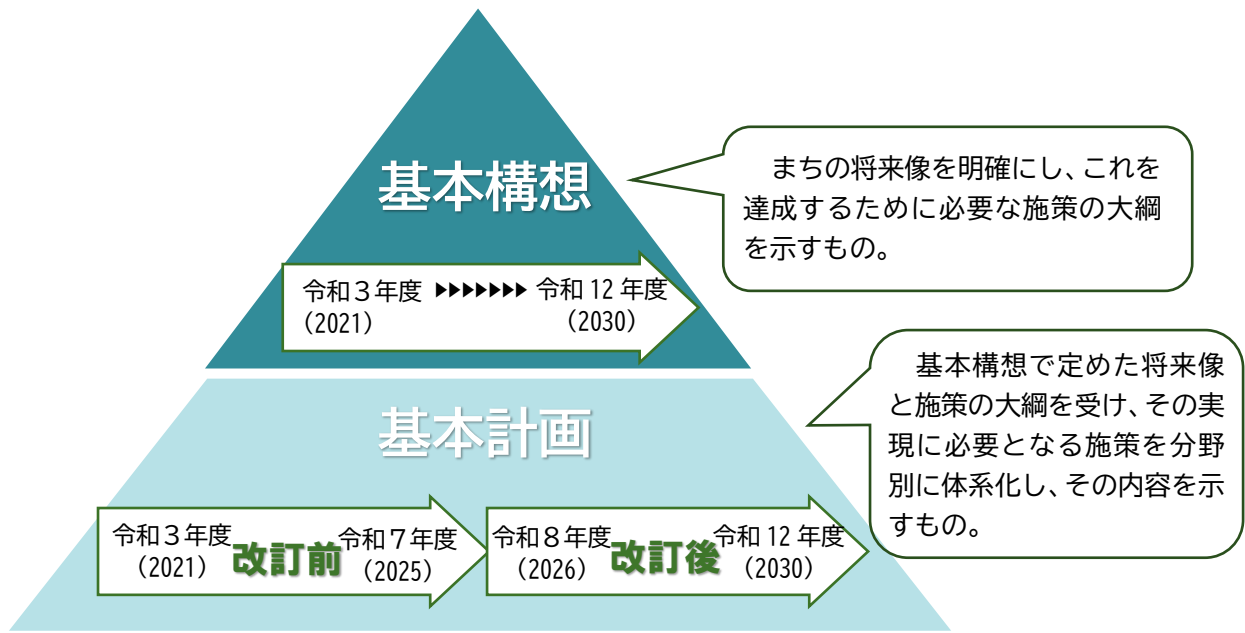
本計画では、これまでの施策・事業の成果を検証したうえで、時代や社会の潮流に沿った見直し・強化を行い、住民と行政が協働しながら、住民一人ひとりが、子育て期から高齢期まで、安心して暮らし続けられる生活環境と地域支援が行き届いたまちの実現をめざして施策を推進します。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、本町の全ての計画の指針となる最上位計画と位置づけます。また、地方創生の観点から実効性の高い計画である「総合戦略」との関係が深いことから、改訂前と同様に、「基本計画」における重点プロジェクトとして総合計画の基本計画に位置づけ、両計画を一体的に策定します。

なお、本計画の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

◆総合計画と総合戦略の位置づけ◆



◆計画の期間◆

和暦(年度)	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
西暦(年度)	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
総合計画 (総合戦略 含む)	基本構想(10年間)									
	改訂前基本計画(5年間)					改訂後基本計画(5年間)				

第6次忠岡町総合計画基本構想の概要

本町では、住民一人ひとりが「忠岡に住んでよかった」と実感できるように、安心して暮らせるきめ細やかなまちづくりを進めています。全国で最も面積の小さな自治体であるという本町の特性を生かし、「小さいからこそできる」機動的かつ密接な行政運営を強みとして、将来を見据えた総合的なまちづくりの指針として「第6次忠岡町総合計画」を策定しました。

本計画では、将来像として「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」を掲げ、住民・事業者・行政が一体となり、持続可能な町の形成をめざすものです。将来像の実現に向けては、「子育てがしやすいまち」「健康に暮らせるまち」「生涯活躍できるまち」「安心して暮らせるまち」「便利で生活しやすいまち」「誰もが働きたくなるまち」「持続可能な行財政運営ができていくまち」の7つを基本目標とし、それぞれ具体的な基本方針と施策を定めています。合わせて、将来の町の姿を具体化する重点施策として、「つながる未来応援プロジェクト」「職住近接プロジェクト」「魅力発掘プロジェクト」「健幸創造プロジェクト」を位置づけ、コンパクトな都市構造を生かした施策展開を進めます。

今後も本町では、本計画に基づき、限られた行政資源のもとで着実に施策を推進し、「日本一小さなまち」の強みを最大限に生かしながら、持続可能なまちづくりを住民とともに進めてまいります。



子育てがしやすいまち（子ども・教育）
健康に暮らせるまち（健康・福祉）
生涯活躍できるまち（自治・多様性）
安心して暮らせるまち（安全・安心）
便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）
誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）
持続可能な行財政運営ができていくまち（まちの運営）

3. 時代の潮流と国の動向

(1) 少子高齢化と人口減少社会

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 2,808 万人をピークに人口減少社会に入っており、令和 7（2025）年 2 月 1 日現在（確定値）で約 1 億 2,344 万人となっています。また、高齢者人口は約 3,619 万人で、総人口に占める割合は 29.3%です。

超高齢社会では、高齢者、特に後期高齢者の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等、社会の様々な面での影響が懸念されており、令和 7（2025）年には国民の 6 人に 1 人が後期高齢者になると予測されています。一方、出生数は平成 27（2015）年まで 100 万人を維持してきましたが、以降は 100 万人割れの年が続いており、令和 6（2024）年の出生数は約 68 万 6 千人と 70 万人を下回りました。人口減少と少子高齢化は、労働力の減少や内需の縮小をもたらすとともに、地域経済の停滞や社会保障費の増大を招く要因となっています。加えて、大都市への人口集中が進行し、地方との人口格差や経済格差が深刻化しています。

(2) 国を挙げた地方創生の取組

国は、平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方創生に関する長期ビジョン及び総合戦略の下、人口減少の克服と地域活力の維持・向上に向けた取組を推進してきました。これを受け、各自治体においても、若年層の移住・定住の促進、副業・兼業の推進、農林水産業のブランド化等、地域資源を生かした取組が進められてきました。

その後、令和 4（2022）年には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタル技術を活用した住民サービスの向上や社会課題の解決に向けた取組が進められてきました。さらに、こうした流れを継承・発展させる形で、近年の地方創生に関する総合的な戦略においては、地域の稼ぐ力の強化や人材の確保・育成、関係人口^{*}の創出等を通じ、地域が主体となった持続的な発展を図る考え方が示されています。

引き続き、国が主導する中で、地方創生のためにデジタル技術を活用した農林水産業や観光産業等の高付加価値化、日常生活に不可欠なサービスの維持向上等が一層推進され、新たな価値やサービスが生まれる社会の実現に向けた動きが進められます。

(3) 生活様式や価値観の多様化

近年、個人のライフスタイルは、家族形態の変化、ICT の普及、働き方の多様化等により大きく変容しています。豊かさの定義も、経済的安定から「癒し」「健康」「余暇」といった心の豊かさへとシフトしています。

こうした変化に対応するためには、ライフステージや個々の価値観に応じた支援体制の整備、高齢者や障がい者も活躍できる共生社会の実現や多文化共生やジェンダー平等の推進といった、包摂的な社会の構築が求められます。

(4) 地域福祉に関する取組

人口減少、少子高齢化に加え、核家族化や独居高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化により、ライフスタイルや価値観は多様化してきており、世帯や個人が抱える課題も複雑化・複合化してきています。

このため、地域福祉の基本的な概念である「自助・互助・共助・公助」を踏まえた活動により、助け合い・支え合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことの重要性が高まってきています。地域福祉の推進により、ともに暮らし続けられる地域社会を創造するとともに、住民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

(5) 産業構造の変化と地域経済の持続性

コロナ禍を契機に、地域経済や産業構造は大きく変化しています。観光・飲食・宿泊等の対面型産業は大きく落ち込みましたが、情報通信や医療・福祉分野は堅調に推移し、健康・介護・デジタル関連産業への需要が拡大しています。一方で、小規模事業者やBtoC企業では売上回復が遅れ、事業承継や廃業が深刻化しています。また、非正規雇用の減少や業種間の人手不足・過剰といったミスマッチも拡大しています。

このような状況下で、地域経済を持続的に発展させていくためには、時代に合った良好な雇用環境を整えていくことが重要であり、これまで以上に国内の産業に対する支援を強化していく必要があります。合わせて、エネルギー・食料の安定供給や、多様な働き方に対応した環境整備、地方への移住者受入れ体制の充実も重要な課題となっています。

(6) 環境問題と持続可能性への意識の高まり

二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生等の異常気象が世界各地で見られ、被害が至るところで発生するようになってきました。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについては、我が国においても太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等の取組が広がっています。また、自治体においては、「2050年カーボンニュートラル」に向けた行動計画の策定と実行が求められており、再エネ活用や循環型社会の形成も含めた地域レベルでの環境施策の展開が重要となります。

(7) 災害への備えとレジリエンス^{*}の強化

大規模地震や気候変動に伴う風水害等の自然災害に備えた防災・減災対策が一層求められています。令和6(2024)年の能登半島地震をはじめ、全国各地で災害の教訓が蓄積されており、住民の防災意識向上と合わせて、インフラの強靱化や災害時の対応力向上が不可欠です。

各自治体においては、これまでのあらゆる災害を教訓として、地震や津波、風水害等に対するインフラ対策を強化するとともに、住民への防災意識の向上に向けた取組を推進することが求められています。

(8) 公共施設等の維持管理

全国の自治体において財政事情が厳しさを増す中、人口減少に伴う需要の変化に対し、老朽化が進むインフラ・公共施設の更新や維持管理が大きな課題となっています。国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各自治体においても「公共施設等総合管理計画」の策定と着実な実行が求められています。

(9) ウェルビーイング[※]に関する取組

「ウェルビーイング (Well-Being)」とは、身体的、精神的、社会的に、良好な状態になること（幸福感）を意味する概念です。昭和 23（1948）年の WHO（世界保健機関）の憲章前文に「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます」と既に記載されており、このことが現代において再注目されています。

我が国の人口減少社会において、一人ひとりが多様な幸せを実現する社会をめざすことが重要という観点もあるため、大手民間企業や全国の自治体等においてウェルビーイングに関する普及が進められています。

(10) SDGs[※]に関する取組

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざす SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念は、地域政策にも浸透しつつあります。

地域においても 17 のゴールを踏まえた施策展開が求められており、福祉・環境・経済等、多分野にわたる統合的アプローチが不可欠です。



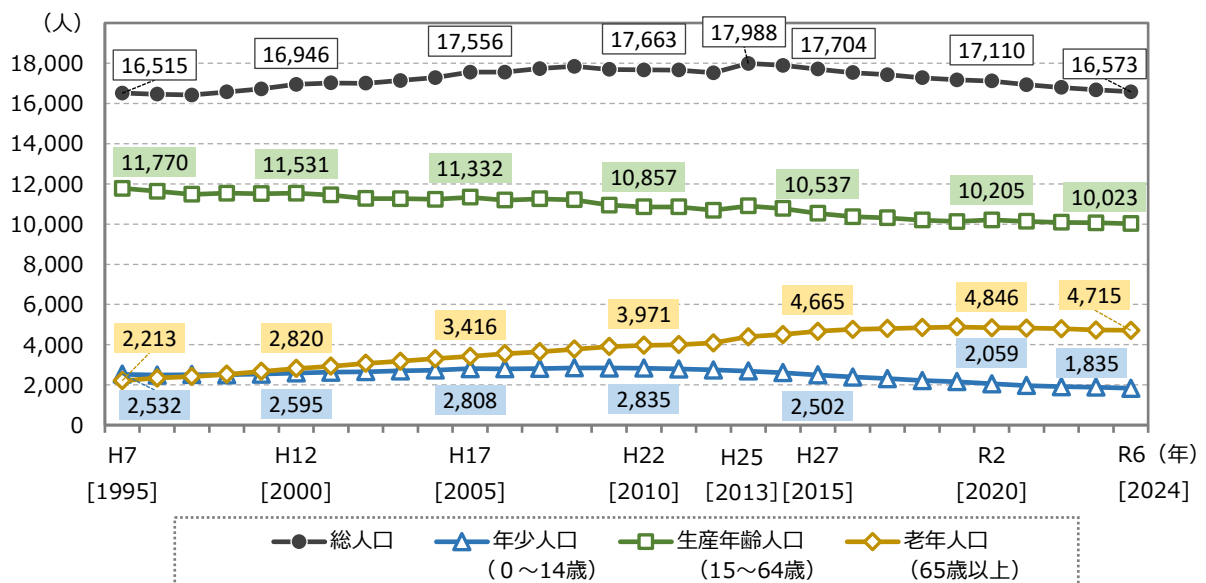
4. 忠岡町の状況

(1) 人口の推移

総人口は平成 25 年を境に減少、高齢化率は上昇

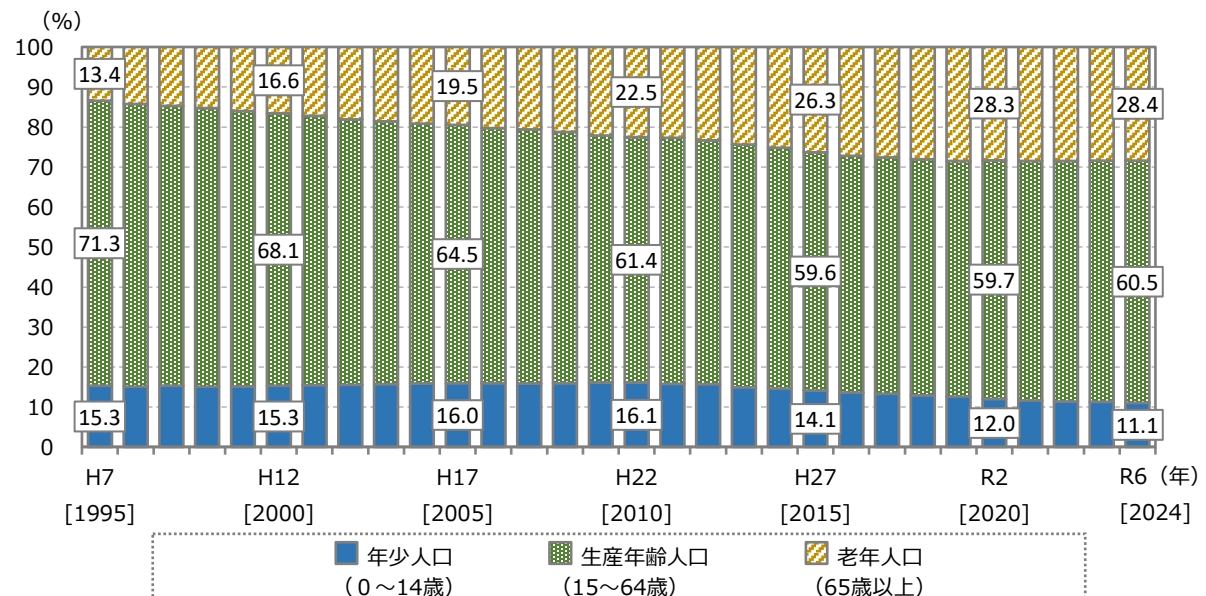
年齢3区分別の人口推移を見ると、総人口は平成 25 年をピークに減少へ転じています。年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少傾向にあり、老年人口（65 歳以上）は平成 7 年から令和 6 年にかけて 2 倍以上に増加し、高齢化が進行しましたが、近年はピークアウトし減少に転じています。また、人口割合の推移では、年少人口と生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合は増加傾向にあります。

■町の総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25 は 3 月 31 日時点、H26～は 1 月 1 日時点

■年齢3区分別人口の割合の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25 は 3 月 31 日時点、H26～は 1 月 1 日時点

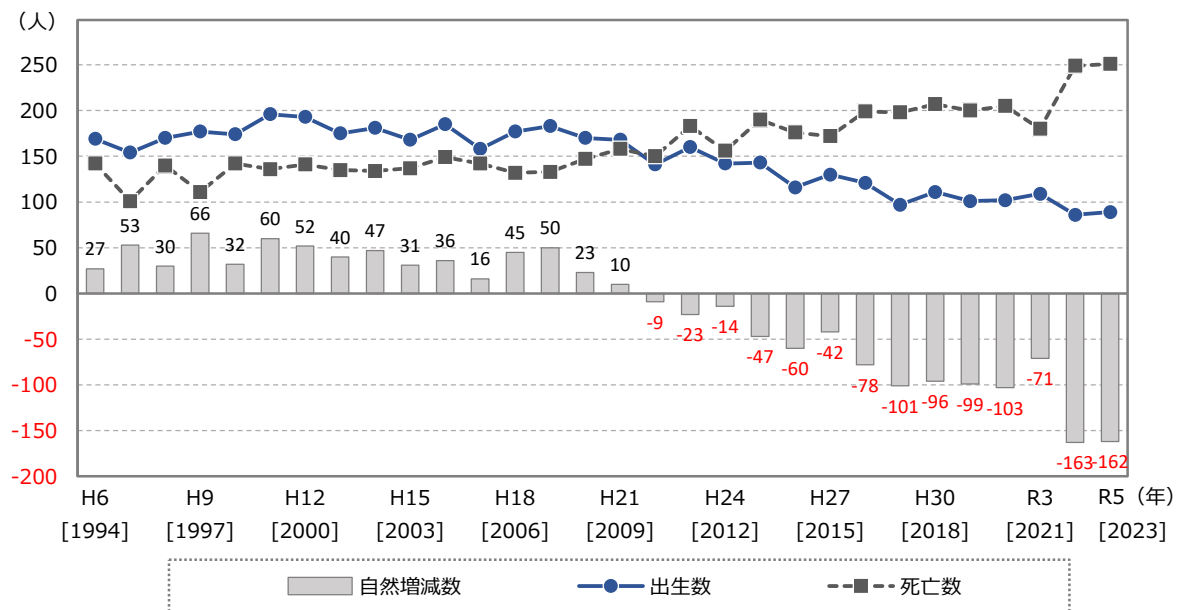
(2) 自然増減、社会増減の推移

自然増減拡大の中、近年は社会増へ転換

自然増減（出生数と死亡数の差）を見ると、平成 21 年以降は、自然減で推移しており、その減少幅は拡大し続けています。

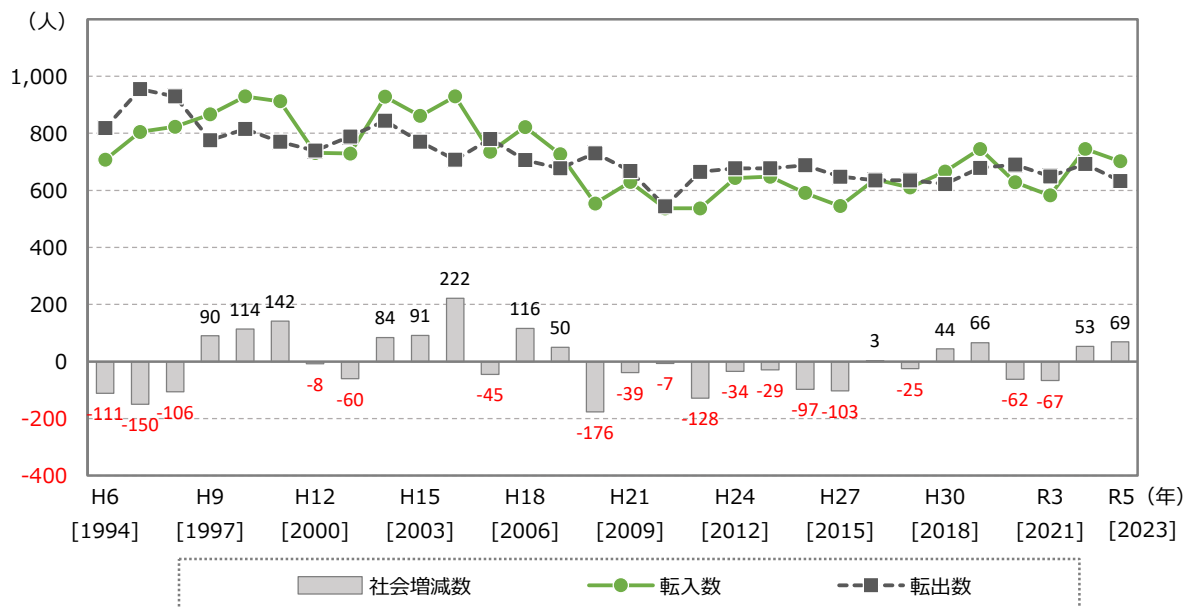
また、社会増減（転入数と転出数の差）を見ると、年ごとに増減はあるものの、近年は社会増に転じており、令和 5 年は 69 人の社会増となっています。

■自然増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25 は 3 月 31 日時点、H26～は 1 月 1 日時点

■社会増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25 は 3 月 31 日時点、H26～は 1 月 1 日時点

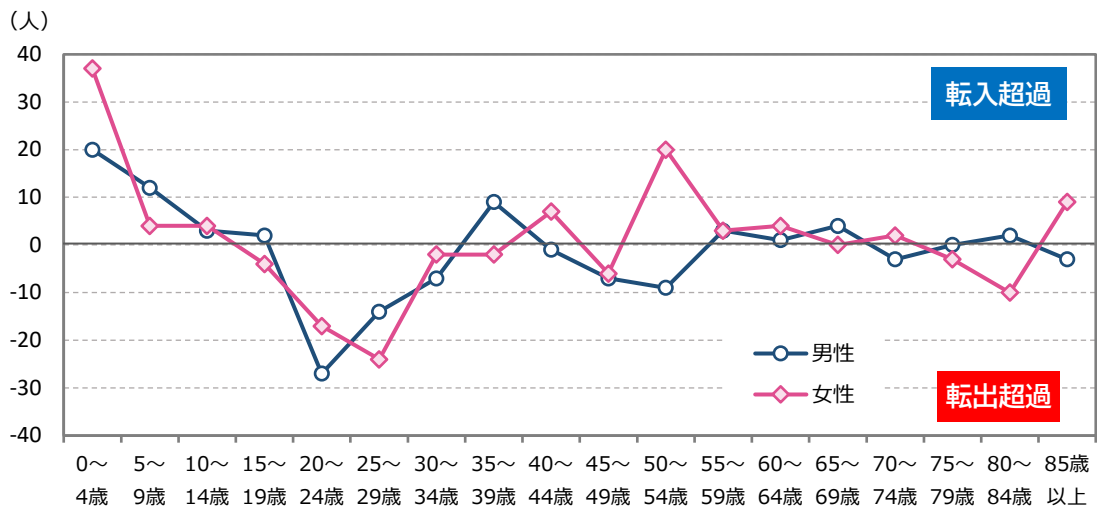
(3) 5歳階級別の転入・転出の状況

子育て層と50代が転入超過、20代は流出

転入・転出超過数（令和3年～令和5年の累計）を見ると、0～14歳と35～44歳の子育て世帯とその子どもの転入超過が一定見られます。さらに、50代での転入も見られ、親の介護やUターン等が転入超過の背景にある可能性があります。

その一方で、進学・就職、結婚等を起因とする20～29歳の転出超過が多く、人口減少の主因となっていることが考えられます。

■転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）【令和3年～令和5年の累計】



(単位：人)

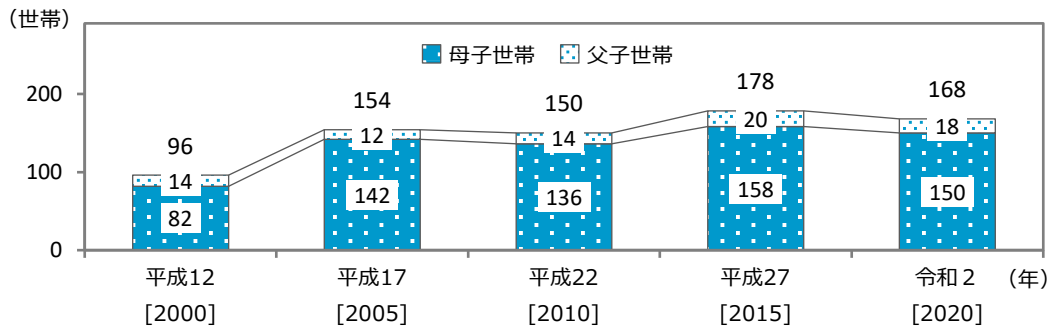
年齢	転入			転出			転入超過数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	62	72	134	42	35	77	20	37	57
5～9歳	21	19	40	9	15	24	12	4	16
10～14歳	15	6	21	12	2	14	3	4	7
15～19歳	40	32	72	38	36	74	2	-4	-2
20～24歳	177	154	331	204	171	375	-27	-17	-44
25～29歳	209	162	371	223	186	409	-14	-24	-38
30～34歳	123	94	217	130	96	226	-7	-2	-9
35～39歳	63	59	122	54	61	115	9	-2	7
40～44歳	54	39	93	55	32	87	-1	7	6
45～49歳	43	37	80	50	43	93	-7	-6	-13
50～54歳	40	52	92	49	32	81	-9	20	11
55～59歳	26	26	52	23	23	46	3	3	6
60～64歳	25	21	46	24	17	41	1	4	5
65～69歳	13	14	27	9	14	23	4	0	4
70～74歳	11	21	32	14	19	33	-3	2	-1
75～79歳	14	14	28	14	17	31	0	-3	-3
80～84歳	12	16	28	10	26	36	2	-10	-8
85歳以上	9	46	55	12	37	49	-3	9	6
計	957	884	1,841	972	862	1,834	-15	22	7

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（令和3年～令和5年の累計）

子育て世代の転入が微減する一方、ひとり親世帯は増加傾向

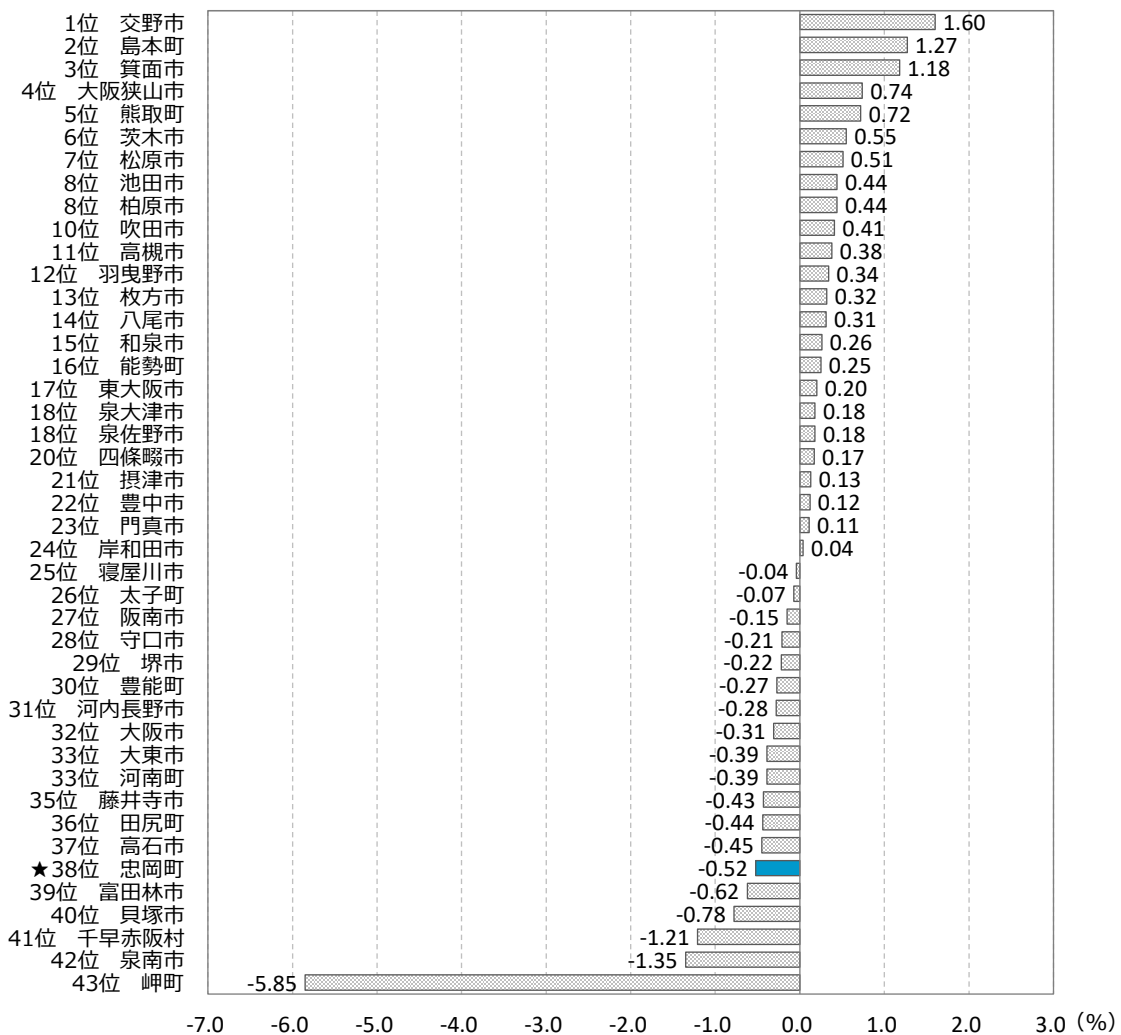
ひとり親家庭（父子・母子世帯）は増加傾向で推移しています。
 令和5年の子育て世代（30～40歳代）の転入超過率は-0.52で、府内43市町村中38位と、転出が転入をやや上回る状況です。

■父子・母子世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」

■子育て世代（30～40歳代）の転入超過率（令和5年）



※転入超過率とは、当該期間における転入者と転出者の差を人口規模で調整した指標であり、人口移動の状況を把握するために用いるものです。プラス値は転入超過、マイナス値は転出超過を示します。

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（令和5年）

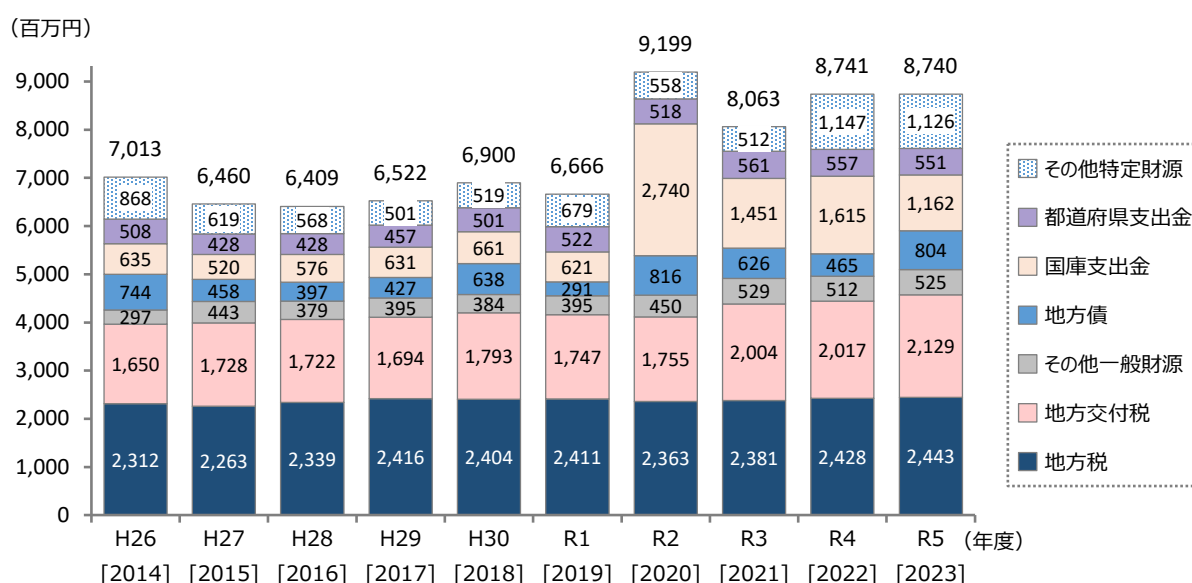
(4) 財政

歳入横ばいも扶助費増が財政を圧迫

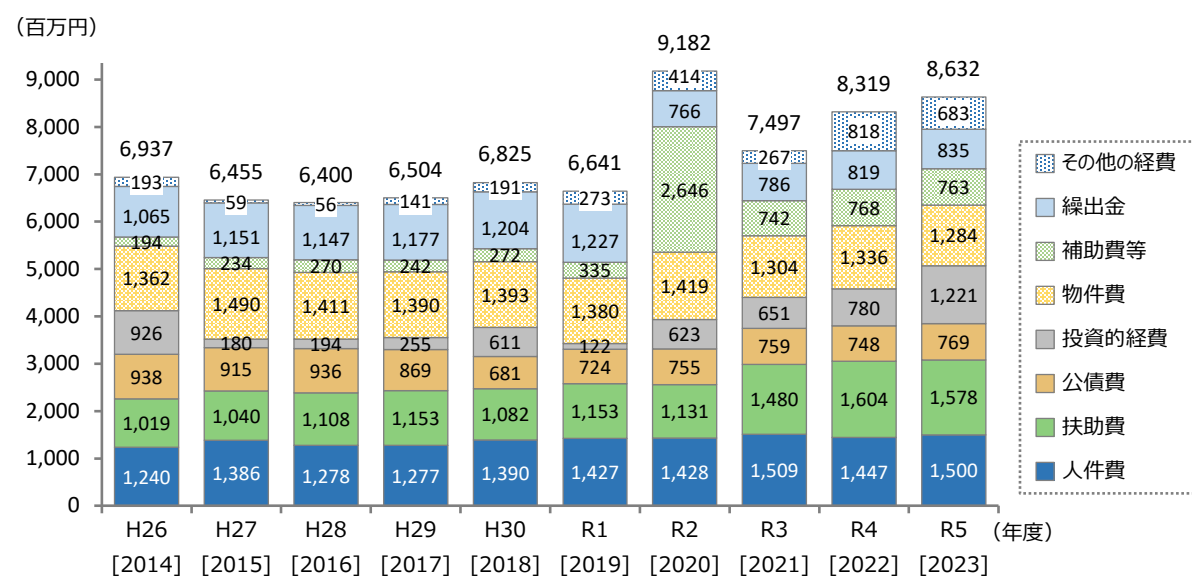
令和5年度の普通会計では、歳入総額は8,740百万円、歳出総額は8,632百万円となりました。歳入では地方交付税が増加傾向にあり、令和2年度以降はコロナ禍の影響で国庫支出金が増加しましたが、現在は町の規模に応じた水準へ戻りつつあります。

歳出では扶助費が増加傾向にあり、近年の社会保障費の増加が背景にあります。物件費は令和2年度をピークに減少しており、これは公共施設の電気使用料の抑制や、認定こども園整備事業の終了に伴う備品購入費の減少によるものです。

■歳入決算額の推移



■歳出決算額の推移



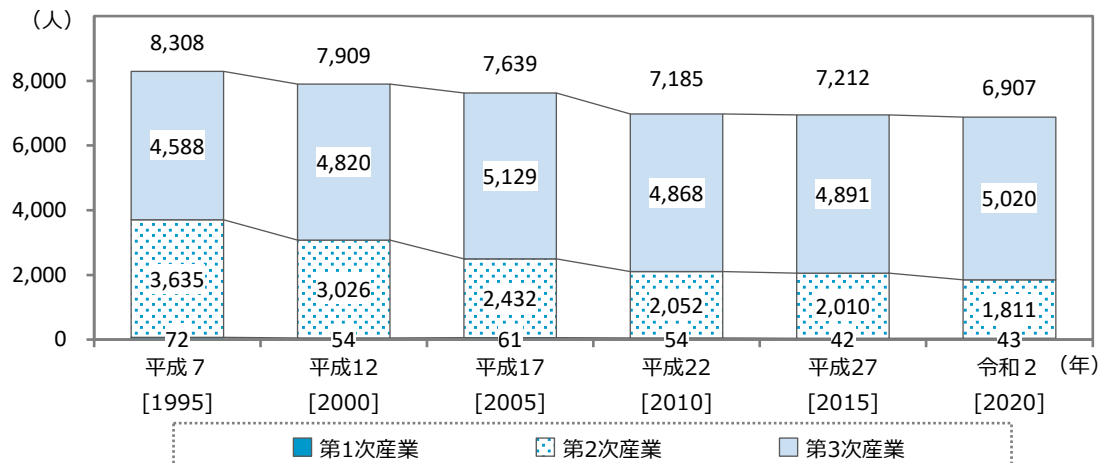
資料:総務省「地方財政状況調査」

(5) 産業

第3次産業比率が最大、運輸業に地域特化

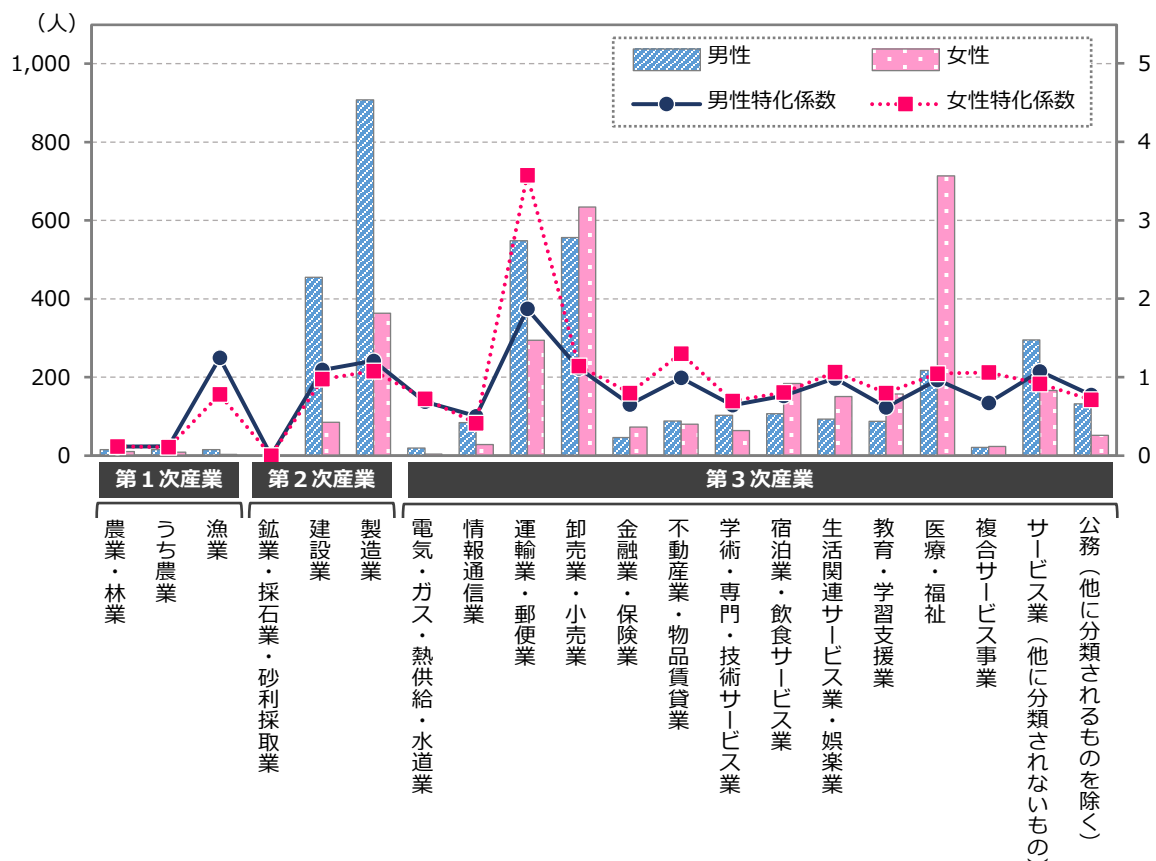
産業別就業人口を見ると、平成7年以降減少で推移しており、第3次産業が最も多くなっています。また、男性では「製造業」、「卸売業・小売業」、「運輸業・郵便業」、女性では「医療・福祉」、「卸売業・小売業」、「製造業」の就労人口が多くなっていますが、特化係数は、男女ともに「運輸業・郵便業」が高くなっています。

■産業別就業人口の推移



資料：総務省「国勢調査」※各年の合計数は分類不能を含めた数値

■男女別産業別就業人口

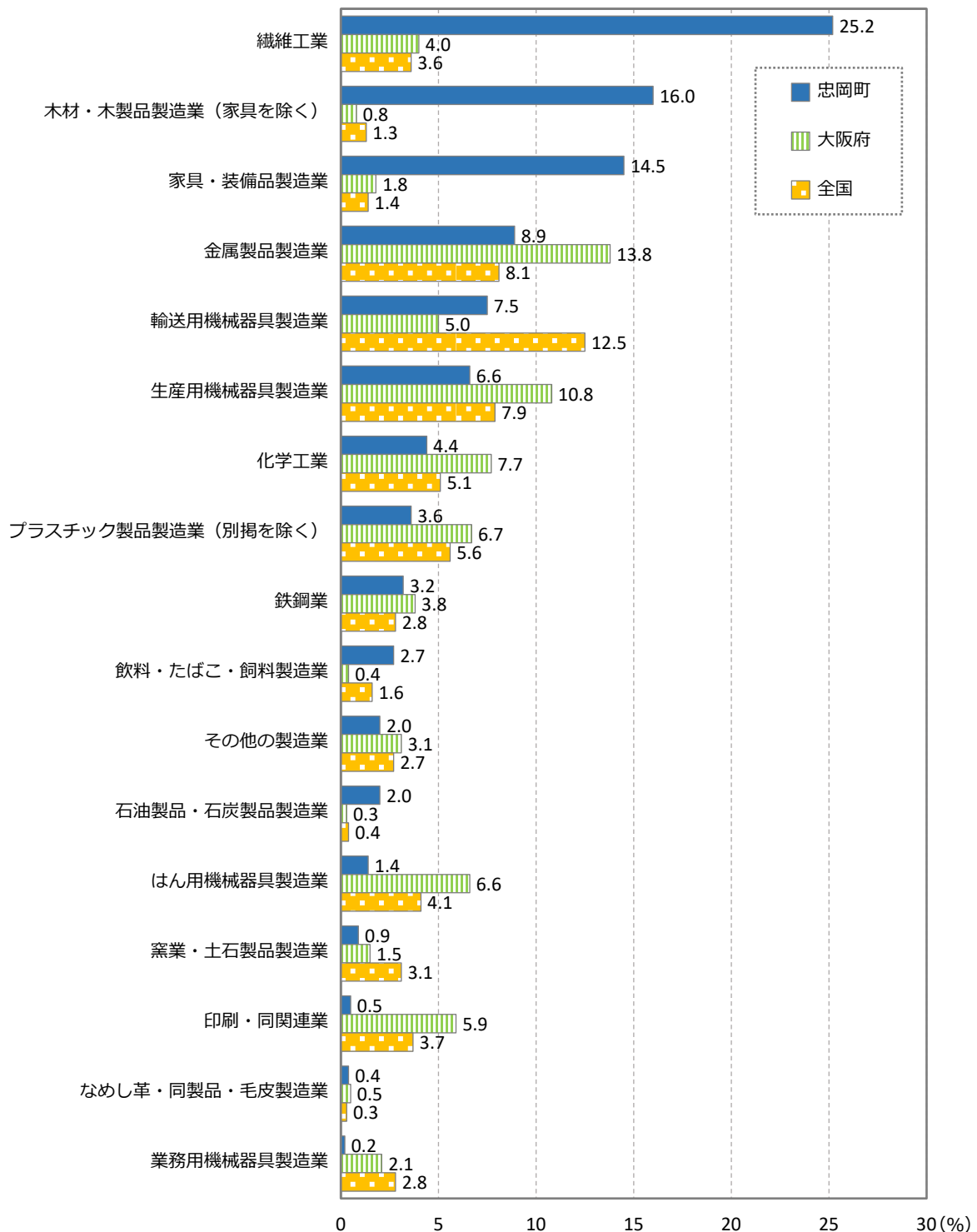


資料：国勢調査（総務省）令和2年

繊維・木材・家具関連が製造業就業の過半数を占める

■製造業従業者

製造業従業者を見ると、平成7年以降減少で推移しており、国・府と比較して、「繊維工業」、「木材・木製品製造業（家具を除く）」、「家具・装備品製造業」の従業者が多く、製造業の中で過半数を占めています。



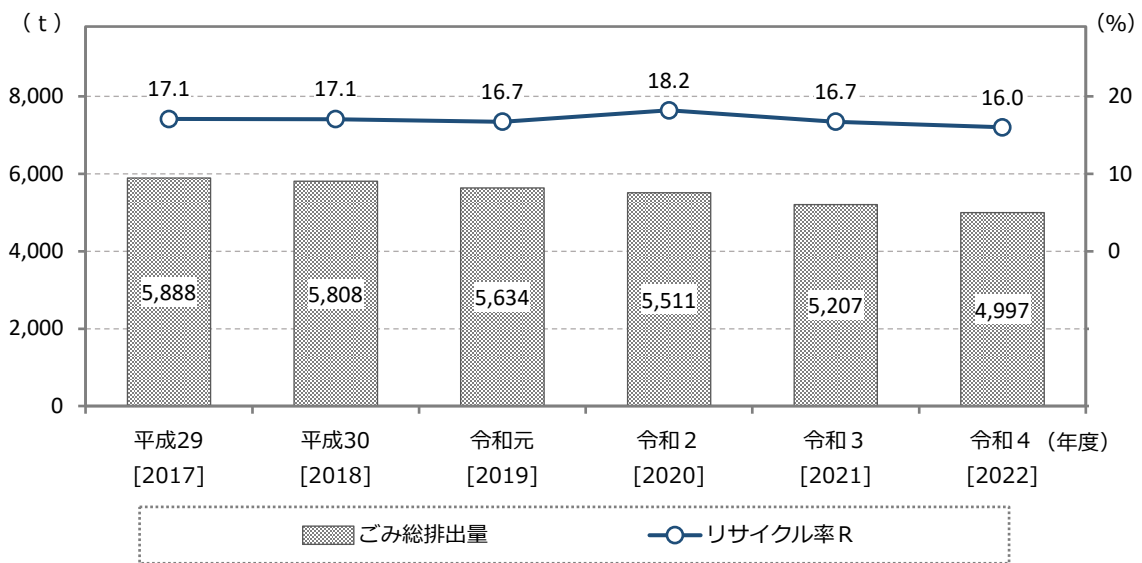
資料：経済センサス（総務省・経済産業省）令和3年

(6) ごみ排出量

ごみ排出量は減少、リサイクル率は低下傾向

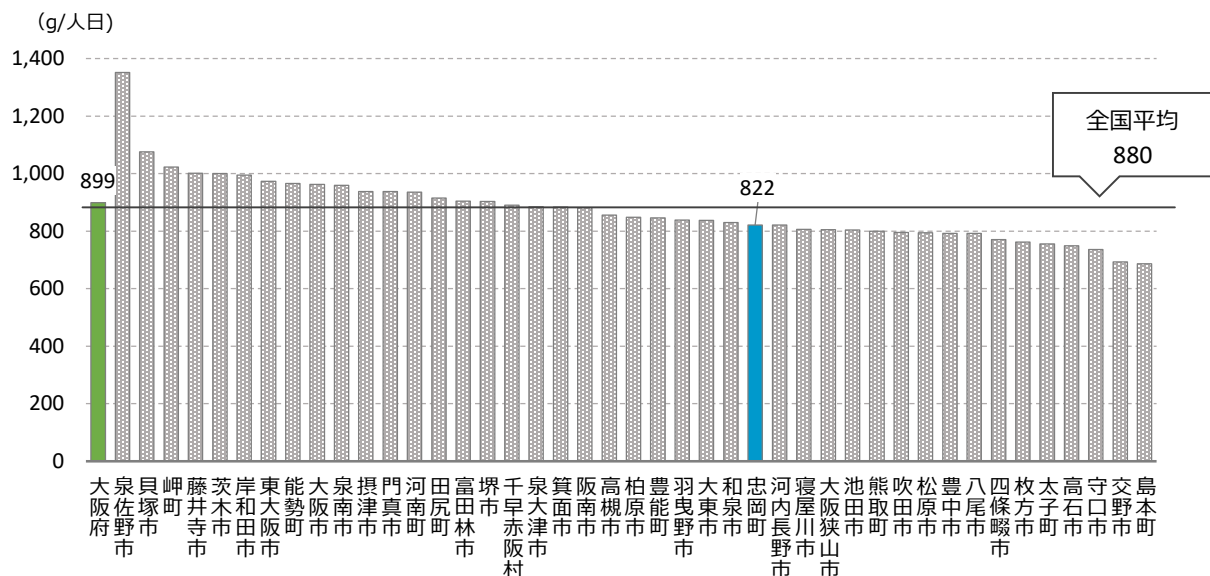
ごみ総排出量を見ると、減少で推移しています。ただし、リサイクル率Rについて令和2年以降は減少で推移しており、資源の再利用について周知・啓発する必要があります。
1人1日当たりのごみ排出量は822g/人日であり、全国及び大阪府と比べて低い水準となっています。

■ごみ総排出量とリサイクル率



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

■1人1日当たりのごみ排出量



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」令和4年度

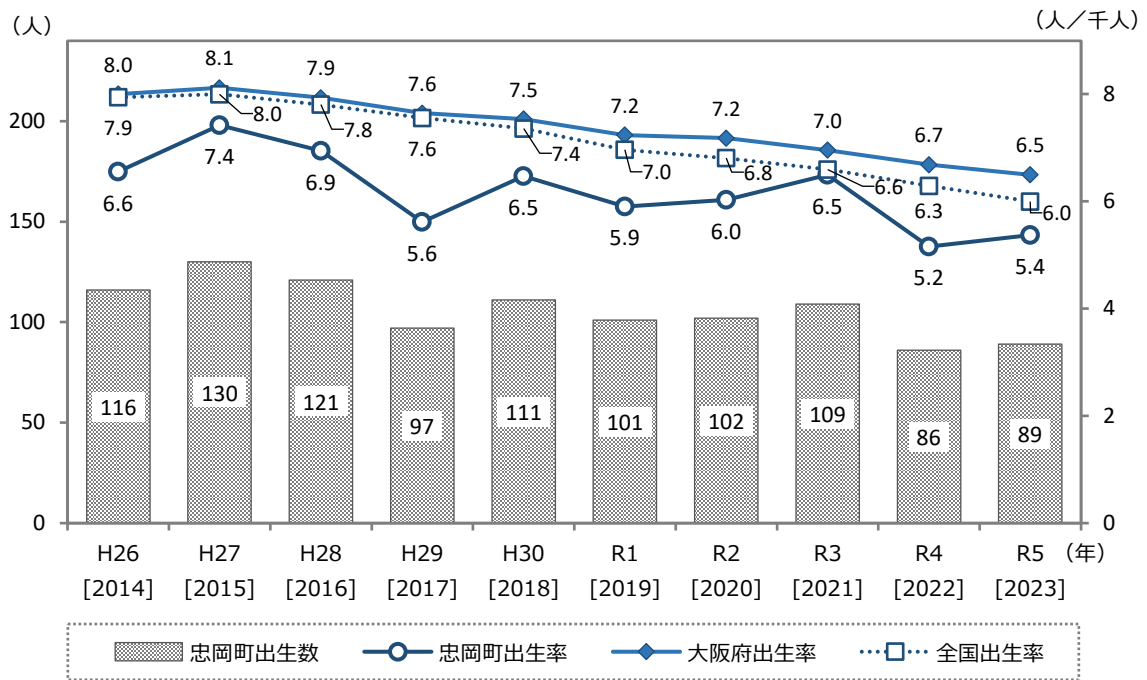
(7) 子どもの状況

出生数・年少人口とも減少し、出生率は全国・府を下回る

人口 1,000 人当たりの出生率は、全国及び大阪府と比べて下回って推移しています。また、出生数は減少傾向で推移しており、令和 5 年は 89 人となっています。

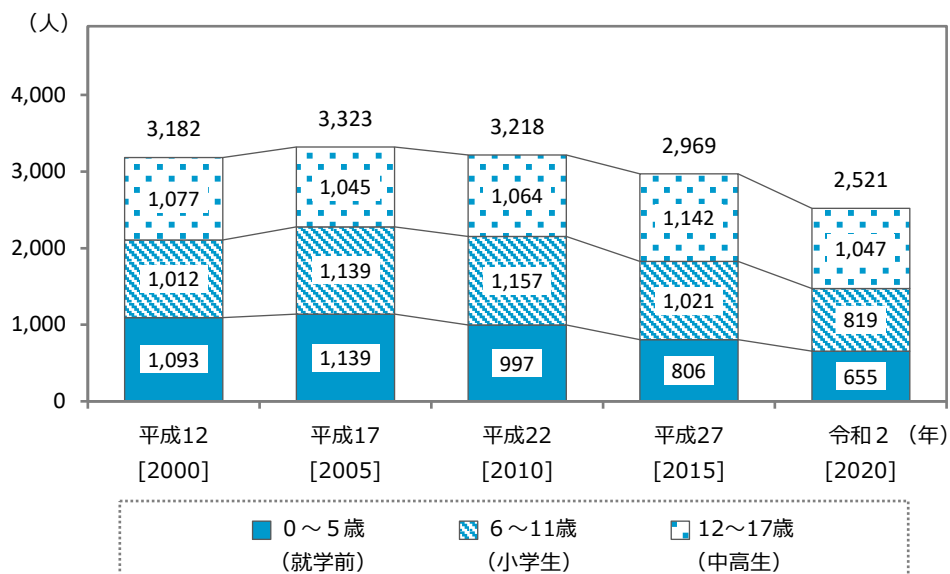
子どもの人口（18 歳未満）は減少傾向にあり、令和 2 年は平成 12 年と比べて約 20.8% の減少となっています。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

■子どもの人口の推移



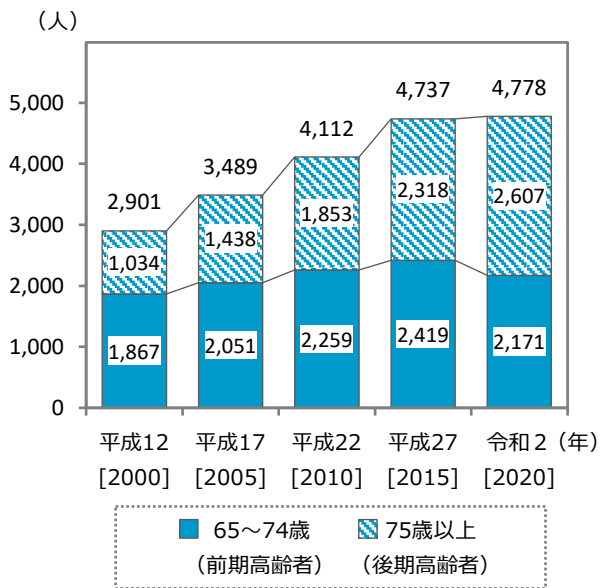
資料：総務省「国勢調査」

(8) 高齢者の状況

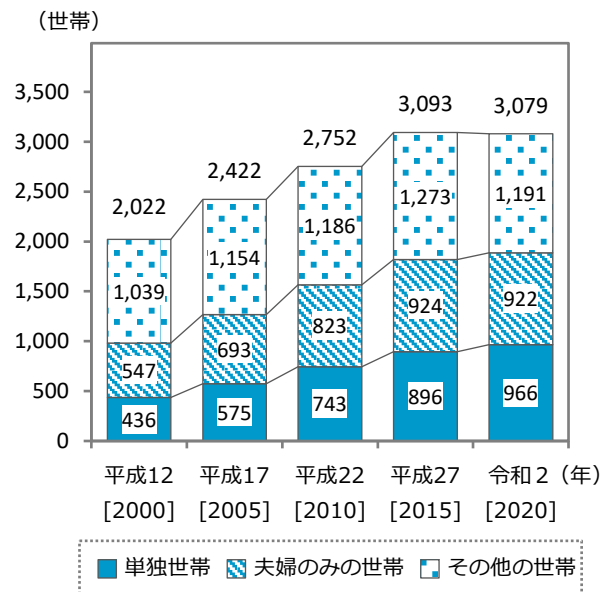
高齢者数・世帯とも増加、単独・夫婦のみ世帯が6割

高齢者数は増加傾向で推移しており、令和2年は4,778人となっています。
 高齢者のいる世帯は増加傾向で推移しており、令和2年は3,079世帯となっています。
 高齢者のいる世帯の構成割合を見ると、高齢者のいる世帯のうち、高齢者の「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の合計割合は令和2年で61.3%となっています。

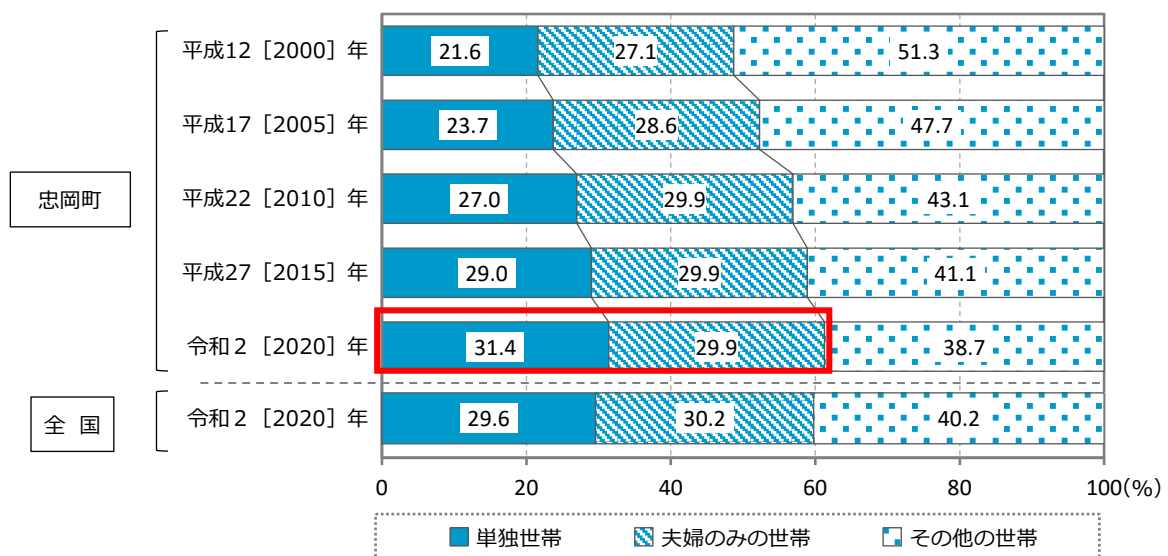
■高齢者数の推移



■高齢者のいる世帯の推移



■高齢者のいる世帯の構成割合の推移



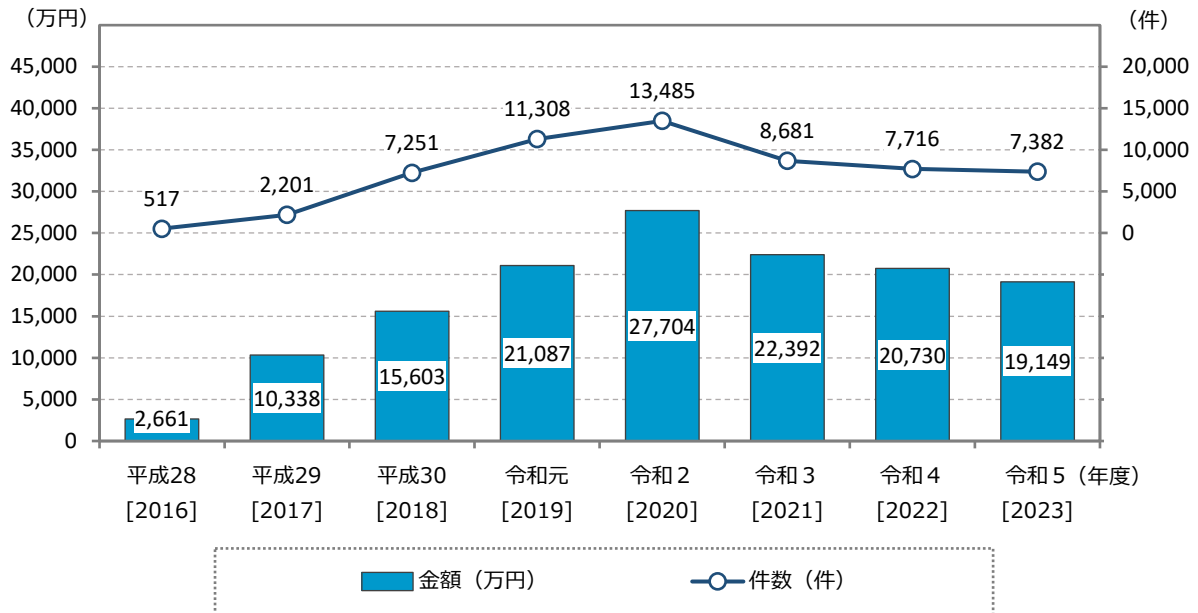
資料：総務省「国勢調査」

(9) ふるさと納税・デジタル活用・脱炭素の状況

外部資金確保・デジタル基盤・環境対策は前進するも、さらなる加速が鍵

■ふるさと納税の受入額・受入件数の推移

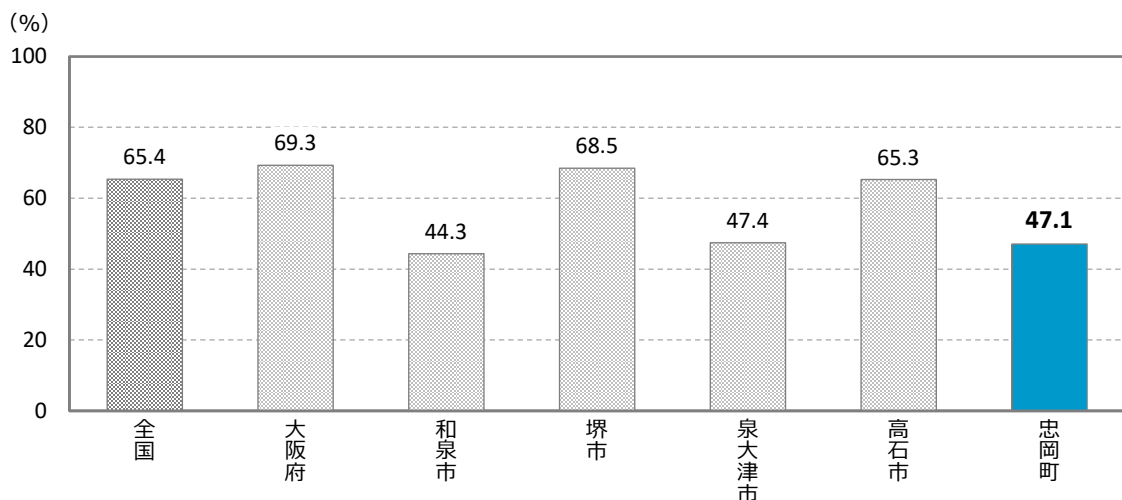
ふるさと納税額の推移を見ると、令和2年度には27,704万円（13,485件）でしたが、以降はやや減少し、令和5年度は19,149万円（7,382件）となっています。



資料：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」

■オンライン申請率（優先的にオンライン化を推進すべき58手続）

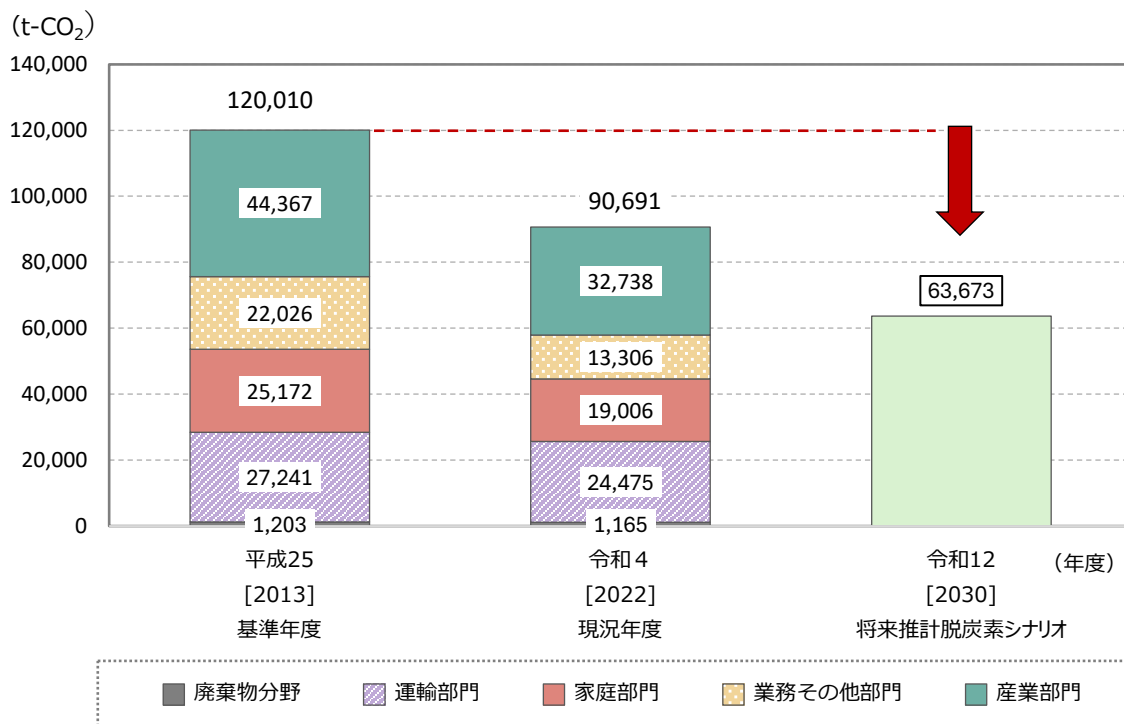
オンライン申請率を見ると、本町のオンライン申請率は47.1%であり、全国平均(65.4%)及び大阪府平均(69.3%)を下回っています。府内の他市と比較しても、堺市(68.5%)、高石市(65.3%)等に比べて低く、泉大津市(47.4%)と同程度の値となっています。今後、申請者側の利便性向上や庁内のデジタル対応体制の強化を図ることが重要です。



資料：デジタル庁「自治体フロントヤード※改革の取組状況に関するダッシュボード」令和5年4月～令和6年3月末
 ※地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の大きな2区分は、「処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続」と「住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続」を指す。

■温室効果ガス総排出量

温室効果ガス総排出量を見ると、平成25年度の120,010t-CO₂から減少傾向で推移し、令和4年度は90,691t-CO₂と平成25年度の約24.4%減となりました。本町では、温室効果ガスの総排出量を、令和12（2030）年度までに63,673t-CO₂とすることを目標としています。



資料：忠岡町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

5. まちづくりに関する住民意識と住民ニーズ

住民意識調査の結果概要

- ◆調査時期：令和7（2025）年7月～8月
- ◆対象：町内在住の18歳以上の住民

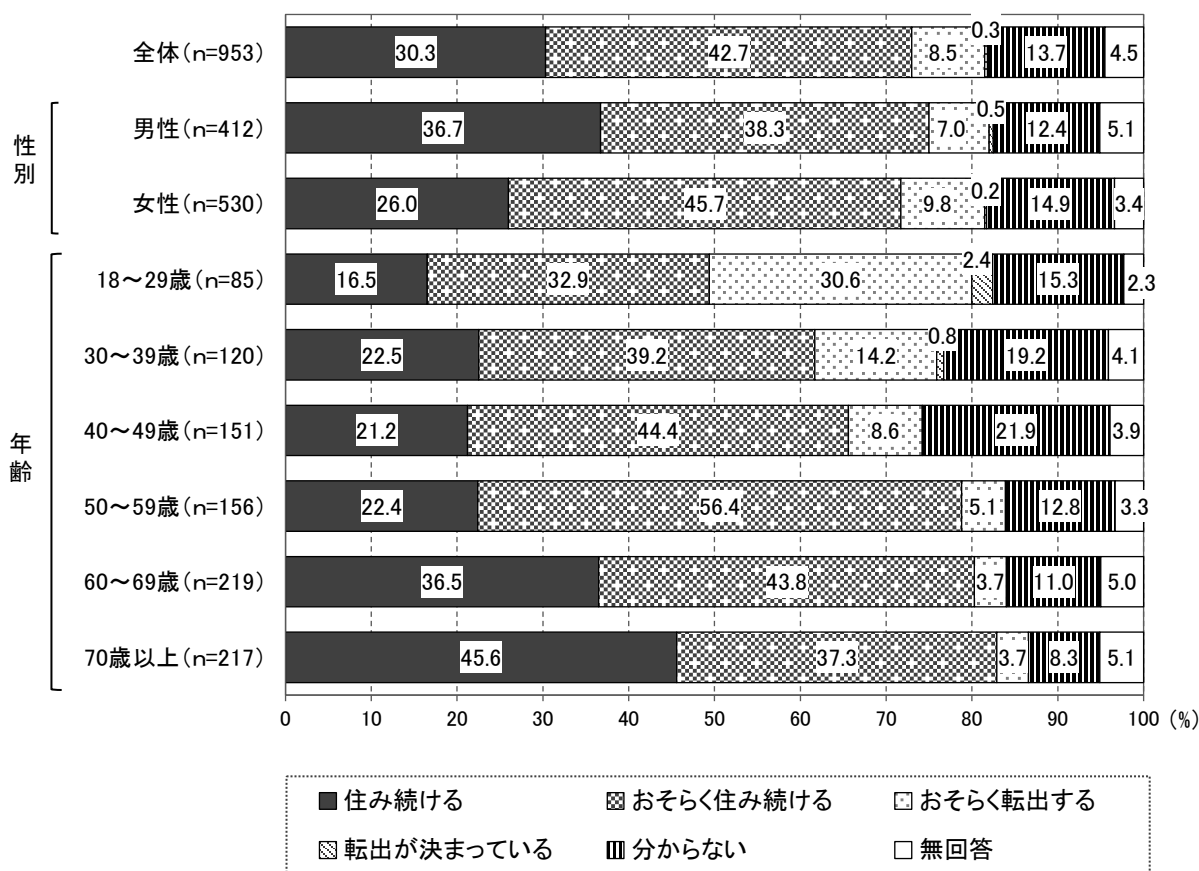
配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	3,000 票	953 票 (紙：573 票、WEB：380 票)	31.8%

1 住民の定住意向について

全体では、「おそらく住み続ける」が42.7%と最も高く、次いで、「住み続ける」(30.3%)、「分からない」(13.7%)の順となっており、「住み続ける」と「おそらく住み続ける」を合わせた“住み続ける”は73.0%となっています。

年齢層別で見ると、若年層ほど「分からない」が高く、年齢が上がるにつれて定住意向が強まる傾向にあります。

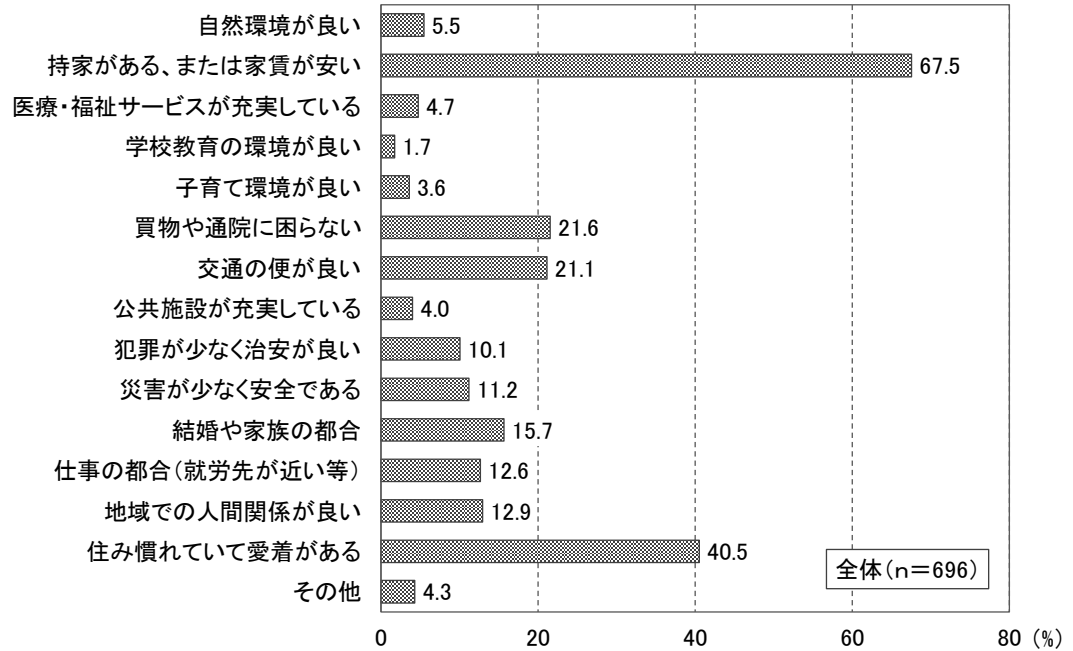
【問】 これからも忠岡町に住み続けたいと思いますか。



2 忠岡町に住み続けたい理由

「持家がある、または家賃が安い」が67.5%と最も高く、次いで、「住み慣れていて愛着がある」(40.5%)、「買物や通院に困らない」(21.6%)の順となっています。

【問】 忠岡町に住み続けたいと思う理由は何ですか。

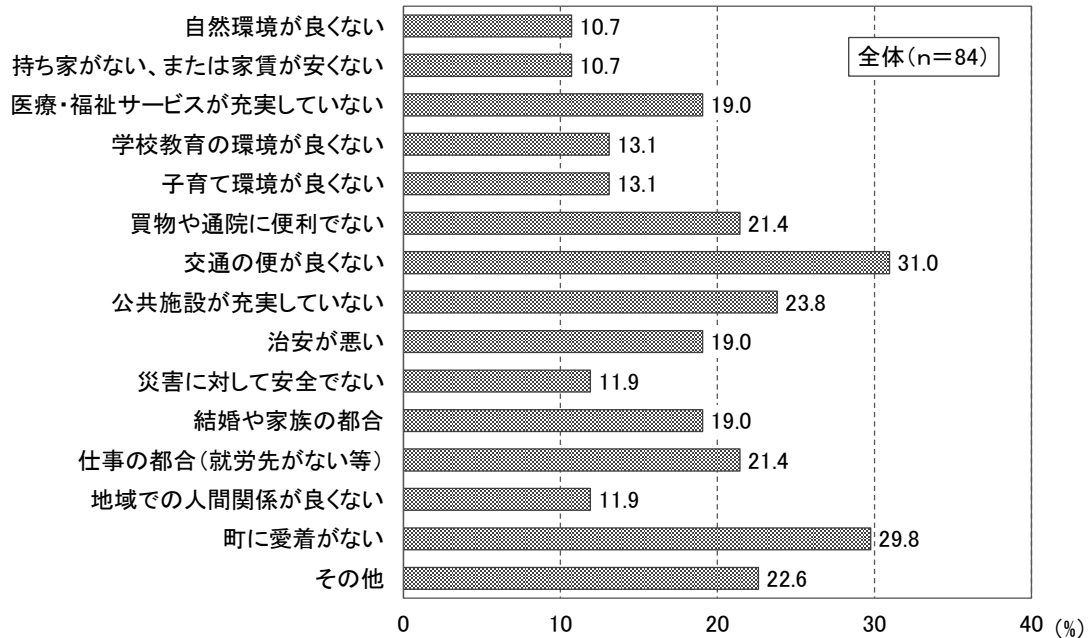


	(n=)	自然環境が良い	持家がある、または家賃が安い	医療・福祉サービスが充実している	学校教育の環境が良い	子育て環境が良い	買物や通院に困らない	交通の便が良い	公共施設が充実している	犯罪が少なく治安が良い	災害が少なく安全である	結婚や家族の都合	仕事の都合(就労先が近い等)	地域での人間関係が良い	住み慣れていて愛着がある	その他	
全体	696	38	470	33	12	25	150	147	28	70	78	109	88	90	282	30	
		5.5%	67.5%	4.7%	1.7%	3.6%	21.6%	21.1%	4.0%	10.1%	11.2%	15.7%	12.6%	12.9%	40.5%	4.3%	
性別	男性	309	18	207	14	3	7	67	63	12	26	34	35	40	41	139	18
			5.8%	67.0%	4.5%	1.0%	2.3%	21.7%	20.4%	3.9%	8.4%	11.0%	11.3%	12.9%	13.3%	45.0%	5.8%
	女性	380	20	259	19	9	18	82	83	15	43	42	70	47	48	141	12
			5.3%	68.2%	5.0%	2.4%	4.7%	21.6%	21.8%	3.9%	11.3%	11.1%	18.4%	12.4%	12.6%	37.1%	3.2%
年齢	18~29歳	42	3	13	3	2	3	7	10	2	4	0	7	7	4	23	1
			7.1%	31.0%	7.1%	4.8%	7.1%	16.7%	23.8%	4.8%	9.5%	0.0%	16.7%	16.7%	9.5%	54.8%	2.4%
	30~39歳	74	2	42	2	2	7	8	11	0	4	3	24	17	11	25	2
			2.7%	56.8%	2.7%	2.7%	9.5%	10.8%	14.9%	0.0%	5.4%	4.1%	32.4%	23.0%	14.9%	33.8%	2.7%
	40~49歳	99	5	74	3	1	1	16	14	2	7	5	15	16	10	36	3
			5.1%	74.7%	3.0%	1.0%	1.0%	16.2%	14.1%	2.0%	7.1%	5.1%	15.2%	16.2%	10.1%	36.4%	3.0%
	50~59歳	123	4	82	1	1	4	13	15	4	10	11	24	15	12	41	7
		3.3%	66.7%	0.8%	0.8%	3.3%	10.6%	12.2%	3.3%	8.1%	8.9%	19.5%	12.2%	9.8%	33.3%	5.7%	
60~69歳	176	10	134	7	3	5	41	38	9	19	25	22	19	26	71	7	
		5.7%	76.1%	4.0%	1.7%	2.8%	23.3%	21.6%	5.1%	10.8%	14.2%	12.5%	10.8%	14.8%	40.3%	4.0%	
70歳以上	180	13	125	17	3	5	65	59	11	26	34	17	13	27	85	10	
		7.2%	69.4%	9.4%	1.7%	2.8%	36.1%	32.8%	6.1%	14.4%	18.9%	9.4%	7.2%	15.0%	47.2%	5.6%	

3 忠岡町に住み続けたくない理由

「交通の便が良くない」が31.0%と最も高く、次いで、「町に愛着がない」(29.8%)、「公共施設が充実していない」(23.8%)の順となっています。

【問】 忠岡町に住み続けたいと思わない理由は何ですか。



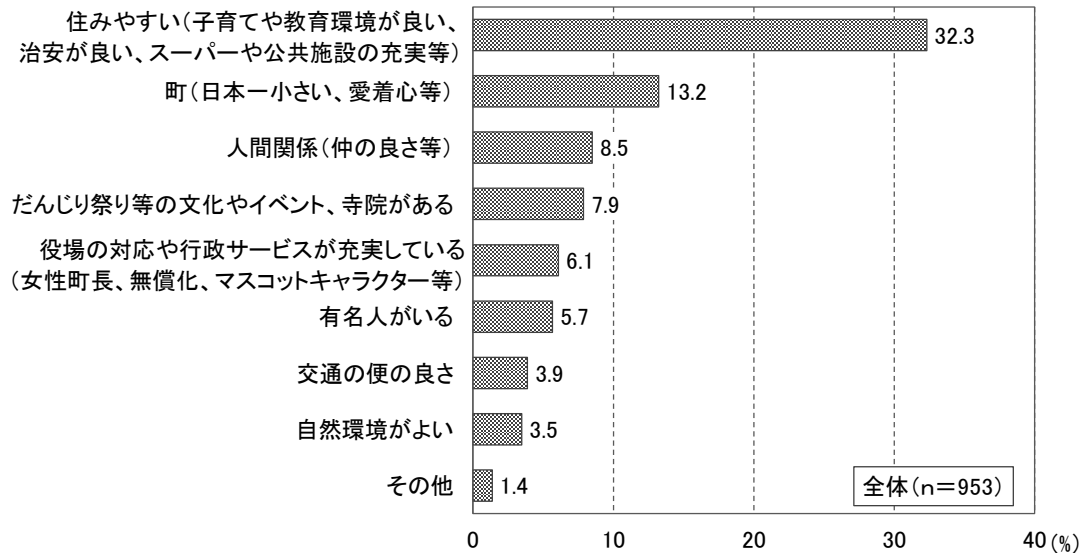
	(n=)	自然環境が良くない	持ち家がない、または家賃が安い	医療・福祉サービスが充実していない	学校教育の環境が良くない	子育て環境が良くない	買物や通院に便利でない	交通の便が良くない	公共施設が充実していない	治安が悪い	災害に対して安全でない	結婚や家族の都合	仕事の都合(就労先がない等)	地域での人間関係が良くない	町に愛着がない	その他	
全体	84	9	9	16	11	11	18	26	20	16	10	16	18	10	25	19	
		10.7%	10.7%	19.0%	13.1%	13.1%	21.4%	31.0%	23.8%	19.0%	11.9%	19.0%	21.4%	11.9%	29.8%	22.6%	
性別	男性	31	5	2	7	4	4	5	10	8	7	1	2	5	2	7	12
			16.1%	6.5%	22.6%	12.9%	12.9%	16.1%	32.3%	25.8%	22.6%	3.2%	6.5%	16.1%	6.5%	22.6%	38.7%
性別	女性	53	4	7	9	7	7	13	16	12	9	9	14	13	8	18	7
			7.5%	13.2%	17.0%	13.2%	13.2%	24.5%	30.2%	22.6%	17.0%	17.0%	26.4%	24.5%	15.1%	34.0%	13.2%
年齢	18~29歳	28	3	3	3	5	3	2	8	5	7	3	10	7	4	7	5
			10.7%	10.7%	10.7%	17.9%	10.7%	7.1%	28.6%	17.9%	25.0%	10.7%	35.7%	25.0%	14.3%	25.0%	17.9%
	30~39歳	18	0	2	4	2	4	5	5	2	3	1	1	3	1	6	7
			0.0%	11.1%	22.2%	11.1%	22.2%	27.8%	27.8%	11.1%	16.7%	5.6%	5.6%	16.7%	5.6%	33.3%	38.9%
	40~49歳	13	2	2	2	4	4	1	2	2	5	2	4	5	3	2	2
			15.4%	15.4%	15.4%	30.8%	30.8%	7.7%	15.4%	15.4%	38.5%	15.4%	30.8%	38.5%	23.1%	15.4%	15.4%
	50~59歳	8	3	1	1	0	0	4	4	3	0	1	0	1	0	4	1
		37.5%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	37.5%	0.0%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	50.0%	12.5%	
60~69歳	8	1	1	4	0	0	3	4	5	1	2	1	1	1	4	1	
		12.5%	12.5%	50.0%	0.0%	0.0%	37.5%	50.0%	62.5%	12.5%	25.0%	12.5%	12.5%	12.5%	50.0%	12.5%	
70歳以上	8	0	0	1	0	0	2	2	2	0	0	0	1	1	2	2	
		0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	25.0%	25.0%	

4 忠岡町の自慢について

「住みやすい（子育てや教育環境が良い、治安が良い、スーパーや公共施設の充実等）」が32.3%と最も高く、次いで、「町（日本一小さい、愛着心等）」（13.2%）、「人間関係（仲の良さ等）」（8.5%）の順となっています。

【問】 あなたが思う忠岡町の自慢したいところを記入してください。

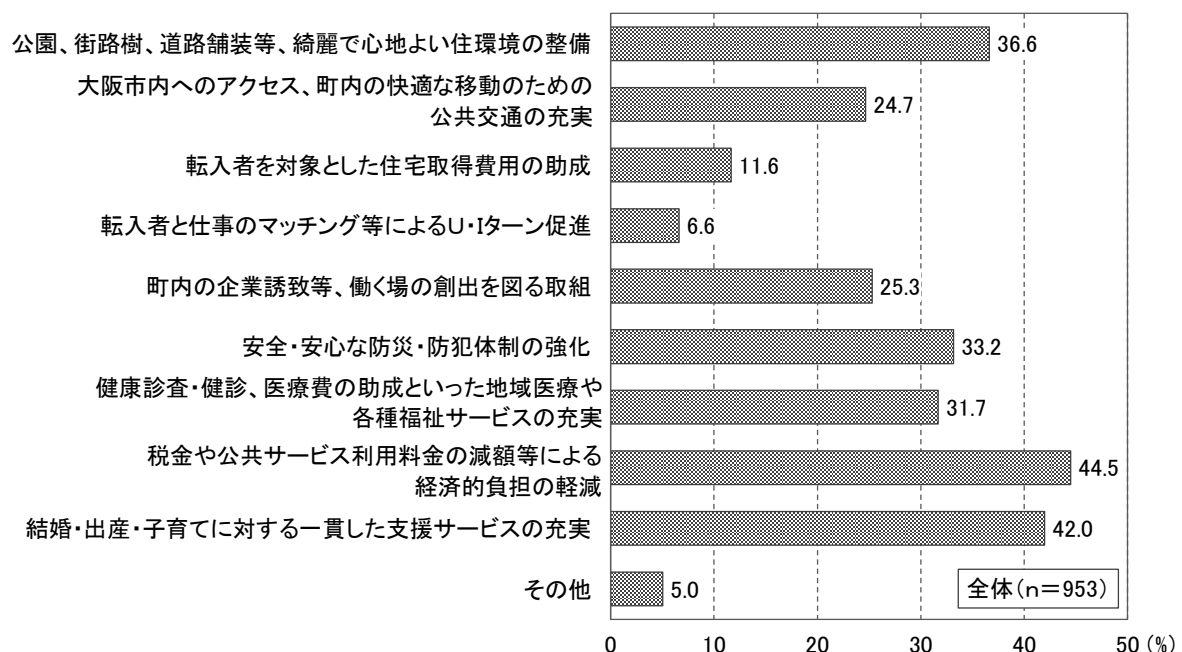
※回答していただいた記述をカテゴリーに分けて集計し、グラフ化しました。



5 人口減少の対策

「税金や公共サービス利用料金の減額等による経済的負担の軽減」が44.5%と最も高く、次いで、「結婚・出産・子育てに対する一貫した支援サービスの充実」（42.0%）、「公園、街路樹、道路舗装等、綺麗で心地よい住環境の整備」（36.6%）の順となっています。

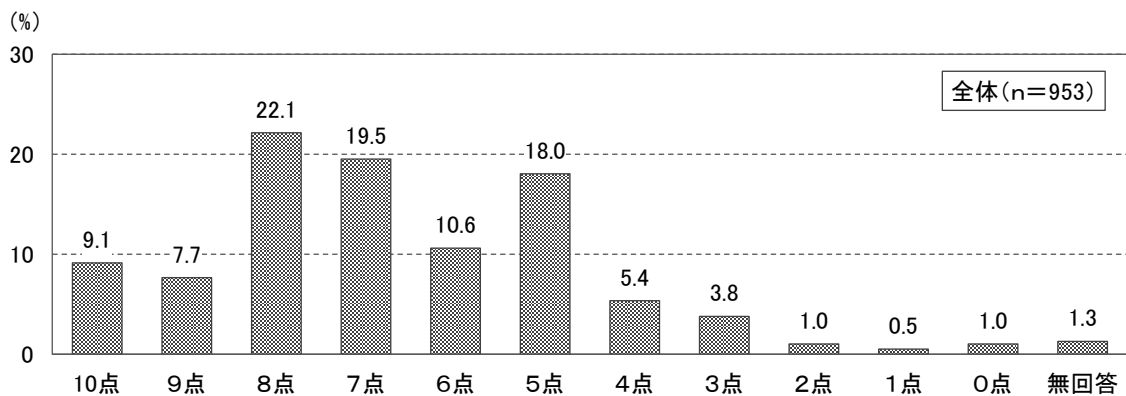
【問】 人口減少の対策として、転出抑制や転入促進を図るうえでどのような取組に力を入れていくべきだと思いますか。



6 主観的幸福感について

「8点」が22.1%と最も高く、次いで、「7点」(19.5%)、「5点」(18.0%)の順となっています。なお、平均は6.7点となっています。

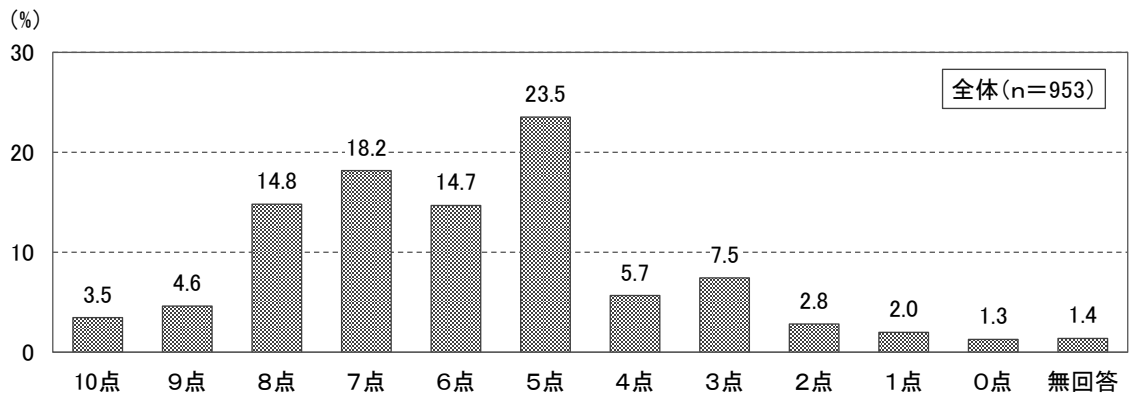
【問】 現在、あなたはどの程度幸せですか。
(10点が「とても幸せ」、0点が「とても不幸」)



7 地域の暮らしの満足度について

「5点」が23.5%と最も高く、次いで、「7点」(18.2%)、「8点」(14.8%)の順となっています。なお、平均は5.9点となっています。

【問】 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしにどの程度満足していますか。
(10点が「とても満足」、0点が「とても不満足」)



8 忠岡町の現状に対する「満足度」と「重要度」

本町の施策について、「現状に対する満足度」と「今後の重要度」について質問しました。「現状に対する満足度」と「今後の重要度」の回答結果に基づき、以下の配点により点数化を行いました。

<評価点の算出方法>

現状に対する満足度		今後の重要度	
満足	10点	重要	10点
どちらかと言えば満足	5点	どちらかと言えば重要	5点
どちらかと言えば不満	-5点	あまり重要でない	-5点
不満	-10点	重要でない	-10点
分からない	0点	分からない	0点

【算出方法】

各選択肢の回答者数に回答ごとの点数（-10～10点）を乗じ、その合計について、全体から「無回答」を除く回答数で割った値をそれぞれの項目の評価点としました。

※ここでは、「満足度が低く、重要度が高い」（住民が最も対応を求めている施策項目）に着眼して、結果を以下のとおり整理しています。

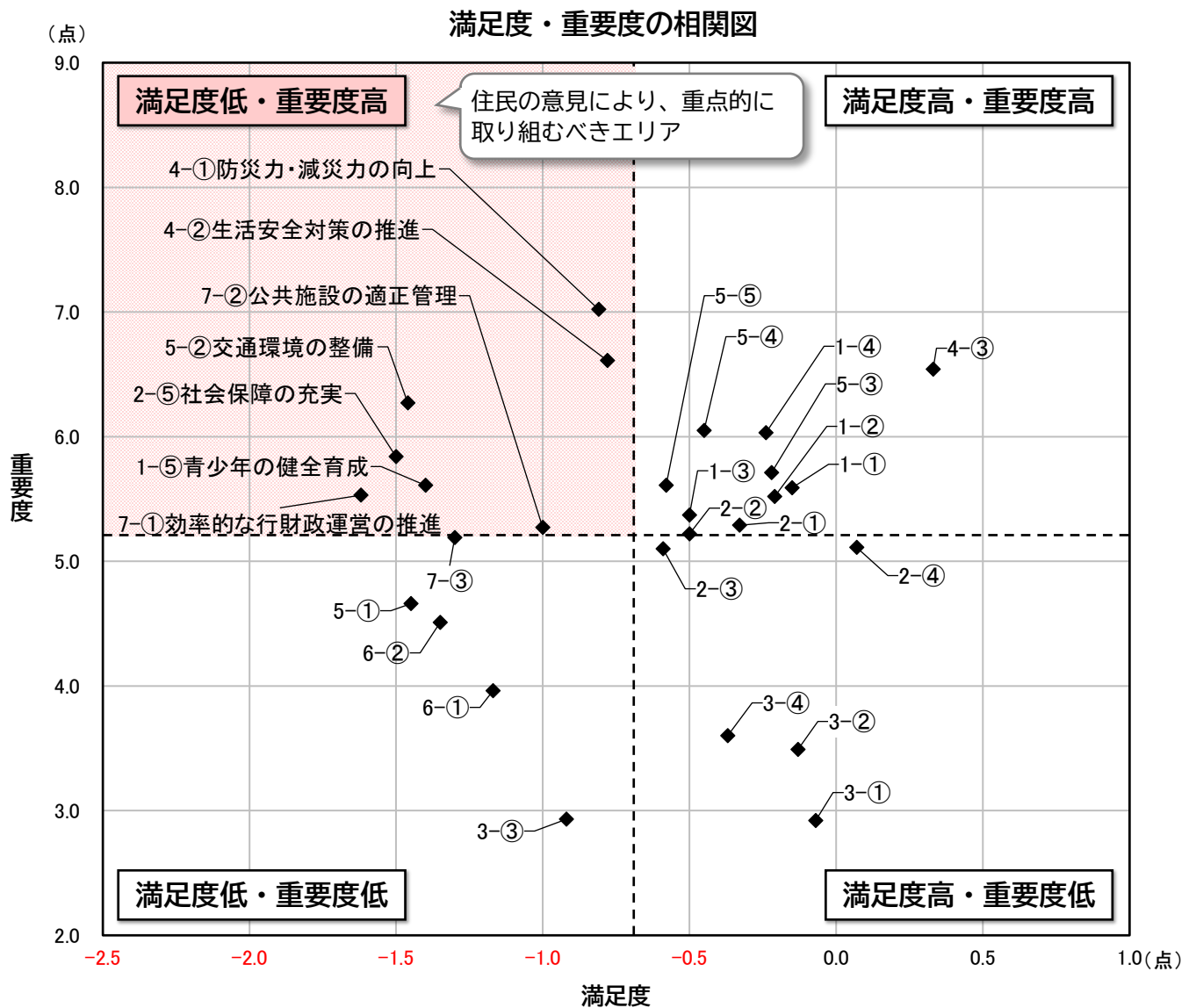
【全体評価】

- 「1-⑤青少年の健全育成」・「2-⑤社会保障の充実」・「4-①防災力・減災力の向上」・「4-②生活安全対策の推進」・「5-②交通環境の整備」・「7-①効率的な行財政運営の推進」・「7-②公共施設の適正管理」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。このことから、住民の関心が高く、生活の安心・安全や行政運営の質に直結する分野において、現状の施策が十分に評価されていないことがうかがえます。今後は、これらの分野を重点的に改善・強化する必要があります。

【分野別評価】

- 子ども・教育分野では、「1-⑤青少年の健全育成」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。
- 健康・福祉分野では、「2-⑤社会保障の充実」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。
- 自治・多様性分野では、満足度が低く重要度が高いところに位置している項目はなく、全て重要度が低いところに位置しています。
- 安全・安心な暮らし分野では、「4-①防災力・減災力の向上」・「4-②生活安全対策の推進」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。
- 環境・都市基盤分野では、「5-②交通環境の整備」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。
- 産業・雇用分野では、満足度が低く重要度が高いところに位置している項目はなく、全て満足度が低く重要度が低いところに位置しています。
- まちの運営・施設管理分野では、「7-①効率的な行財政運営の推進」・「7-②公共施設の適正管理」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。

満足度・重要度の分布



「満足度が低い」かつ「重要度が高い」

満足度と重要度、それぞれの評価点の平均を基準とした相関図を示しました。「満足度低・重要度高」に位置している項目は、住民が最も対応を求めている施策項目となります。

■評価点一覧

	項目	満足度 (点)	重要度 (点)
1 子ども・教育分野	①学校教育の充実	-0.15	5.59
	②学校教育環境の充実	-0.21	5.52
	③結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実	-0.50	5.37
	④安心して子育てできる環境の充実	-0.24	6.03
	⑤青少年の健全育成	-1.40	5.61
2 健康・福祉分野	①高齢者福祉の充実	-0.33	5.29
	②障がい者福祉の充実	-0.50	5.22
	③地域福祉の充実	-0.59	5.10
	④健康づくりの推進	0.07	5.11
	⑤社会保障の充実	-1.50	5.84
3 自治・多様性分野	①人権・多文化共生の意識醸成	-0.07	2.92
	②地域共助・コミュニティ活動の支援	-0.13	3.49
	③魅力向上・発信	-0.92	2.93
	④生涯学習・生涯スポーツの推進	-0.37	3.60
4 安全・安心な暮らし分野	①防災力・減災力の向上	-0.81	7.02
	②生活安全対策の推進	-0.78	6.61
	③消防防災体制の充実強化	0.33	6.54
5 環境・都市基盤分野	①適正な土地利用の推進	-1.45	4.66
	②交通環境の整備	-1.46	6.27
	③良好で快適な住環境の形成	-0.22	5.71
	④公衆衛生の維持	-0.45	6.05
	⑤環境への配慮	-0.58	5.61
6 産業・雇用分野	①産業振興・創業	-1.17	3.96
	②就労支援	-1.35	4.51
7 まちの運営・施設管理分野	①効率的な行財政運営の推進	-1.62	5.53
	②公共施設の適正管理	-1.00	5.27
	③人材育成	-1.30	5.19
平均		-0.69	5.21

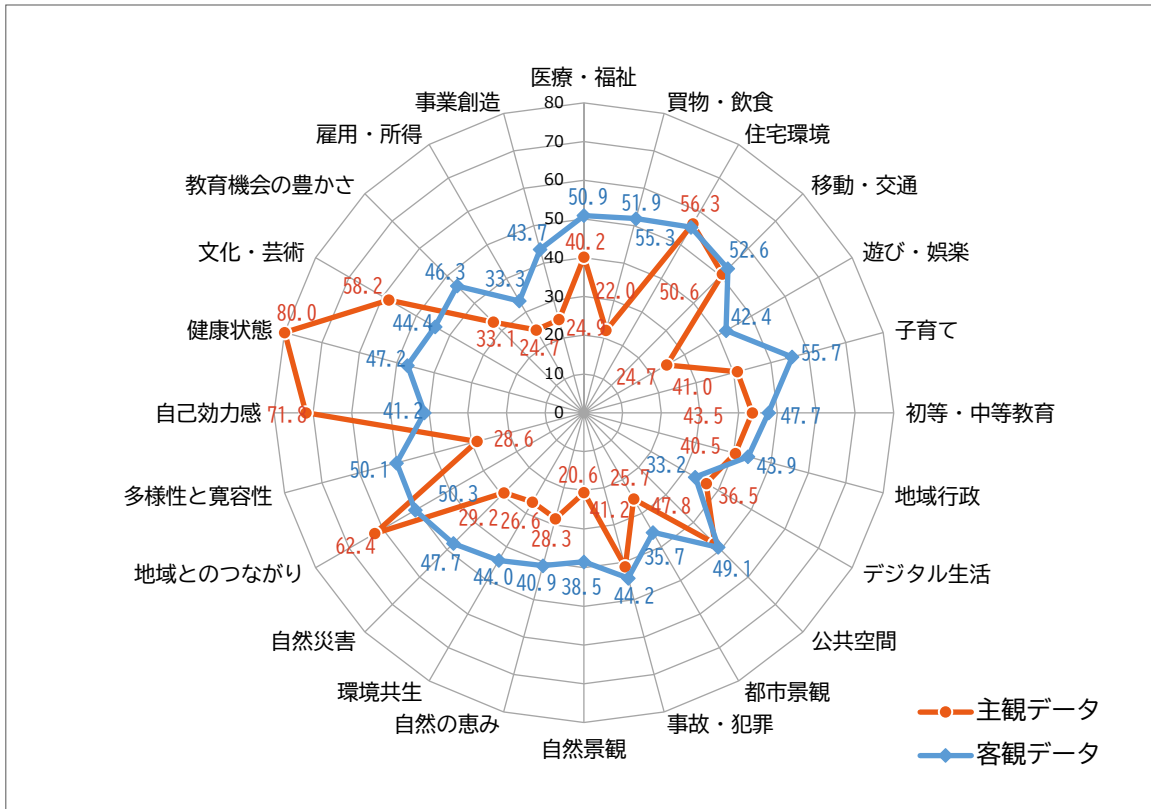
9 地域幸福度(Well-Being)指標について

住民意識調査において「主観指標」を測る設問を設定して質問しました。地域幸福度(Well-Being)指標とは、「主観指標」と「客観指標」のデータをバランスよく活用し、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-Being)」を指標で数値化・可視化する新たな取組であり、国のデジタル庁が先導して全国の自治体で実施されています。

◆地域幸福度(Well-Being)指標の考え方◆

地域幸福度(Well-Being)指標は、地域ごとの住民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-Being)」を数値化・可視化するものであり、「50」という基準値を基に、数値が低ければ「弱み」、数値が高ければ「強み」と評価します。なお、「主観指標」は、今回の住民意識調査で得た結果を偏差値に置き換えた数値であり、「客観指標」は、本町の状況を示すオープンデータを基に国が自治体ごとに偏差値に置き換えた数値です。

■忠岡町の地域幸福度(Well-Being)指標の結果



- 主観データを見ると、「健康状態」や「自己効力感」、「地域とのつながり」等で高いスコア。
- 客観データを見ると、「子育て」や「住宅環境」、「移動・交通」等で高いスコア。
- 客観データが主観データを大きく上回る（＝統計的に測定された幸福度や満足度が、住民自身が感じる幸福度や満足度よりも高い）ものは「買物・飲食」、「多様性と寛容性」、「事業創造」となった。
- 主観データが客観データを大きく上回る（＝住民自身が感じる幸福度や満足度が、統計的に測定された客観的な指標よりも高い）ものは、「健康状態」、「自己効力感」、「文化・芸術」となった。

※列ごとに、上位 10%の項目に赤の網掛け、下位 10%の項目に緑の網掛けを実施。

年度	カテゴリ・評価指標	主観データ	客観データ	客観-主観	主観-客観
2025 年度版	医療・福祉	40.2	50.9	10.7	-10.7
2025 年度版	買物・飲食	22.0	51.9	29.9	-29.9
2025 年度版	住宅環境	56.3	55.3	-1.0	1.0
2025 年度版	移動・交通	50.6	52.6	2.0	-2.0
2025 年度版	遊び・娯楽	24.7	42.4	17.7	-17.7
2025 年度版	子育て	41.0	55.7	14.7	-14.7
2025 年度版	初等・中等教育	43.5	47.7	4.2	-4.2
2025 年度版	地域行政	40.5	43.9	3.4	-3.4
2025 年度版	デジタル生活	36.5	33.2	-3.3	3.3
2025 年度版	公共空間	47.8	49.1	1.3	-1.3
2025 年度版	都市景観	25.7	35.7	10.0	-10.0
2025 年度版	事故・犯罪	41.2	44.2	3.0	-3.0
2025 年度版	自然景観	20.6	38.5	17.9	-17.9
2025 年度版	自然の恵み	28.3	40.9	12.6	-12.6
2025 年度版	環境共生	26.6	44.0	17.4	-17.4
2025 年度版	自然災害	29.2	47.7	18.5	-18.5
2025 年度版	地域とのつながり	62.4	50.3	-12.1	12.1
2025 年度版	多様性と寛容性	28.6	50.1	21.5	-21.5
2025 年度版	自己効力感	71.8	41.2	-30.6	30.6
2025 年度版	健康状態	80.0	47.2	-32.8	32.8
2025 年度版	文化・芸術	58.2	44.4	-13.8	13.8
2025 年度版	教育機会の豊かさ	33.1	46.3	13.2	-13.2
2025 年度版	雇用・所得	24.7	33.3	8.6	-8.6
2025 年度版	事業創造	24.9	43.7	18.8	-18.8

- ①主観高・客観高＝強み分野
 ②主観低・客観低＝弱み分野
 ③主観<客観＝体験・評価が追いついていない分野
 ④主観>客観＝住民の自己評価が高い分野

6. 改訂前基本計画の成果

(1) 改訂前基本計画の評価まとめ

①評価方法

改訂前基本計画の構造を踏まえ、各分野別施策に設定している目標指標の達成状況进行评估し、その積み上げにより計画全体の評価を行います。

【参考】改訂前基本計画の構造

基本目標 (7)	基本方針 (17)	基本施策 (27)	施策展開の 方向 (76)	事業 (215)	目標指標 (81)
基本目標1 子育てがしやすいまち	学校教育が充実したまちづくり	1 学校教育の充実	4	18	5
		2 学校教育環境の充実	2	5	2
	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり	3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実	3	14	4
		4 安心して子育てできる環境の充実	5	12	4
		5 青少年の健全育成	3	6	4
基本目標2 健康に暮らせるまち	誰もが暮らしやすいまちづくり	6 高齢者福祉の充実	1	4	4
		7 障がい者福祉の充実	1	6	2
		8 地域福祉の充実	2	4	1
	健康づくりを推進するまちづくり	9 健康づくりの推進	5	14	7
		10 社会保障の充実	4	7	3
基本目標3 生涯活躍できるまち	多様な価値観を尊重するまちづくり	11 人権・多文化共生の意識醸成	5	11	1
	愛着がもてるまちづくり	12 地域共助・コミュニティ活動の支援	4	17	3
		13 魅力向上・発信	3	5	4
	生涯にわたって学べるまちづくり	14 生涯学習・生涯スポーツの推進	2	6	5
基本目標4 安心して暮らせるまち	災害に強いまちづくり	15 防災力・減災力の向上	2	7	2
	安全に暮らせるまちづくり	16 生活安全対策の推進	2	5	3
		17 消防防災体制の充実強化	2	7	2
基本目標5 便利で生活しやすいまち	人が集うまちづくり	18 適正な土地利用の推進	2	2	4
	町内移動がしやすいまちづくり	19 交通環境の整備	3	3	2
	快適な都市基盤のまちづくり	20 良好で快適な住環境の形成	2	8	1
		21 公衆衛生の維持	3	8	2
	環境へ配慮したまちづくり	22 環境への配慮	4	16	2
基本目標6 誰もが働きたくなるまち	地域振興をめざしたまちづくり	23 産業振興・創業	4	12	6
	働きやすい環境のまちづくり	24 就労支援	2	4	3
基本目標7 持続可能な行財政運営が できているまち	限られた行政資源を有効活用できているまちづくり	25 効率的な行財政運営の推進	4	11	3
		26 公共施設の適正管理	1	2	1
	柔軟な体制をとれているまちづくり	27 人材育成	1	1	1

	施策名	目標指標 (13)
重点プロジェクト	1 小さなまちだからこそできるつながる未来応援プロジェクト	2
	2 小さなまちでの職住近接プロジェクト	3
	3 小さなまちでの魅力発掘プロジェクト	4
	4 小さなまちだからこそ取り組む健幸創造プロジェクト	4

計画全体の 94 の指標のうち、達成率は次の通りとなりました。

評価の視点	評価結果	全体に占める割合
目標指標の 達成度評価	①100%以上：25 指標	26.6%
	②80%以上：27 指標	28.7%
	③50%以上：21 指標	22.3%
	④50%未満：17 指標	18.1%
	※対象外：4 指標	4.3%

目標指標の達成度評価に当たっては、計画に設定された 94 の目標指標の達成率について、次の手法により算出・評価を行い、結果を取りまとめています。

- ①100%以上：達成率が 100%以上
- ②80%以上：達成率が 80%以上、100%未満
- ③50%以上：達成率が 50%以上、80%未満
- ④50%未満：達成率が 50%未満
- 対象外：関連する事業の実施が中止になった等により、実績値がない指標

94 の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が 25 指標 (26.6%)、「②80%以上」が 27 指標 (28.7%)、「③50%以上」が 21 指標 (22.3%)、「④50%未満」が 17 指標 (18.1%)、「対象外」が 4 指標 (4.3%) となりました。

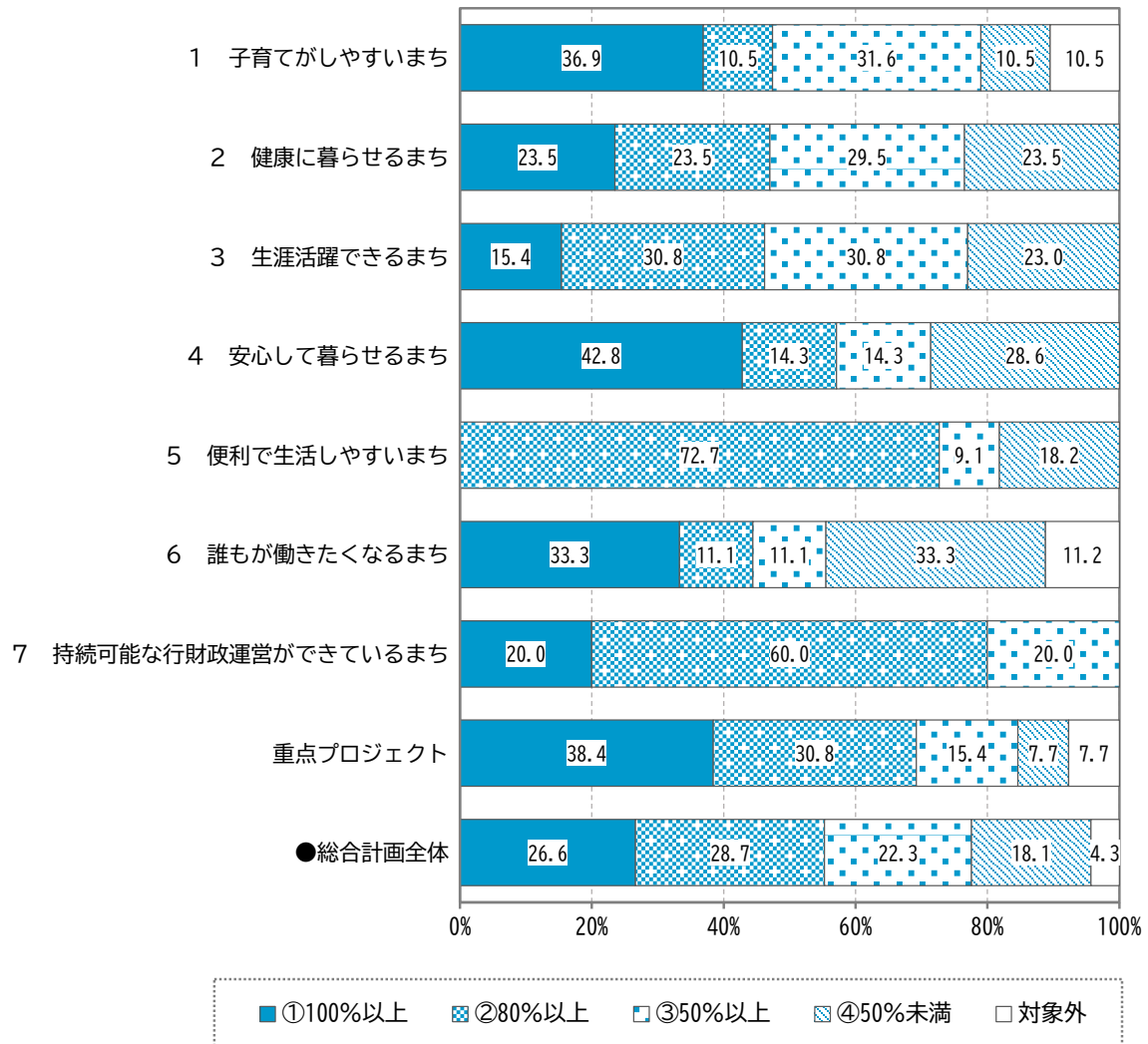
達成度については達成率「①100%以上」「②80%以上」の指標が 5 割以上となっており、概ね計画通りの進捗を達成できていると考えられます。

		達成度評価				
		① 100% 以上	② 80% 以上	③ 50% 以上	④ 50% 未満	対象外
基本目標1 子育てがしやすいまち		7	2	6	2	2
	学校教育が充実したまちづくり	3	0	3	1	0
	切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり	4	2	3	1	2
基本目標2 健康に暮らせるまち		4	4	5	4	0
	誰もが暮らしやすいまちづくり	4	1	2	0	0
	健康づくりを推進するまちづくり	0	3	3	4	0
基本目標3 生涯活躍できるまち		2	4	4	3	0
	多様な価値観を尊重するまちづくり	1	0	0	0	0
	愛着がもてるまちづくり	0	3	2	2	0
	生涯にわたって学べるまちづくり	1	1	2	1	0
基本目標4 安心して暮らせるまち		3	1	1	2	0
	災害に強いまちづくり	0	1	0	1	0
	安全に暮らせるまちづくり	3	0	1	1	0
基本目標5 便利で生活しやすいまち		0	8	1	2	0
	人が集うまちづくり	0	1	1	2	0
	町内移動がしやすいまちづくり	0	2	0	0	0
	快適な都市基盤のまちづくり	0	3	0	0	0
	環境へ配慮したまちづくり	0	2	0	0	0
基本目標6 誰もが働きたくなるまち		3	1	1	3	1
	地域振興をめざしたまちづくり	3	1	0	1	1
	働きやすい環境のまちづくり	0	0	1	2	0
基本目標7 持続可能な行財政運営ができているまち		1	3	1	0	0
	限られた行政資源を有効活用できているまちづくり	1	3	0	0	0
	柔軟な体制をとれているまちづくり	0	0	1	0	0
重点プロジェクト		5	4	2	1	1
合計		25	27	21	17	4

②全目標の指標達成状況

分野ごとの指標の達成状況をみると、「4 安心して暮らせるまち」で達成率「①100%以上」が42.8%と最も高く、次いで「重点プロジェクト」が38.4%、「1 子育てがしやすいまち」が36.9%となっています。

一方で、「6 誰もが働きたくなるまち」については、「④50%未満」の割合が33.3%と最も高くなっています。



③基本目標ごとの指標達成状況の詳細

基本目標 ①子育てがしやすいまち（子ども・教育）

■19の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が7指標（36.9%）、「②80%以上」が2指標（10.5%）、「③50%以上」が6指標（31.6%）、「④50%未満」が2指標（10.5%）、「対象外」が2指標（10.5%）となっています。

■ただし、達成区分「④50%未満」の「図書館での年間書籍貸し出し数（7～12歳）」、「児童館利用者数」については、当該の数値目標の達成に向けた必要性を含め、精査が必要です。

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2030)	実績 (2024)		
			実績	達成率	達成区分
学校教育が充実したまちづくり					
1 学校教育の充実					
課題に自発的に取り組んでいるか（小学生）	71.1%	75.0%	86.1%	114.8%	①100%以上
課題に自発的に取り組んでいるか（中学生）	70.3%	75.0%	81.8%	109.1%	①100%以上
図書館での年間書籍貸し出し数（7～12歳）	7,012冊	7,500冊	2,225冊	29.7%	④50%未満
図書館での年間書籍貸し出し数（13～15歳）	824冊	1,000冊	563冊	56.3%	③50%以上
年間英検合格者数	95人	100人	54人	54.0%	③50%以上
2 学校教育環境の充実					
小・中学校での洋便器率	52%	70%	52%	74.3%	③50%以上
統合型校務支援システム整備率	0%	100%	100%	100.0%	①100%以上
切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり					
3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実					
婚姻数	59件	70件	40件	57.1%	③50%以上
出生数	101人	130人	100人	76.9%	③50%以上
子育てに関する各種教室参加者数（延人数）	823人	1,000人	741人	74.1%	③50%以上
乳児健診	91%	100%	96.1%	96.1%	②80%以上
4 安心して子育てできる環境の充実					
待機児童	4人	0人	0人	100.0%	①100%以上
30～34歳女性の就業率	65.6%	70.0%	最新データなし	対象外	対象外
35～39歳女性の就業率	61.8%	70.0%	最新データなし	対象外	対象外
子育て支援センターでの各種講座への参加者数（保護者、子ども）	4,109人	5,000人	8,949人	179.0%	①100%以上
5 青少年の健全育成					
児童館利用者数	26,711人	27,000人	10,939人	40.5%	④50%未満
自分には、よいところがあると思うか（小学生）	72.4%	75.0%	76.4%	101.9%	①100%以上
自分には、よいところがあると思うか（中学生）	64.2%	70.0%	75.3%	107.6%	①100%以上
見守り隊等延参加者数	1,344人	1,400人	1,166人	83.3%	②80%以上

基本目標 ②健康に暮らせるまち（健康・福祉）

■17の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が4指標（23.5%）、「②80%以上」が4指標（23.5%）、「③50%以上」が5指標（29.5%）、「④50%未満」が4指標（23.5%）、「対象外」が0指標（0.0%）となっています。

■とりわけ、施策「9 健康づくりの推進」についてはコロナ禍の影響もあり7つのKPI全てにおいて達成区分が100%以下であり、うち4つが「④50%未満」となっていることから、今後の取組推進が求められます。

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2030)	実績（2024）		
			実績	達成率	達成区分
誰もが暮らしやすいまちづくり					
6 高齢者福祉の充実					
高齢者に占める支援・要介護認定者の割合	21.8%	21.8%	21.2%	102.8%	①100%以上
介護予防のための教室利用者数	754人	1,000人	699人	69.9%	③50%以上
総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家利用者数	16,290人	20,000人	22,396人	112.0%	①100%以上
福祉バス 利用者数	12,183人	13,500人	8,465人	62.7%	③50%以上
7 障がい者福祉の充実					
障がい者社会参加促進総合事業延参加者	311人	340人	466人	137.1%	①100%以上
相談支援事業対応件数	2,121件	2,340件	1,961件	83.8%	②80%以上
8 地域福祉の充実					
コミュニティソーシャルワーカー※相談対応件数	206件	306件	424件	138.6%	①100%以上
健康づくりを推進するまちづくり					
9 健康づくりの推進					
特定健診受診率	33.7%	50%	37.2%	74.4%	③50%以上
健康教室等参加人数	470人	1,000人	245人	24.5%	④50%未満
胃がん検診受診率	7%	30%	4.45%	14.8%	④50%未満
肺がん検診受診率	5%	30%	5.75%	19.2%	④50%未満
大腸がん検診受診率	7%	30%	6.55%	21.8%	④50%未満
子宮がん検診受診率	23%	30%	21.60%	72.0%	③50%以上
乳がん検診受診率	24%	30%	22.80%	76.0%	③50%以上
10 社会保障の充実					
国民健康保険料収納率	94.3%	96.0%	95.1%	97.9%	②80%以上
介護保険料収納率	99.1%	100%	99.2%	99.7%	②80%以上
後期高齢者医療保険料収納率	99.8%	99.9%	99.5%	99.6%	②80%以上

基本目標 ③生涯活躍できるまち（自治・多様性）

■13の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が2指標（15.4%）、「②80%以上」が4指標（30.8%）、「③50%以上」が4指標（30.8%）、「④50%未満」が3指標（23.0%）、「対象外」が0指標（0.0%）となっています。

■とりわけ、達成区分が「④50%未満」となっている、「自主防災組織における防災訓練・啓発事業の団体数」、「ふるさと納税寄附件数」、「スポーツイベント参加者数」について、達成率の評価方法を含め、施策の進捗に資するKPIとなっているか指標設定の妥当性を含め、検証が必要です。

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2030)	実績(2024)		
			実績	達成率	達成区分
多様な価値観を尊重するまちづくり					
11 人権・多文化共生の意識醸成					
多文化共生(国際交流・人権・男女・平和) イベントの参加者数	200人	500人	500人	100.0%	①100%以上
愛着がもてるまちづくり					
12 地域共助・コミュニティ活動の支援					
自主防災組織における防災訓練・啓発事業の団体数	1団体	10団体	3団体	30.0%	④50%未満
自治会加入率	74.1%	80%	73.85%	92.3%	②80%以上
防災訓練等参加者数	539人	639人	415人	64.9%	③50%以上
13 魅力向上・発信					
ふるさと納税寄附件数	11,308件	15,000件	6,940件	46.3%	④50%未満
町民文化祭の来場者数	1,168人	1,200人	620人	51.7%	③50%以上
町民音楽祭の来場者数	180人	200人	191人	95.5%	②80%以上
正木美術館入館者数	1,300人	1,500人	1,248人	83.2%	②80%以上
生涯にわたって学べるまちづくり					
14 生涯学習・生涯スポーツの推進					
文化会館クラブ活動状況(延実施回数)	1,643回	1,700回	1,285回	75.6%	③50%以上
文化会館クラブ活動状況(在籍者数)	974人	1,000人	637人	63.7%	③50%以上
生涯学習プログラムの参加者数	845人	1,000人	1,043人	104.3%	①100%以上
スポーツイベント参加者数	2,147人	2,200人	451人	20.5%	④50%未満
コパンスポーツセンター忠岡利用状況(延人数)	65,146人	68,000人	58,508人	86.0%	②80%以上

基本目標 ④安心して暮らせるまち（安全・安心）

■7の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が3指標（42.8%）、「②80%以上」が1指標（14.3%）、「③50%以上」が1指標（14.3%）、「④50%未満」が2指標（28.6%）、「対象外」が0指標（0.0%）となっています。

■達成区分「④50%未満」の「ただおかメール登録者数」、「交通安全教室への参加者数」については、当該の基本戦略の数値目標の達成に向けた必要性を含め、再度精査が必要です。

■他方で、達成区分が「①100%以上」のKPIをみると、「交通事故死傷者数」、「救命講習受講者数」、「一般家庭防火訪問件数」となっており、とりわけ施策「17 消防防災体制の充実強化」では「①100%以上」が2指標（100.0%）であることから、進捗率を踏まえたKPIの適正な上方修正が必要です。

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2030)	実績(2024)		
			実績	達成率	達成区分
災害に強いまちづくり					
15 防災力・減災力の向上					
各種災害協定の締結数	65件	85件	73件	85.9%	②80%以上
ただおかメール登録者数	255人	1,255人	340人	27.1%	④50%未満
安全に暮らせるまちづくり					
16 生活安全対策の推進					
交通事故死傷者数	104人	減少	69人	150.7%	①100%以上
交通安全教室への参加者数	85人	200人	35人	17.5%	④50%未満
消費生活相談対応件数	61件	100件	56件	56.0%	③50%以上
17 消防防災体制の充実強化					
救命講習受講者数	351人	400人	566人	141.5%	①100%以上
一般家庭防火訪問件数	304件	350件	351件	100.3%	①100%以上

基本目標 ⑤便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）

■11の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が0指標（0.0%）、「②80%以上」が8指標（72.7%）、「③50%以上」が1指標（9.1%）、「④50%未満」が2指標（18.2%）、「対象外」が0指標（0.0%）となっています。

■達成率「①100%以上」が0指標となっている中で、特に達成区分「④50%未満」の「1,000人当たり小売店数」、「1,000人当たり飲食店数」については、当該の基本戦略の数値目標の達成に向けた必要性を含め、今後の施策展開を踏まえた見直しが求められます。

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2030)	実績(2024)		
			実績	達成率	達成区分
人が集うまちづくり					
18 適正な土地利用の推進					
忠岡駅の一日当たりの平均乗降者数	9,497人	9,500人	7,655人	80.6%	②80%以上
1,000人当たり空家件数	70棟/千人	70棟/千人	89.4棟/千人	78.3%	③50%以上
1,000人当たり小売店数	5.9件/千人	7.0件/千人	2.7件/千人	38.6%	④50%未満
1,000人当たり飲食店数	2.6件/千人	3.0件/千人	1.2件/千人	40.0%	④50%未満
町内移動がしやすいまちづくり					
19 交通環境の整備					
認定道路路線数	275	300	288	96.0%	②80%以上
認定道路舗装道延長	51,490m	53,000m	52,358m	98.8%	②80%以上
快適な都市基盤のまちづくり					
20 良好で快適な住環境の形成					
1,000人当たり新設住宅着工件数	5.6件	6.0件	5.1件	85.0%	②80%以上
21 公衆衛生の維持					
汚水整備率	97.2%	98.8%	97.6%	98.8%	②80%以上
水洗化率	90.1%	98.3%	93.6%	95.2%	②80%以上
環境へ配慮したまちづくり					
22 環境への配慮					
一人当たりの一日のごみ排出量	865g	769g	822g	93.6%	②80%以上
ごみのリサイクル率	17.5%	20.5%	17.40%	84.9%	②80%以上

基本目標 ⑥誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）

- 9の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が3指標（33.3%）、「②80%以上」が1指標（11.1%）、「③50%以上」が1指標（11.1%）、「④50%未満」が3指標（33.3%）、「対象外」が1指標（11.1%）となっています。
- 達成区分「④50%未満」の「不況対策による利子補給制度の実施」、「住民雇用に取り組む事業者に対する補助申請件数」、「資格試験対策講座（受講者数）」については、当該の基本戦略の数値目標の達成に向けた必要性を含め、再度精査が必要です。
- とりわけ、施策「24 就労支援」については、3つのKPI全てにおいて達成区分が100%以下であり、うち2つが「④50%未満」となっていることから、今後の取組推進が求められます。

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2030)	実績(2024)		
			実績	達成率	達成区分
地域振興をめざしたまちづくり					
23 産業振興・創業					
生産年齢人口	10,213人	9,698人	9,815人	101.2%	①100%以上
昼夜間人口比率	93.7%	94.0%	最新データなし	対象外	対象外
年間商品販売額（小売）	151億円	180億円	163億円	90.6%	②80%以上
年間製造品出荷額	557億円	650億円	708億円	108.9%	①100%以上
不況対策による利子補給制度の実施	41件	50件	15件	30.0%	④50%未満
町内での法人設立数	25件	25件	30件	120.0%	①100%以上
働きやすい環境のまちづくり					
24 就労支援					
住民雇用に取り組む事業者に対する補助申請件数	3件	10件	0件	0.0%	④50%未満
就労に向けた能力向上のための補助金申請件数	24件	50件	25件	50.0%	③50%以上
資格試験対策講座（受講者数）	32人	50人	10人	20.0%	④50%未満

基本目標 ⑦持続可能な行財政運営ができているまち（まちの運営）

- 5の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が1指標（20.0%）、「②80%以上」が3指標（60.0%）、「③50%以上」が1指標（20.0%）、「④50%未満」が0指標（0.0%）、「対象外」が0指標（0.0%）となっています。
- とりわけ施策「27 人材育成」では、1つのKPIで達成区分が「③50%以上」となっており、新規指標の設定も含めた適切な指標設定が求められます。

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2030)	実績（2024）		
			実績	達成率	達成区分
限られた行政資源を有効活用できているまちづくり					
25 効率的な行財政運営の推進					
経常収支比率	108%	95.9%	99.9%	96.0%	②80%以上
地方債現在高比率	175%	147.8%	157.6%	93.8%	②80%以上
積立金現在高比率	18%	51.9%	45.2%	87.1%	②80%以上
26 公共施設の適正管理					
公共建築物の総延床面積	52,853 m ²	51,189 m ²	48,565 m ²	105.4%	①100%以上
柔軟な体制をとれているまちづくり					
27 人材育成					
研修実施回数	8回	12回	7回	58.3%	③50%以上



重点プロジェクト

■13の目標指標のうち、達成率「①100%以上」が5指標（38.5%）、「②80%以上」が4指標（30.8%）、「③50%以上」が2指標（15.3%）、「④50%未満」が1指標（7.7%）、「対象外」が1指標（7.7%）となっています。

■とりわけ、施策「3 小さなまちでの魅力発掘プロジェクト」については、対象外を除いた3つのKPI全てにおいて達成区分が100%以下であり、うち1つが「④50%未満」となっていることから、今後の取組推進が求められます。

成果指標	現状値 (2019)	目標値 (2025)	実績(2024)		
			実績	達成率	達成区分
1 小さなまちだからこそできるつながる未来応援プロジェクト					
20～40代人口	6,120人	5,545人	5,346人	96.4%	②80%以上
出生数	101人	126人	100人	79.4%	③50%以上
2 小さなまちでの職住近接プロジェクト					
新設法人数(支店・営業所を含む)	25件	25件 (維持)	30件	120.0%	①100%以上
忠岡町商工会会員数(町内会員)	478人	478人	426人	89.1%	②80%以上
創業支援件数	43件	45件	49件	108.9%	①100%以上
3 小さなまちでの魅力発掘プロジェクト					
社会増減(転入者と転出者の差)	44人	65人	-115人	-176.9%	④50%未満
ふるさと納税寄附件数(延べ)	11,308件	13,000件	6,940件	53.4%	③50%以上
正木美術館入館者数	1,300人	1,400人	1,248人	89.1%	②80%以上
忠岡町の魅力発信に対する満足度	0.12	現状値 (0.12) より増加	データ なし	対象外	対象外
4 小さなまちだからこそ取り組む健幸創造プロジェクト					
平均寿命(数値は2019(令和元)年度算出)	男性80.2歳	80.2歳 (延伸)	80.8歳	100.7%	①100%以上
平均寿命(数値は2019(令和元)年度算出)	女性88.0歳	88.0歳 (延伸)	87.5歳	99.4%	②80%以上
健康寿命※(数値は2019(令和元)年度算出)	男性77.3歳	77.3歳 (延伸)	77.7歳	100.5%	①100%以上
健康寿命(数値は2019(令和元)年度算出)	女性80.6歳	80.6歳 (延伸)	81.7歳	101.4%	①100%以上

(2) 改訂前基本計画の結果と今後の方向性

次のように、基本目標ごとの成果を整理します。

①子育てがしやすいまち（子ども・教育）

基本目標1では、子ども一人ひとりの個性及び能力に応じた教育の推進と、学校・家庭・地域の連携による教育環境の充実により、確かな学力と豊かな人間性を備えた子どもの育成に努めました。また、結婚・妊娠・出産・子育て期を地域全体で支える体制整備を進め、安全・安心で自立的に生活できる環境づくりを推進したほか、全ての子どもが健やかに成長できるよう地域の見守り体制の強化を図りました。

住民意識調査によると、基本目標1については「⑤青少年の健全育成」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。

施策の目標の達成状況を見ると、「図書館での年間書籍貸し出し数（7～12歳）」、「児童館利用者数」は目標達成率が50%未満となりました。

今後、学力向上と教員支援による学びの質の向上を図り、不登校及び発達支援への対応を強化します。妊娠期からの切れ目のない支援、保育・就学支援を継続し、放課後の居場所づくりと地域見守り体制を充実させ、地域全体で子どもの成長を支える環境を整備します。

②健康に暮らせるまち（健康・福祉）

基本目標2では、全ての住民が健康を保ちながら地域で安心して暮らし続けられる包括的支援体制の構築を推進しました。具体的には、介護サービスと地域見守り体制の充実により高齢者の地域生活を支援し、障がいのある人の自己実現と自立の後押しに努めました。さらに、共助による地域課題解決を促進し、ライフステージに応じた健康づくりと介護予防の環境整備を図りました。

住民意識調査によると、基本目標2については「⑤社会保障の充実」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。

施策の目標の達成状況を見ると、「健康教室等参加人数」、「胃がん検診受診率」、「肺がん検診受診率」、「大腸がん検診受診率」は目標達成率が50%未満となりました。

今後、高齢者や障がい者への相談支援体制の強化と社会参加の促進を図るとともに、地域福祉ネットワークの充実を進めます。また、住民健診等の保健事業においてはデジタルツールを活用した周知・勧奨に取り組み、受診率向上をめざします。合わせて、介護・医療・保険分野では、制度運営の適正化と住民への丁寧な情報提供に努めることで、子どもから高齢者に至るまで、全ての住民が健康に暮らせるまちづくりを進めます。

③生涯活躍できるまち（自治・多様性）

基本目標3では、性別・年齢等による差別のない多文化共生社会の実現を推進するとともに、地域資源を活用し、住民が生涯にわたり学習・スポーツに親しめる環境を整備しました。

住民意識調査によると、基本目標3については満足度が低く重要度が高いところに位置している項目はありませんでした。

施策の目標の達成状況を見ると、「自主防災組織における防災訓練・啓発事業の団体数」、「ふるさと納税寄附件数」、「スポーツイベント参加者数」は目標達成率が50%未満となりました。

今後、人権・平和・男女共同参画・多文化共生の推進に向け、研修や啓発活動の充実を図るとともに、地域防災の強化として新たに導入した「災害時避難行動要支援者支援システム」を活用し、個別避難計画の管理体制を整備します。また、防犯・地域活動・文化・スポーツ分野では、住民参加と魅力発信を両立させる取組を推進します。広報や施設管理の充実を通じて、住民の学びと安心な暮らしを支える地域づくりを進めます。

④安心して暮らせるまち（安全・安心）

基本目標4では、防災・減災体制の整備と住民啓発により、日頃の備えと緊急時対応力の向上を図りました。

住民意識調査によると、基本目標4については「①防災力・減災力の向上」・「②生活安全対策の推進」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。

施策の目標の達成状況を見ると、「ただおかメール登録者数」、「交通安全教室への参加者数」は目標達成率が50%未満となりました。

今後、防災・消防体制の強化に向け、災害廃棄物処理計画の活用をはじめ、防災備蓄や施設整備の充実を図るとともに、岸和田市との広域連携による消防連携・協力体制の強化を推進します。また、交通安全や消費生活相談等、日常生活の安全・安心を支える取組を継続します。さらに、耐震改修やブロック塀撤去、防犯灯・防犯カメラ整備等により、災害・犯罪に強い住環境の強化を図ります。

⑤便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）

基本目標5では、コンパクトで利便性の高いまちをめざし、安全な道路・交通環境と快適な住環境の整備、公衆衛生・環境負荷低減を推進しました。

住民意識調査によると、基本目標5については「②交通環境の整備」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。

施策の目標の達成状況を見ると、「1,000人当たり小売店数」、「1,000人当たり飲食店数の割合」は目標達成率が50%未満となりました。

今後、都市基盤は、公園及び道路緑化の維持管理を計画的に実施し、景観形成と安全性の確保を図ります。環境関連は、污水管整備、し尿処理、ごみ減量・資源化の取組を継続し、生活環境の改善と環境負荷の低減を進めます。脱炭素については、地域エネルギーセンター協定及び地球温暖化対策計画の推進を着実に進め、進捗管理を行います。

⑥誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）

基本目標6では、既存産業の振興と新たなビジネスモデルの構築を通じて、まち全体の産業活性化をめざすほか、町内外の人にとって魅力的な雇用の創出と、働きやすい環境づくりに努めました。

住民意識調査によると、基本目標6については満足度が低く重要度が高いところに位置している項目はありませんでした。

施策の目標の達成状況を見ると、「不況対策による利子補給制度の実施」、「住民雇用に取り組む事業者に対する補助申請件数」、「資格試験対策講座（受講者数）」は目標達成率が50%未満となりました。

今後、現行の取組を着実に継続することを基本に、商工業・地域産業への支援として、補助金及び相談体制の整備を地域経済の安定と活性化に資する取組として、支援を継続します。また、雇用・人材育成に関する施策では、資格取得支援や就労支援事業が実施され、地域における就労機会の拡大に向け、包括的な雇用支援施策として継続実施を図ります。

⑦持続可能な行財政運営ができているまち（まちの運営）

基本目標7では、役場業務や体制の見直しを通じて、効果的かつ効率的で、自立した安定的な行政運営の実現をめざし、公共施設の適正な管理及び町の共有資源の有効活用を図るほか、次世代の本町を担う人材の育成に取り組みました。

住民意識調査によると、基本目標7については「①効率的な行財政運営の推進」・「②公共施設の適正管理」の項目について、満足度が低く重要度が高いところに位置しています。

施策の目標の達成状況を見ると、目標達成率が50%未満となる指標はありませんでした。

今後、財政運営分野では、長期的視点での財政見通しの検討や庁内調整の深化等、今後の課題への対応が求められており、寄附金制度や徴収体制の強化も重要となっています。また、デジタル・住民サービスの分野では、個人番号カードの普及促進やQRコード決済への対応等、引き続き、住民の利便性向上をめざして、決済手段の拡充や周知の工夫に努めることが求められます。広域連携・制度研究分野では、泉州地域との共同勉強会や2市1町（忠岡町、泉大津市、高石市）連携の取組が実施されており、共通課題の解決に向けた具体的施策の深化をめざします。さらに、人材育成においては、OJT研修や政策立案・DX[※]研修等、実務と連動した研修体系の構築を通じて、行政の質の向上を図ります。

7. 本計画でめざすまちづくりの方向性

前章で整理した時代の潮流や国の動向を踏まえつつ、住民意識調査や各種 KPI の検証、地域幸福度（Well-Being）指標による分析を行いました。

これらの結果から、本町のまちづくりにおける主な課題と今後の方向性を、次の7つの「重点視点」として整理します。

なお、重点的な取組である産業・雇用の振興、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり、町内外との多様なつながりの創出、安全・安心で暮らし続けられる地域づくりについては重点プロジェクト（総合戦略）として位置づけ、計画期間を通じて重点的に推進します。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子育て・教育</p>	<p>若い世代が「住みたい」と感じることでできる住環境と教育環境の整備は、人口減少が進む中で最も重要な課題の一つです。</p> <p>住民意識調査や KPI の結果からは、子育て支援や学校教育の充実に対するニーズは高く、子育て世代の定住・転入を促す基盤の強化が求められていることがわかりました。</p> <p>本町では、妊娠・出産から学齢期まで切れ目のない支援や、教育環境の充実を図ることで、子育て世代が住みたいと思える施策の展開に努めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">産業振興・就労支援</p>	<p>アフターコロナ[*]における社会経済の変化や働き方の多様化の中で、地域経済の再活性化と安定した雇用機会の確保は喫緊の課題となっています。</p> <p>本町において、商工業の事業承継や人手不足、雇用のミスマッチ等の課題に加え、住民意識調査からは、町内での働く場やにぎわいづくりへの期待が示されました。</p> <p>本町では、地域資源を生かした産業振興と創業・就労支援を通じて、魅力ある働く場の創出を支援し、多様な働き方を支える環境整備に努めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">魅力向上・発信</p>	<p>人口減少が進む中で、「選ばれるまち」としての魅力を高めていくことが重要となっており、本町には、生活利便性の高さやコンパクトなまちならではの暮らしやすさといった強みがある一方で、その魅力が十分に発信しきれていないという課題があります。</p> <p>今後は、本町ならではの魅力を磨き上げるとともに、情報発信の工夫により、若者や子育て世代の流入促進、交流人口・関係人口の拡大、ふるさと納税の拡充等につなげます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安全・安心</p>	<p>気候変動の進行や大規模地震の発生が懸念される中で、防災・減災対策の強化と地域福祉の充実を通じて、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めることが求められています。</p> <p>住民意識調査でも、防災・防犯や見守り体制等に対する関心は高く、高齢化の進行と合わせて、地域の支え合いの仕組みづくりが重要な課題となっています。</p> <p>本町においては、自助・共助・公助の連携による防災力の向上や、地域共助活動の支援、生活安全対策の促進等を通じて、災害や犯罪に強い、安全・安心のまちづくりにつなげます。</p>

健康増進	<p>少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることは、住民一人ひとりの幸福の実現と社会保障費の抑制の両面から重要となっています。</p> <p>健康診査受診率や生活習慣に関する KPI の結果からも、健康づくりや介護予防に対する取組のさらなる充実が求められます。</p> <p>今後は、生活習慣病の予防やフレイル※予防、こころの健康づくり等、ライフステージに応じた健康づくり施策を継続して推進し、住民が地域でいきいきと暮らし続けられる環境の整備に努めます。</p>
インフラ整備・公共施設の適正管理	<p>人口動態の変化や財政状況を踏まえつつ、道路・公園・上下水道、公共施設等の社会資本を安全かつ効率的に維持管理していくことは、次世代に引き継ぐべき重要な課題です。老朽化が進む施設の更新需要が高まる中、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な保全・再編が求められています。</p> <p>本町では、施設の長寿命化や更新・統廃合の検討を進めるとともに、バリアフリー化や防災機能の強化等、住民の安全・安心と利便性を高める視点から、持続可能な都市基盤の整備に取り組みます。</p>
DXの推進とデジタル活用	<p>デジタル技術が生活や産業の基盤となる中で、行政運営の効率化と住民サービスの向上を図る DX の推進は欠かせない課題です。</p> <p>住民意識調査や地域幸福度指標においても、デジタル技術の利活用に対する期待が示されている一方で、高齢者をはじめとしたデジタル弱者への配慮が求められます。</p> <p>本町では、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化、情報発信の充実等を段階的に進めるとともに、地域の課題解決や産業振興、子育て支援、防災等の各分野でのデジタル技術の活用に努めます。</p>

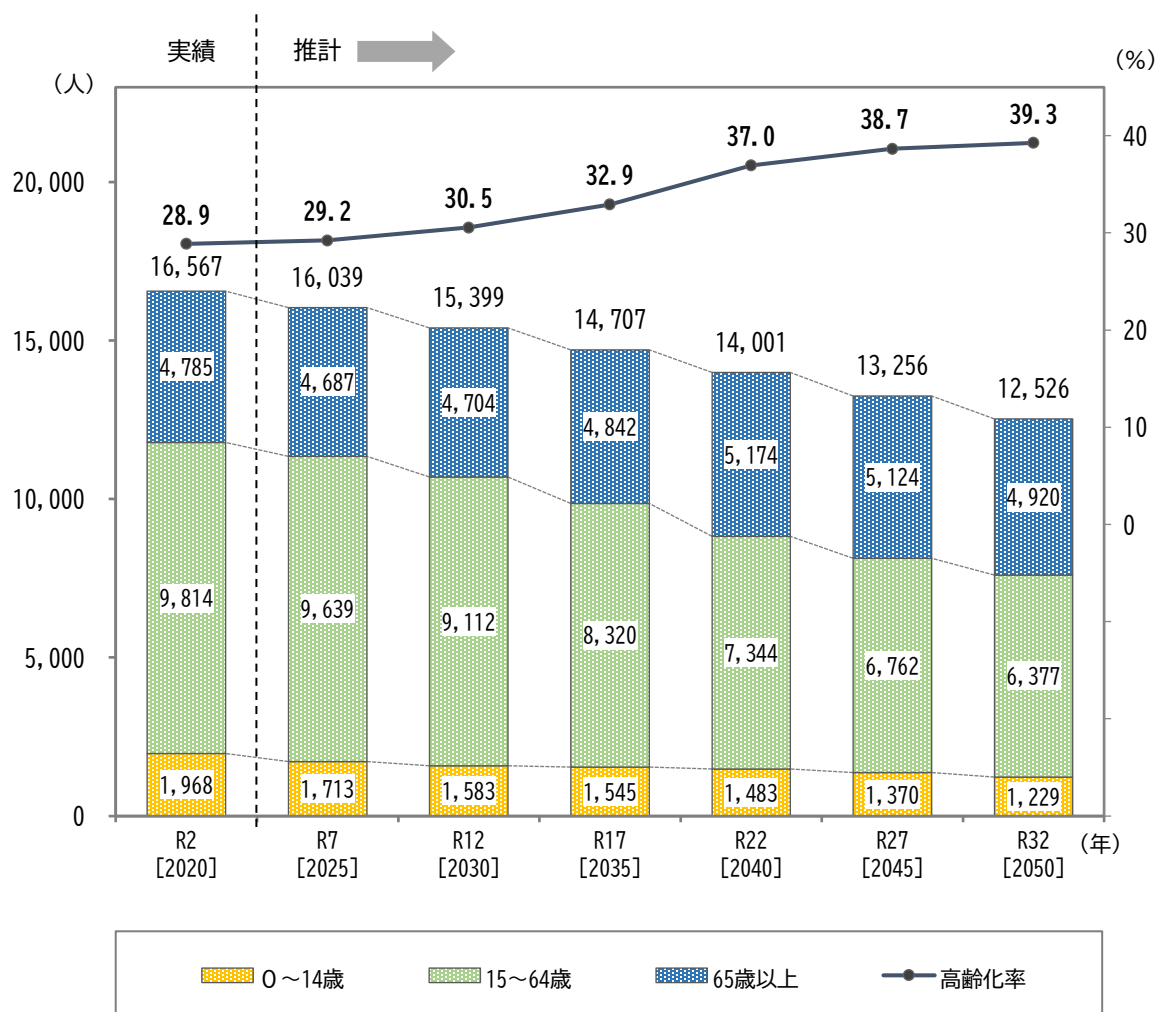
8. 忠岡町の目標人口

「まちの将来像」の実現に向けて各種施策を推進することにより、出生数の増加による合計特殊出生率の上昇と、転出抑制・転入促進の効果が生まれることを見込み、次のとおり、目標人口を設定します。

【本町の目標人口】

令和 32（2050）年の人口 12,500 人以上

◆本町の人口の将来展望◆




本町の将来人口シミュレーションを実施する際、次の点を基本的な考え方としました。

- ①合計特殊出生率を 2040 年までに 1.45 へ上昇させる
- ②本町において、社会増減の変動幅の大きい子ども及び子育て世帯の純移動率（社会増減）をプラス1%改善させる
- ③本町において社会減の主因となっている 20～29 歳の転出を 0.5%縮減させる

9. 計画の施策体系

改訂前基本計画の基本構想による施策体系により、まちの将来像の実現に向けた施策を展開するとともに、SDGsの視点も取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

将来像	基本目標	基本方針	基本施策	
つながる つどろ 人を育む 日本一小さなまち ただおか	①子育てがしやすいまち（子ども・教育）	学校教育が充実したまちづくり	1	学校教育の充実
			2	学校教育環境の充実
		切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり	3	結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実
			4	安心して子育てできる環境の充実
			5	青少年の健全育成
	②健康に暮らせるまち（健康・福祉）	誰もが暮らしやすいまちづくり	6	高齢者福祉の充実
			7	障がい者福祉の充実
		健康づくりを推進するまちづくり	8	地域福祉の充実
			9	健康づくりの推進
	③生涯活躍できるまち（自治・多様性）	多様な価値観を尊重するまちづくり	10	社会保障の充実
			11	人権・多文化共生の意識醸成
		愛着がもてるまちづくり	12	地域共助・コミュニティ活動の支援
			13	魅力向上・発信
	④安心して暮らせるまち（安全・安心）	生涯にわたって学べるまちづくり	14	生涯学習・生涯スポーツの推進
			15	防災力・減災力の向上
		災害に強いまちづくり	16	生活安全対策の推進
	17		消防防災体制の充実強化	
	⑤便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）	安全に暮らせるまちづくり	18	適正な土地利用の推進
			19	交通環境の整備
		人が集うまちづくり	20	良好で快適な住環境の形成
			21	公衆衛生の維持
	⑥誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）	環境へ配慮したまちづくり	22	環境への配慮
			23	産業振興・創業
		地域振興をめざしたまちづくり	24	就労支援
	25		効率的な行財政運営の推進	
	⑦持続可能な行財政運営ができて いるまち（まちの運営）	限られた行政資源を有効活用できているまちづくり	26	公共施設の適正管理
			27	人材育成
重点プロジェクト （第3期忠岡町創生総合戦略）		 <p>重点プロジェクト1 若者・子育て世代に選ばれる生活・教育環境の創造 重点プロジェクト2 地域の稼ぐ力と多様な働き方の創出 重点プロジェクト3 交流・関係人口拡大による地域の魅力向上 重点プロジェクト4 健幸と安全・安心を支える地域共生基盤の強化 横断的視点 DXの推進</p>		

基本計画

基本目標 1 子育てがしやすいまち（子ども・教育）

学校教育が充実したまちづくり

施策 1 学校教育の充実 3/4

【めざす姿】

小学校・中学校教育の場において、一人ひとりの個性や能力に応じたこれからの時代にふさわしい教育を行い、確かな学力と豊かな人間性を備え、互いを尊重し合う子どもたちが育っています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
課題に自発的に取り組んでいるか（小学生）	%	86.1	75.0
課題に自発的に取り組んでいるか（中学生）	%	81.8	75.0
図書館での年間書籍貸し出し数（7～15歳）	冊	2,788	6,800
年間英検受験者数	人	120	140

【主な施策】

①「確かな学力」を培う教育の推進

- ・児童・生徒一人ひとりが、自ら楽しみながら学ぶことができるように教育の充実を図ります。
- ・これからの時代に必要とされる思考力や表現力といった力を育む教育を模索し、教育の質の向上をめざします。
- ・従来の基礎学力の向上に加え、ICT技術の習得、英語や国際的な価値観を身に付ける教育等を幅広く推進します。
- ・教員の授業力向上を図るほか、外部人材を活用することで、多様な観点から授業を検証し、学校としてよりよい教育の実現に努めます。
- ・児童・生徒の実態や指導に応じて、個別指導や習熟度別指導、少人数学級編制等、様々な体制の工夫・改善を行い、児童・生徒へのきめ細やかな指導支援に努めます。

②「豊かな人間性」を培う教育の推進

- ・学力の向上だけでなく、児童・生徒の豊かな人間性を育むことが、学校の重要な役割であると認識し、「豊かな人間性」を培う教育を推進します。
- ・人権尊重の精神と規範意識を育み、子どもが豊かな人間関係をつくれるように、日々の指導の徹底を図るとともに、人権教育及び道徳教育を進めます。
- ・児童・生徒一人ひとりの進路を支援し、望ましい勤労観・職業観を育むことで、子どもが自立して生活するための基礎を培います。

③健やかな心と体づくりの推進

- ・子どもが健康的に暮らすために、校医やスクールカウンセラーと連携をとりながら、けが・病気への対応やメンタルケアを充実させることで、心身の健康の保持・増進をめざします。
- ・健康的な身体づくりをめざし、生活習慣の指導、体育活動の充実、食生活に関する指導や学校給食を通じた食育等を実施します。また、これらに対し、家庭の理解を深めるための啓発活動を行います。

④「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・障がいの特性に応じて、全ての児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細やかな指導に努めます。また、障がいに対する正しい理解と認識を深め、また、インクルーシブ教育[※]システムにより全ての児童・生徒がともに学び、ともに生きる人間関係の育成に努めます。
- ・学校等の教育施設においては、階段昇降補助用具、トイレ、スロープ等のバリアフリー化の推進や、教員等の障がいの特性及び障がいのある人に対する正しい理解の促進に努め、合理的配慮が確保された学校環境を整備します。
- ・教職員への研修や支援員、巡回相談員の活用等を行い、多様な障がいに対応できる教育環境の整備を進めます。また、町内の支援の必要な子どもに対する情報共有や相談の場を設立し、多面的な支援を図ります。
- ・学校に行きたくても行けない子どもの居場所づくりとして、ソレイユ（教育支援センター／忠岡町適応指導教室）を開設し、自立や集団生活への適応を促し、学校への復帰を支援します。

【主な関連個別計画】

- | | |
|------------------|----------------------|
| ●忠岡町教育大綱 | ●忠岡町子ども読書活動推進計画 |
| ●忠岡町教育基本方針 | ●忠岡町障がい者計画 |
| ●忠岡町子ども・子育て応援プラン | ●忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画 |

施策2 学校教育環境の充実 4

【めざす姿】

本町の住民が教育に関心をもち、学校教育環境の充実、学校・家庭・地域の連携の強化によって、これからの時代を生き抜く教育を実現し、地域全体の教育力で子どもたちが育っています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
小・中学校での洋便器率	%	52.0	70.0

【主な施策】

①学校施設・設備の充実

- ・小・中学校でのパソコン等の教育用 ICT 環境の整備をはじめとし、必要に応じた施設の改修や整備、設備の充実を図り、学校施設の安全性や利便性の向上、これからの時代に求められる教育の実現に努めます。
- ・引き続き、空調設備の導入やトイレの洋式化等、教育環境の整備を推進します。
- ・教員が児童・生徒への指導や教材研究等により一層注力できる環境を整えるため、教員業務支援員を小・中学校に配置し、事務作業や校務分担の軽減を図ります。

②家庭や地域の教育力の活用

- ・学校、家庭、地域の連携を強化し、地域住民の子育てへの関心を醸成することで、子どもを見守り、健全に育てる環境を整え、教育や子育てに関する課題に対して地域一体で取り組みます。
- ・地域ぐるみの学校安全体制を整備し、警察官 0B 等を活用することで、子どもの安全見守り等を支援します。
- ・学校教育及び就学前教育・保育に関する多様な質問や相談に対応する体制を整え、保護者や地域住民が安心して子育てや教育に関われるよう支援を行います。
- ・子ども自身が地域との関わりをもち、また、学校施設を地域住民に開放する等、開かれた学校づくりを進めます。

【主な関連個別計画】

●忠岡町教育大綱

●忠岡町子ども・子育て応援プラン

●忠岡町教育基本方針

●忠岡町教育施設長寿命化計画

切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり

施策3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実 1/3

【めざす姿】

結婚を予定しているカップルや、妊娠・出産を控える家庭を地域全体の力によって包括的に支え、安全・安心に生活を送ることができる環境が整っています。結婚・妊娠を希望されるカップルにとって魅力的なまちとなり、子どもが徐々に多くなっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
婚姻数	件	40	増加
出生数	人	100	105
子育てに関する各種教室参加者数（延べ）	人	741	1,000
乳児健診	%	96.1	100.0

【主な施策】

①子どもと親の健康づくりの推進

- ・ 泉大津市医師会や高石・忠岡地区歯科医師会等と連携を図りながら、妊婦・乳幼児に対する健康診断や各種教室、健康相談等の支援体制を充実し、疾病・障がいの早期発見に努め、安心して産み育てることができる母子保健の取組を進めます。
- ・ 予防接種の接種促進に努めるとともに、保健所や医療機関と連携して、感染症についての正しい知識と予防について啓発を行います。
- ・ 成長に合わせて、食育や命の大切さに加え、身体や心の尊重、人との関係性、ジェンダーへの理解等を含む性に関する学びについて、子ども及び保護者への教育・意識啓発を推進します。
- ・ 障がいのある子どもの成長に応じて、一貫して療育支援や相談、医療が行えるよう、関係機関と連携して、生涯を通じたサービスの提供に努めます。

②地域における子育て支援の推進

- ・ 未就学児に関する様々な課題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等との連携を強化し、子どもの発達段階に応じた適切な相談・支援に努めます。
- ・ 地域の実情や保護者のニーズを踏まえて、子育て支援センター等、地域に開かれた子育て支援の場として活用を図ります。
- ・ 子育て家庭が家庭の役割を理解し、子育てについての知識等を深められるよう、「子

育て親サロン」・「のびのびサロン」を通じての啓発・学習機会の提供と、相談体制の充実に努めます。

③新婚夫婦への支援

- ・本町の出生率の向上を目標とし、特に新婚夫婦への支援を充実させることで、まちを挙げての結婚を応援する環境づくりに努めます。
- ・新婚夫婦に対して、転入や住居に係る費用の支援、町内での各種優待等の検討を行い、結婚に対する経済的負担の軽減を図ります。

【主な関連個別計画】

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ●忠岡町教育大綱 | ●忠岡町障がい者計画 |
| ●忠岡町子ども・子育て応援プラン | ●忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画 |
| ●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画 | ●忠岡町健幸づくり・食育推進計画 |

施策4 安心して子育てできる環境の充実 1/3/4/5

【めざす姿】

子育て家庭を、子育て支援センターをはじめとした地域全体の力で支えることで負担を減らし、子育て家庭が自立して生活できるまちになっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
待機児童	人	0	0
子育て支援センターでの各種講座への参加者数(保護者、子ども)(延べ)	人	8,949	9,000

【主な施策】

①就学前教育の充実

- ・ 幼児教育課程において子どもの自発性や社会性、自立心、創造力等の芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの個性に応じた適切な教育を行います。
- ・ 認定こども園、小学校や地域との交流と連携を強化し、地域に開かれた就学前教育の場として活用を図ります。
- ・ 認定こども園での、子育てや養育に関する相談活動を充実します。また、研修等を通じて、保護者からの子育て相談に対応する教員の専門性を高めます。

②保育サービスの充実

- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、民間こども園と協力し、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。
- ・ 保育教諭の計画的な採用を行うことで保育教諭不足を解消し、待機児童の解消に努めます。
- ・ 保育内容の充実を図るため、研修等を通じて職員の資質向上に取り組みます。
- ・ 就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できることで、子どもの良質な成育環境の確保に取り組みます。

③子育て施設の充実

- ・ 子どもたちが安全かつ快適に過ごせるよう、就学前教育・保育施設の設備整備・維持に努めます。

④配慮が必要な家庭への支援の充実

- ・ 安心して医療にかかることができるように、子どもの医療費を助成します。
- ・ ひとり親家庭、外国人家庭、心身に障がいのある子どもを養育する家庭等については、相談支援や情報提供、経済的支援等、特に必要と認められるサービスの提供に努めます。
- ・ 今後設置予定のこども家庭センターを中核に、関係機関との連携・協力の下、妊娠前

から妊娠期、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期への切れ目のない支援体制を構築します。

- ・ 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等において一定期間(概ね1週間)預かり、養育・保護を行います。
- ・ 貧困家庭に育った子どもが貧困から抜け出せなくなる「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、経済的な理由による就学困難の解消、医療費の助成等を行い、将来的な貧困の可能性を未然に防ぎます。

⑤仕事と子育ての両立支援

- ・ 保育事業の充実、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等の特別保育、放課後の子どもを対象とした居場所づくり等を拡充し、保護者が就労できる環境の充実を図ります。
- ・ 産前・産後休業や育児休業中の保護者が、職場復帰時に認定こども園等をスムーズに利用できるよう、幅広い情報提供や相談支援を図ります。
- ・ 児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の育児の援助を受けたい人で行いたい人とのファミリー・サポート・センター事業を推進します。

【主な関連個別計画】

●忠岡町教育大綱

●忠岡町障がい者計画

●忠岡町子ども・子育て応援プラン

●忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画

●忠岡町健幸づくり・食育推進計画

施策5 青少年の健全育成 1/2/3/4**【めざす姿】**

全ての子どもが犯罪に巻き込まれることなく、自らの居場所をもち、遊びや生活を通じて健全に育っています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
児童館使用者数(延べ)	人	10,939	22,500
自分には、よいところがあると思うか(小学生)	%	76.4	75.0
自分には、よいところがあると思うか(中学生)	%	75.3	70.0
見守り隊等参加者数(延べ)	人	1,166	1,400

【主な施策】**①健全育成活動の促進**

- ・青少年の健全な成長のため、有害環境の排除、見守り体制の充実、非行の防止、青少年と保護者に対する相談体制の充実を図ります。
- ・いじめ、非行、その他の様々な課題等を有する青少年と保護者を、地域全体で支援するため関係機関によるネットワークづくりを進めていきます。
- ・各種青少年育成団体（青少年指導員協議会、すこやかネット、少年団育成者連絡協議会等）の活動支援を行うとともに、資質向上のための支援体制を整備します。

②放課後等における児童の居場所づくり

- ・放課後の児童が地域の中で安心して過ごせる居場所を提供し、心身の健やかな育成と情操の涵養を図ります。
- ・放課後児童健全育成事業を通じて、児童の孤立を防ぎ、家庭機能の補完にもつながる支援を展開します。
- ・地域ボランティアの方々の参画を得て、子どもが「学び、体験し、交流し、遊び、相談する」ことができる「生活の場」を確保します。

③子どもたちを犯罪から守る取組の推進

- ・子どもたちを犯罪から守るため、防犯委員会、警察、関係団体、学校、地域と協力し、校門・通学路での見守り活動や防犯パトロール等を一層充実させ、地域の犯罪抑止機能を高めていきます。
- ・子どもたちが自分の身を自分で守ることができるよう、子どもや家庭に対して意識啓発や相談体制の拡充を推進します。
- ・子どもを犯罪や交通事故、災害時の被害等から守るため、地域住民や関係団体、関係機関等と連携して見守り活動や交通安全教室等に取り組みます。

【主な関連個別計画】

- | | |
|------------------|---------------------|
| ●忠岡町教育大綱 | ●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画 |
| ●忠岡町教育基本方針 | ●忠岡町子ども読書活動推進計画 |
| ●忠岡町子ども・子育て応援プラン | ●忠岡町健幸づくり・食育推進計画 |

基本目標2 健康に暮らせるまち（健康・福祉）

誰もが暮らしやすいまちづくり

施策6 高齢者福祉の充実 3/8/10

【めざす姿】

介護サービスや地域全体での見守りの体制が整い、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値（2024年）	目標値（2030年）
高齢者に占める支援・要介護認定者の割合 （分母は当該年度の65歳以上人口）	%	21.2	21.8
介護予防のための教室利用者数（延べ）	人	699	1,000
総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家新規利用登録者数	人	21	30
総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家利用者数（延べ）	人	22,396	22,900
福祉バス利用者数（延べ）	人	8,465	10,920

【主な施策】

①高齢者の地域生活支援体制の充実

- ・ 高齢者や障がいのある人が気軽に総合福祉センター等を利用できるようにするとともに、積極的な社会参加を支援するために、移動支援を行います。
- ・ 医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアを推進し、地域包括支援センターを中心とした総合相談体制を整備します。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実、住民主体の活動支援、専門職の派遣により、要介護状態の予防・改善と自立した生活の継続を支援します。
- ・ 認知症への正しい理解の普及、本人・家族の視点を重視した支援、虐待防止体制の整備、人権意識の醸成を一体的に推進します。
- ・ 判断能力の低下に伴う権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進と関係機関との連携による生活支援を強化します。
- ・ 介護サービスの質と量の確保、事業者支援、ケアマネジャーへのフォロー、介護給付の適正化により、持続可能な制度運営を図ります。
- ・ スポーツ・講座・就労・ボランティア等の機会提供により、経験や技能を生かした地域貢献と生涯学習を促進します。
- ・ 高齢者や障がいのある人をはじめとした、誰もが活動しやすい生活環境づくりを進めるため、公共施設等の整備・改善に努めるとともに、道路・歩道は適切な維持管理を行い、交通マナー向上をめざした意識啓発を推進します。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 忠岡町健幸づくり・食育推進計画
- 忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- 忠岡町立地適正化計画

施策7 障がい者福祉の充実 1/3/8/10/16

【めざす姿】

障がいのある人が、自己実現の機会をもち、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができます。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
障がい者社会参加促進総合事業参加者数（延べ）	人	466	490
相談支援事業対応件数	件	1,961	2,340

【主な施策】

①障がいのある人の活躍推進

- ・障がいのある人の権利擁護と孤立防止のため、地域連携による支援体制を強化します。
- ・障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で孤立せず自立して生活し続けるために、必要な情報と生活ニーズに応じたサービスの提供、相談体制の充実に努めます。
- ・泉州北障害者就業・生活支援センターやハローワーク泉大津と連携し、事業主等に対して、障がいのある人への理解と雇用拡大、法律や制度の周知を行い、障がいのある人の就労拡大、職場定着に努めます。
- ・視覚障がいや聴覚障がいをはじめ、それぞれの障がいの特性に対応した多様な手段での情報提供を行うとともに、日常的な情報発信・コミュニケーション手段の確保に努めます。
- ・誰もが一緒に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や文化活動、各種イベントを開催し、障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 忠岡町健幸づくり・食育推進計画
- 忠岡町障がい者計画
- 忠岡町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針
- 忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策8 地域福祉の充実 1/2/3/10/17

【めざす姿】

本町の住民同士がお互いに支え合い、地域の課題を住民の「互助」及び「共助」の力で解決する地域共生社会が実現しています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
コミュニティソーシャルワーカー 相談対応件数	件	424	500

【主な施策】

①地域福祉活動の推進

- ・ 様々な相談内容を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を整備します。
- ・ 全ての住民を地域福祉活動の中心と考え、行政、社会福祉団体、ボランティア、NPO、自治会等の連携体制を再構築することによって、地域福祉のネットワークを形成します。
- ・ 地域福祉活動の核となる小地域ネットワーク活動を推進するため、地区福祉委員を中心に、民生委員・児童委員や地域の専門機関・団体・自治会等と連携し、住民が参加しやすい活動にするためのコミュニティづくりを行います。
- ・ コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等が、個人や家族の課題を解決するため、住民への情報提供と、住民が気軽に相談できる体制づくりを進めます。
- ・ 女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等多様な立場に配慮した人権啓発を推進します。また、判断能力が不十分な方が不利益を被ることのないよう、権利擁護事業の利用促進に努めます。
- ・ 高齢者や障がいのある人のいる家庭、生活困窮世帯等、様々な困難や課題を抱える「要支援者」に対して、地域で相談・支援、見守りを行い、誰も取り残されない体制づくりを図ります。

②地域福祉活動の担い手の育成

- ・ 健康講座・サロン・介護予防等の地域の支え合い活動への住民参加を促進し、担い手を育成します。
- ・ 地域・家庭・学校が連携して子どもの福祉の心を育み、行政・社協と連携してボランティアセンター機能を充実させ、新たなボランティアの確保・育成に努めます。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 忠岡町健幸づくり・食育推進計画
- 忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

健康づくりを推進するまちづくり

施策9 健康づくりの推進 3

【めざす姿】

住民誰もがそれぞれのライフステージにおいて、日々の健康づくりや介護予防を通じて、いきいきと健康に暮らし続けています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
特定健診受診率	%	37.2	50.0
健康教室等参加者数 (延べ)	人	245	1,000
胃がん検診受診率	%	4.5	10.0
肺がん検診受診率	%	5.8	10.0
大腸がん検診受診率	%	6.6	10.0
子宮がん検診受診率	%	21.6	30.0
乳がん検診受診率	%	22.8	30.0

【主な施策】

①健康寿命の延伸

- ・住民一人ひとりの健康意識を高め、「自分の健康は自分で守る」という住民の主体的な健康づくり、住民同士の活動を促進します。
- ・身近に役立つ情報や健康づくり・食生活に関する知識を提供し、住民の健康づくりや社会参加を支援します。
- ・ライフステージに応じた各種健診・検診や保健事業を実施し、受診率向上に向けた広報周知の充実と誰もが受診しやすい環境づくりを推進します。
- ・各種講座等をはじめとした正しい知識の普及、健康教育の実施、相談体制の充実に努めます。
- ・スポーツセンターや文化会館といった各種施設を活用し、運動の機会提供を図ります。
- ・泉大津市医師会や高石・忠岡地区歯科医師会、泉大津薬剤師会・保健所等の保健医療専門団体、関係機関との連携のもとに、医療や疾病予防に関する正しい知識・情報の提供に努めます。

②感染症予防の推進

- ・乳幼児や高齢者を中心に予防接種の接種促進に努めるとともに、保健所や医療機関と連携して、感染症についての正しい知識と予防について啓発を行います。
- ・感染症発生時には、速やかに関係機関と連携し、連絡・組織体制を確保するとともに、感染拡大防止体制を整え、行政機能の維持に努めます。

③地域医療の充実

- ・本町だけではなく、泉州地域全体で協力し、広域救急医療体制の充実を図ります。
- ・身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談ができる「かかりつけ医制度」の普及に努めるとともに、住民の医療ニーズに応えるため、医療機関との連携強化を進めます。

④介護予防対策の推進

- ・介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、高齢者の自立生活を支援します。
- ・関係団体・教育機関と連携し、身近な場で運動プログラム（お元いきいき教室、インターバル速歩等）と介護予防の普及啓発を実施します。
- ・医療・健診・介護データを活用して課題を把握し、保健師・管理栄養士が個別・集団指導を行い、フレイル・生活習慣病の予防及び重症化防止を図ります。

⑤食育の推進

- ・住民が生涯にわたって健全な食生活を実現するため、健康づくりに関する知識や食品の安全性や栄養等に関する情報を提供するとともに、ライフステージに合わせた食生活の指導や、親子の食意識の向上に努めます。

【主な関連個別計画】

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| ●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画 | ●忠岡町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） |
| ●忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 | |
| ●忠岡町健幸づくり・食育推進計画 | ●忠岡町国民健康保険特定健康診査等実施計画 |
| | ●忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画 |

施策 10 社会保障の充実 1/2/3/10

【めざす姿】

適正に運用された社会保障がセーフティネットとしての役割を果たし、誰もが取り残されることなく安全・安心に生活できるまちになっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
国民健康保険料収納率 (現年)	%	95.1	96.0
介護保険料収納率 (現年)	%	99.2	99.5
後期高齢者医療保険料収納率 (現年)	%	99.5	99.9

【主な施策】

①国民健康保険制度の適正運用

- ・国民健康保険制度の理念や仕組みを、広報やホームページ等を通じて周知、啓発に努めます。
- ・口座振替やスマートフォン納付を推進し、納付相談・滞納対策を強化して、保険料収納率の向上を図ります。
- ・40歳以上75歳未満の被保険者に対する特定健診受診率の向上、特定保健指導利用率の向上に努めます。
- ・レセプト点検を充実させ、後発医薬品(ジェネリック)の適切な使用を促進し、柔整療養費の適正化等により医療費の適正化を進めます。

②介護保険制度の適正運用

- ・必要とする人が利用できる介護保険制度を、限られた財源で維持するためにも、適正な認定の実施や、制度の適正運用に努めます。
- ・様々な手段での介護保険制度についての周知・啓発、介護予防事業の推進、介護給付の適正化等によって、介護保険制度の適正な運用を図ります。

③後期高齢者医療制度の適正運用

- ・高齢者の増加によって想定される医療費の増大に鑑み、後期高齢者医療制度の適正運用を図り、後期高齢者が必要な医療を受け、健康な生活が送れるよう推進します。

④国民年金制度の啓発活動

- ・適正な国民年金制度の運用のため、年金事務所と連携し、広報誌を活用して制度の周知を実施し、住民の受給権の確保に努めます。

【主な関連個別計画】

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| ●忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画 | ●忠岡町国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) |
| ●忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 | |
| ●忠岡町健幸づくり・食育推進計画 | ●忠岡町国民健康保険特定健康診査等実施計画 |

基本目標3 生涯活躍できるまち（自治・多様性）

多様な価値観を尊重するまちづくり

施策11 人権・多文化共生の意識醸成 3/5/10/16

【めざす姿】

本町に暮らす全ての人々が、性別や年齢をはじめとしたあらゆる理由で差別されず、誰もがかけがえのない一人の人間として尊重され幸せな生活を送ることができる多文化共生社会が実現しています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値（2024年）	目標値（2030年）
多文化共生（国際交流・人権・男女・平和）イベントの参加者数（延べ）	人	464	500

【主な施策】

①子どもの権利擁護の推進

- ・「要保護児童対策地域協議会」や「子ども家庭総合支援拠点」を中心とした、地域住民や地域団体、関係機関等との連携によって、子育て家庭に対する見守りや相談等の支援を充実していきます。
- ・子どもの最善の利益を基本に、教育・保育の充実を図り、虐待・いじめ・DV*等の人権侵害を防止するとともに、障がいの有無や国籍にかかわらず等しく教育・保育を受けられる環境を整備します。
- ・差別のない社会の実現と人権文化の醸成をめざし、子どもの人権に関する啓発・教育を推進し、住民の理解と意識の向上を図ります。

②非核平和のまちづくりの推進

- ・真の平和実現のため核兵器の廃絶を訴え、「非核平和都市宣言」の趣旨の周知、非核平和事業の啓発、他自治体との情報交換を行います。また、各種の平和推進活動に対し、住民活動の自主性を尊重しつつ適切な支援を行うとともに、次代の子どもたちの平和への取組を推進します。

③人権の尊重

- ・性別や年齢、国籍や障がいの有無等にかかわらず、住民一人ひとりがお互いを認め合うノーマライゼーション*の理念を普及し、男女共同参画社会の形成を支える基盤として人権教育・啓発を進めます。
- ・暴力や人権侵害の根絶に向け、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含むあらゆる暴力を許さない意識づくりを推進します。
- ・学校教育や広報等を通じて若年層への啓発を行うとともに、関係機関や関係者への理解促進を図ります。

④男女共同参画の推進

- ・ 忠岡町男女共同参画推進条例を柱に、第二次男女共同参画計画に基づいた政策を推進するとともに、府や関係機関との連携体制を強化します。
- ・ 家庭・地域・職場での性差による差別の解消やDV等の暴力の根絶をめざし、啓発・相談体制の周知及び個人情報保護を徹底します。
- ・ 政策及び方針決定過程への女性参画を促進し、審議会等での登用を進めるとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を中小企業まで広げられるよう支援します。
- ・ 仕事と子育て・介護の両立（ワーク・ライフ・バランス[※]）を推進し、公正な処遇の確保、職業能力開発、再就職支援を関係機関と連携して進めます。
- ・ 性差に配慮した生涯の健康支援を充実させ、ユニバーサルデザイン及び心のバリアフリーを進め、LGBT（SOGI）[※]や外国人住民、障がいの有無等への理解と配慮を促進します。
- ・ 地域活動・ボランティアへの参画を支援し、見守り等の支え合いを広げるとともに、住民の人権を尊重した防災対策を推進します。

⑤多文化共生社会の形成

- ・ グローバル社会に対応するべく、義務教育課程を中心とした国際理解の推進・異文化体験・外国語教育、本町で暮らす外国人向けの外国語でのサポート及び日本語教育を充実させます。
- ・ 忠岡町国際交流協会や各種団体・グループに対する支援の充実、子どもや青少年を中心とした交流事業やイベントの活性化を図ります。また、友好都市であるオーストラリアのノーザン・ビーチズ市との交流を一層推進します。
- ・ 多文化共生への住民意識の向上を図るとともに、多様な文化を持つ住民が相互に理解を深め、外国人住民も暮らしやすく、働きやすいまちづくりを進めます。

【主な関連個別計画】

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ● 忠岡町子ども・子育て応援プラン | ● 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 |
| ● 忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 | ● 忠岡町男女共同参画計画 |
| ● 忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画 | ● 忠岡町男女共同参画推進条例 |
| ● 忠岡町障がい者計画 | ● 忠岡町同和行政推進大綱 |
| ● 忠岡町障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | |

愛着がもてるまちづくり

施策 12 地域共助・コミュニティ活動の支援 1/8/17

【めざす姿】

地域の住民が住民同士の力を生かしたネットワーク
でお互いを支え合い、積極的な住民参画・協働を通じ
て、誰もが住みやすいまちを住民同士でつくっていま
す。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
自主防災組織における防災訓練・啓発事業の団体数	団体	3	3
自治会加入率	%	73.9	80.0
防災訓練等参加者数（延べ）	人	415	639

【主な施策】

①地域防災の推進

- ・住民同士の自主的な「共助」を活性化させることで、行政主体に偏らない多層的な地域防災力の向上を図ります。
- ・災害時に円滑に初期対応・救出・救護・避難を行うことができるよう、住民、自治会、消防団、事業者等、多様な関係機関や団体の相互連携の強化を支援します。
- ・各地域の自主防災組織が、実践的な防災訓練や避難所開設・運営訓練を実施し、また、次代の地域防災の担い手を育成できる体制の構築を図ります。
- ・地域住民と協力し、災害時の避難や安否確認等ができる体制の確立を図ります。
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進し、計画に基づく訓練実施を働きかけます。
- ・避難行動要支援者支援システムを導入し、名簿管理・個別計画・安否確認の一体的な運用を進め、事業のさらなる充実を図ります。

②地域の防犯対策の充実

- ・防犯委員会、警察、関係団体といった関係機関による連携体制・情報共有体制を強化し、防犯啓発活動、事故防止活動を推進します。
- ・犯罪の抑止に向け、パトロール活動や防犯カメラの設置補助等、防犯体制の強化につながる活動や事業に対する支援を実施します。
- ・地域での見守りを強化するため、一戸一灯運動及び子ども見守り活動を周知し、住民の自主防犯活動を支援します。

③コミュニティ活動の支援

- ・住民一人ひとりの地域福祉に関する意識向上を図るとともに、コミュニティ機能の強化や様々な団体との連携強化を図ります。
- ・コミュニティの基盤となる自治会に対して、組織率低下の防止や活動の支援を図ります。
- ・コミュニティ活動が活発に展開されるよう、活動の拠点・交流の場である地区集会所及びコミュニティセンター等の活用の促進と、整備・充実に対する支援に努めます。

④住民、企業参画・協働の推進

- ・住民や企業にとって、本町が暮らしやすい場所であるためにも、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）を支援します。
- ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体・NPO 等との連携を強化し、地域福祉活動の活性化に向けた取組を進めます。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 忠岡町国土強靱化地域計画
- 忠岡町地域防災計画

施策 13 魅力向上・発信 11/17

【めざす姿】

本町ならではの地域資源を有効活用し、町内外の人にとって魅力的なまちとなっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
町民文化祭の来場者数（延べ）	人	620	1,200
町民音楽祭の来場者数	人	191	200
正木美術館入館者数（延べ）	人	1,248	1,500
ふるさと納税寄附件数	件	6,940	8,000

【主な施策】

①地域の魅力向上

- ・本町出身者や多様な人材、文化財・歴史的資源を再評価し、地域の魅力向上を図ります。
- ・住民主体の文化活動を支援し、交流促進と担い手の発掘・育成、情報共有を進めます。
- ・文化財や伝統行事の保全・継承を進め、だんじり祭り等を核に町内外への魅力発信と地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・価値観や社会変化に応じて、行事・運営の在り方を見直し、時代に即した魅力づくりを進めます。

②まちのPR

- ・町民参加型のイベント等を行うことによって、隠れた歴史資源や埋没している未完の商業資源等を発掘し、本町ならではの魅力を再発見・活用する取組を進めます。
- ・インターネットや SNS の急速な普及に伴う情報発信の多様化を踏まえ、時代に即した新たな発信手法により、まちの魅力を効果的に発信します。

③情報共有の推進

- ・広報紙・ホームページ・公式 LINE・公式インスタグラム等の多様なチャネルを活用し、わかりやすくタイムリーに町政情報を発信します。
- ・個人情報・公文書を適正に管理するとともに、分野横断でデータを蓄積・活用できる仕組みを整備し、データ利活用の高度化を図ります。

【主な関連個別計画】

当該計画なし

生涯にわたって学べるまちづくり

施策 14 生涯学習・生涯スポーツの推進 3/4**【めざす姿】**

全ての住民に、生涯にわたり学習やスポーツの機会があり、誰もが生きがいや心身の健康を保ちながら、自分らしく生活できるまちが実現しています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
文化会館クラブ活動実施回数(延べ)	回	1,285	1,700
文化会館クラブ在籍者数	人	637	1,000
生涯学習プログラムの参加者数(延べ)	人	1,043	1,000
スポーツイベント参加者数(延べ)	人	451	2,200
コパンスポーツセンター忠岡利用者数(延べ)	人	58,508	68,000

【主な施策】**①生涯学習活動の支援**

- ・住民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、様々な学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ・多くの住民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。
- ・乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた生涯学習の機会を創出し、講座・自主活動の支援、情報・施設提供、団体間交流、指導者派遣体制の強化を進めます。
- ・学習の成果の発揮の機会として、町民文化祭や音楽祭、町民体育大会、町マラソン大会、各種球技大会等のイベントの実施と内容の充実を図り、住民の自己実現の場をつくれます。

②生涯学習環境の整備

- ・誰もが気軽に生涯学習活動に親しむことができるよう、文化的活動やスポーツ等の生涯学習に適した施設の維持・管理、情報提供や学校体育施設の開放を進め、身近な活動拠点の確保を図ります。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町健幸づくり・食育推進計画

基本目標4 安心して暮らせるまち（安全・安心）

災害に強いまちづくり

施策15 防災力・減災力の向上 5/11/13

【めざす姿】

日頃の準備と、緊急時の対応の体制を整えることで、防災力や減災力が高く、誰もが安心して生活できるまちになっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指標	単位	現況値（2024年）	目標値（2030年）
各種災害協定の締結数	件	73	85

【主な施策】

①危機管理体制の充実

- ・事前の防災・減災対策、災害時の対応の確立、災害後の迅速な復興をめざし、行政の危機管理体制の充実を図ります。
- ・防災協定の締結等を含む関係機関との連携を進め、災害に対する備蓄、避難所機能の充実をはじめとした災害対策を行います。また、災害時には、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう最低限の機能の維持、誰もが安全かつ安心して避難するための体制の確立に努めます。
- ・地震や水害に対してのハザードマップの見直しや災害時における課題を把握し、また、災害時の迅速かつ的確な情報収集や避難情報の発令、伝達体制が構築できるよう災害情報伝達システム等を活用した情報伝達手段の確保・改善に努めます。

②災害を見据えた都市基盤の整備

- ・住民の安全・安心を守る防災・防犯対策の推進、火災、水害、地震等、様々な災害に強い都市づくりをめざします。
- ・雨水管整備や雨水ポンプ場の耐水化等により内水氾濫の軽減を図るとともに、道路・公園等のインフラは浸水・倒壊・火災等の発生時にも機能維持できるように努めます。
- ・公園・緑地の計画的整備（認定こども園の一般開放広場、高月公園の安全確保と水辺活用の検討等）を進め、憩いと防災の機能を高めます。
- ・防災行政無線・緊急速報メール・SNS等を活用して災害情報を迅速に提供し、地域連携による訓練・講座で防災意識を高めます。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町地域防災計画
- 忠岡町津波避難計画
- 忠岡町耐震改修促進計画
- 忠岡町都市計画マスタープラン
- 忠岡町橋梁長寿命化修繕計画
- 忠岡町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
- 大阪府道路の整備に関するプログラム
- 忠岡町南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画
- 社会資本総合整備計画
- 忠岡町立地適正化計画
- 忠岡町国土強靱化地域計画

安全に暮らせるまちづくり

施策 16 生活安全対策の推進 **3/11/16**

【めざす姿】

行政による有効な知識啓発・普及活動によって、住民の交通安全意識や消費者意識が向上し、住民が自ら様々な事件・事故・トラブルから身を守り、誰もが安全に生活しています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
交通事故死傷者数	人	69	減少
交通安全教室への参加者数	人	35	200
消費生活相談対応件数	件	56	100

【主な施策】

①交通安全対策の推進

- ・交通事故をなくすため、交通安全意識の醸成、地域と一体となった交通安全運動の推進を行います。
- ・道路の通行の円滑化と、歩行者等の安全性の確保のため、迷惑駐輪対策・放置自転車の撤去をはじめとした交通環境の改善を進めます。
- ・道路の整備や適切な維持管理により、交通事故の防止に努めます。

②消費者意識の向上と相談窓口の充実

- ・悪質な販売方法によるトラブルや特殊詐欺を未然に防止するため、消費生活に関する情報の収集や提供に努めるとともに、消費相談の実施継続・強化及び街頭啓発や出前講座を進めながら消費者意識の高揚に努めます。
- ・消費者被害を防止するため、大阪府消費生活センター等と連携し、消費生活に関する相談体制を充実します。
- ・高齢者や障がいのある人等を狙った振り込め詐欺や悪質商法等による消費者被害に遭わないよう、広報紙を活用した消費生活専門相談窓口の周知に努めます。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町通学路交通安全プログラム
- 忠岡町都市計画マスタープラン
- 大阪府道路の整備に関するプログラム

施策 17 消防防災体制の充実強化 3/11

【めざす姿】

災害や事故といった危険に対して迅速な対応を行うことができ、誰もが安全・安心に暮らすことができます。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
救命講習受講者数	人	566	400
一般家庭防火訪問件数	件	351	350

【主な施策】

①消防体制の充実

- ・消防力強化のため整備した岸和田市忠岡町消防指令センターの共同運用により、現場到着時間の短縮や相互応援による災害対応力を強化し消防体制の充実を図ります。
- ・消防力の強化のため、計画的な消防車両・消防資機材の整備、教育訓練派遣や研修・訓練による消防職員の知識、技能の向上に努めます。
- ・消防団員や自主防災組織に対して訓練・研修を行い、連携強化に努め、地域防災力の充実・強化を図ります。
- ・火災等の災害の発生及び拡大を防止するために消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、防火対象物や危険物施設における自主防災体制の確立、火災予防に対する意識の高揚を図ります。
- ・市街地における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、一般建築物、高層建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図ります。

②救急体制の充実

- ・救急に対する知識の普及啓発、迅速な救急体制の確立に努め、緊急時の対応の充実を図ります。
- ・急病や事故に際して迅速かつ適正に治療ができるよう、本町を含めた泉州地域全体で協力し、広域救急医療体制の充実を図ります。
- ・多様化する救急需要に対応するため、救急救命士の養成、救急隊員の育成強化を図ります。
- ・救命率の向上を図るため、住民に対して救命講習会を開催し、AED を使用した応急手当の普及啓発を推進し、住民の救命技術の向上に努めます。
- ・24 時間・365 日対応する救急医療相談「救急安心センターおおさか」の広報活動を強化します。
- ・交通事故や水難事故に対応するため各種資機材を整備し、迅速な救出等、救急救助体制の充実を図ります。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町地域防災計画

基本目標5 便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）

人が集うまちづくり

施策18 適正な土地利用の推進 9/11

【めざす姿】

コンパクトで利便性が高く、活気にあふれ、町内外の人にとって魅力的なまちになっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
1,000人当たり空家件数	棟/千人	89.4	70.0
1,000人当たり小売店数	件/千人	2.7	7.0
1,000人当たり飲食店数	件/千人	1.2	3.0

【主な施策】

①市街地の活性化

- ・ 忠岡駅を中心に、住民生活に必要な機能を維持・誘導し、便利で持続可能な市街地の形成に努めます。
- ・ 経営者にとって魅力的な環境の整備を心掛け、既存の商店の活性化に加え、新たなビジネスをはじめめる場所として適した環境づくりをめざします。
- ・ 低・未利用地の有効活用を検討し、コンパクトな都市構造を生かしたまちづくりを推進します。
- ・ 民間住宅の耐震化率の向上に努め、安全な住環境の確保に努めます。

②駅周辺のにぎわいづくり

- ・ 忠岡駅周辺を町の中心拠点と位置づけ、交通バリアフリー化や防災性向上を進め、安全で快適な市街地環境を整備します。
- ・ 駅前広場や道路、公園等の再整備を通じて、便利のにぎわいのある空間の形成をめざします。
- ・ 駅周辺のにぎわいが一過性とならないよう、継続的に新たな取組を検討・実施し、計画的なまちづくりを推進します。

【主な関連個別計画】

- 忠岡町都市計画マスタープラン
- 忠岡町耐震改修促進計画
- 忠岡町立地適正化計画
- 地域未来投資促進法に基づく基本計画
- 忠岡町空家等対策計画

町内移動がしやすいまちづくり

施策 19 交通環境の整備 11

【めざす姿】

安全な道路と交通環境の整備によって、誰もが安心して外出できる、快適で移動しやすいまちになっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
認定道路路線数	線	288	300
認定道路舗装道延長	m	52,358	53,000

【主な施策】

①安全で快適な道路環境の確保

- ・国道 26 号や府道等の主要幹線道路について、歩車分離や沿道緑化、交差点改良等に関係機関と連携して進め、安全で円滑な通行環境を確保します。
- ・狭あい道路の解消や道路橋梁の長寿命化修繕計画を踏まえ、計画的に維持管理を進めます。
- ・自動車通行の円滑化を図るため、中央線、野田線、吉井線、新浜 1 号線といった主要な町道の適切な維持管理と改良を実施していきます。
- ・高齢者、障がいのある人、子育て家庭をはじめとして、誰もが安心して外出・移動できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設や道路・公園の改善・改良を推進します。

②交通環境の充実

- ・忠岡駅を中心に、交通結節機能を高め、周辺都市とのアクセス性を向上させます。
- ・鉄道駅舎や駅周辺道路のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい公共交通環境整備等を検討します。
- ・高齢者や障がい者を含む移動手段を確保するため、福祉バス等の運行改善等の検討を進めます。
- ・自動運転技術等の活用を見据えた交通施策を検討・模索し、持続可能な交通体系の実現をめざします。

③徒歩や自転車利用の推進

- ・忠岡駅や主要施設周辺で歩行者や自転車が安全・快適に移動できる通行空間を整備します。
- ・自転車道や通学路の整備、視覚障がい者誘導ブロックの設置等、ユニバーサルデザインの観点から誰もが利用しやすい歩行・自転車空間を確保します。
- ・徒歩・自転車利用の推進により、健康増進や環境負荷低減を図るとともに、自転車通勤や自転車ヘルメット購入補助事業の推進等も合わせて進めます。
- ・緑豊かで快適な道路空間を確保するため、道路の計画的緑化や美化活動を促進します。

【主な関連個別計画】

●忠岡町都市計画マスタープラン

●大阪府道路の整備に関するプログラム

●忠岡町立地適正化計画

●通学路交通安全プログラム

快適な都市基盤のまちづくり

施策 20 良好で快適な住環境の形成 1/6/11/15**【めざす姿】**

安全かつ快適で魅力的なまちと、良好で住み心地のよい住環境が整っています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
1,000人当たり新設住宅着工件数	件	5.1	6.0

【主な施策】**①安全で快適な住環境の推進**

- ・耐震意識に関する普及啓発や耐震診断による実態調査、耐震改修による耐震化率の向上を推進します。
- ・空家は、無料相談会等の相談窓口の充実や、公民連携を活用した各種啓発や除却事業のサポート等により、管理不全空家、特定空家等数の減少を進めます。
- ・都市基盤整備の促進、調和のとれた住宅開発が行われるよう、都市計画法、国土利用計画法、都市公園法等の法制度の適切な運用に努めます。

②憩いの空間の形成

- ・全ての住民が、ふれあい・交流でき、憩い・やすらぐことができる場として、公園・緑地の整備・維持、緑化運動を推進します。
- ・学校・総合福祉センター・コミュニティセンター等に加え、公園・公共施設緑地をコミュニティ単位の防災拠点として位置づけ、備蓄・情報伝達等の機能充実を図ります。
- ・街路樹や施設緑化の充実、緑のネットワーク形成により、生物多様性に配慮した快適な都市環境を推進します。

【主な関連個別計画】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ●忠岡町都市計画マスタープラン | ●地域未来投資促進法に基づく基本計画 |
| ●忠岡町空家等対策計画 | ●社会資本整備計画 |
| ●忠岡町みどりの基本計画 | ●忠岡町立地適正化計画 |
| ●忠岡町公共施設等総合管理計画 | |

施策 21 公衆衛生の維持 3/6/11

【めざす姿】

まちの公衆衛生が保たれ、住民が心身共に健康な生活を送っています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
汚水整備率	%	97.6	98.8
水洗化率	%	93.6	98.3

【主な施策】

①下水道事業の推進

- ・汚水管の整備については、海や河川等の水質保全及び水路等の公衆衛生の向上を図るため、整備率 100%をめざします。
- ・汚水・雨水管やポンプ場の点検・修繕・更新を計画的に実施し、ライフサイクルコスト※の低減と安定供用を図ります。
- ・生活雑排水の流入抑制に向け、整備済区域の早期水洗化を広報・パンフレット・WEB で周知し、利子補給・助成制度の活用を促進します。

②廃棄物の適正な処理の推進

- ・一般廃棄物の収集・処理を適正に実施し、減量化・資源化の取組と広報啓発を強化します。
- ・持続可能なごみ処理をめざし、(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に基づくごみ処理事業を推進します。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の処理体制については、泉北環境整備施設組合に委託を継続し、適正処理を確保します。

③環境衛生の推進

- ・本格的な高齢社会の中、墓地の需要を見極めながら、適切な維持・管理に努めていきます。
- ・斎場は民間委託を基本に、火葬炉等の計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

【主な関連個別計画】

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ●忠岡町都市計画マスタープラン | ●忠岡町南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画 |
| ●忠岡町公共施設等総合管理計画 | |
| ●忠岡町一般廃棄物処理基本計画 | ●忠岡町忠岡雨水ポンプ場ストックマネジメント計画 |
| ●社会資本総合整備計画 | |

環境へ配慮したまちづくり

施策 22 環境への配慮 3/7/11/12/13/14

【めざす姿】

持続可能な環境に配慮した社会を実現し、地域や地球にやさしく、自然が綺麗なまちになっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
一人当たりの一日のごみ排出量	g/人・日	867.7	808.9
二酸化炭素排出量	t-CO ²	96,837 (2022年)	73,615 (2027年)

【主な施策】

①環境教育の推進・啓発

- ・省エネ・省資源、再生可能エネルギー、緑化推進等の学習機会を通じて、住民・事業者の環境配慮行動を促進します。
- ・学校・園での環境教育や地域ぐるみでの美化・清掃を推進し、環境意識の定着を図ります。

②低炭素社会実現に向けた取組の推進

- ・電気やガス、水道等の無駄遣いを減らすことの重要性を認識し、省資源、省エネルギー化を進めていきます。また、環境にやさしいエネルギーの利用に関する意識の啓発・向上を図ります。
- ・気温の上がる夏場に、「忠岡町打ち水大作戦」や、「みどりのカーテン」といった、エネルギーを使わない暑熱対策を推進します。
- ・公共施設でエコチューニングや高効率機器への更新を計画的に進め、関連補助制度の情報提供を行います。
- ・「みどりの骨格」（東西：大津川河川公園・町道中央線・深田線、南北：府道堺阪南線・町道吉井線・野田線）の形成や、旧堤塘敷の緑道整備を検討し、歩行・自転車と連動した低炭素な移動を促進します。

③ごみの減量化・再資源化の推進

- ・忠岡町一般廃棄物処理基本計画に基づき、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めます。
- ・一般廃棄物の適正収集・処理を徹底するとともに、減量化・資源化の取組と広報啓発を強化し、効率的な資源循環を推進します。

④環境保全の推進

- ・騒音・大気・水質等の公害防止について、工場等への指導を徹底し、不適正処理・不法投棄は事業者・土地所有者への周知と通報体制整備で防止します。
- ・ネズミや害虫の駆除、ペット飼養マナーの向上等の指導、啓発に努めます。

【主な関連個別計画】

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ●忠岡町みどりの基本計画 | ●忠岡町一般廃棄物処理基本計画 |
| ●忠岡町都市計画マスタープラン | ●忠岡町環境基本計画 |
| ●忠岡町公共施設等総合管理計画 | ●忠岡町地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編) |

基本目標 6 誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）

地域振興をめざしたまちづくり

施策 23 産業振興・創業 2/8/9/10

【めざす姿】

既存産業の振興や新たなビジネスモデルの構築によって、まち全体の産業が活性化されています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指標	単位	現況値（2024年）	目標値（2030年）
生産年齢人口	人	9,815	9,112
不況対策による利子補給制度の実施	件	15	20
町内での法人設立数	件	30	25

【主な施策】

①経営基盤の強化

- ・商工会を中核に金融機関・府の支援機関と連携したワンストップの相談・支援体制を強化します。
- ・既存企業の国際化や町内への企業誘致について、商工会とともに支援方を検討します。
- ・町のオープンデータ化の推進や公共データの利活用を進め、事業者のDX・情報発信力の底上げを図ります。

②商工業の振興

- ・地域特性を生かした産業の育成を図るため、商工会と連携し、地場産品や新商品の販路拡大に向けた支援方法の検討を行います。
- ・町内企業の販路開拓を、ホームページ掲載等、インターネット活用施策や広域支援機関との連携で強化します。

③農業・漁業振興

- ・農地の保全、後継者（担い手）の確保、遊休農地の解消を図るため、関係機関と連携して支援します。
- ・漁業では後継者確保や商品開発・販売の取組を支援し、地域連携による新たな事業展開を後押しします。
- ・住民の農業に対する理解を深め、生涯にわたって楽しめる農業を普及・啓発するとともに、地元食材を学校給食に取り入れる等、食育・地産地消を推進します。

④創業の推進

- ・本町での創業を推進するため、国認定の創業支援事業計画（忠岡町創業支援ネットワーク）に基づき、相談・メンタリング・フォローアップを一体で実施する制度づくりをめざします。
- ・町の起業・創業支援事業補助金の活用を促し、創業期の費用負担を軽減します。
- ・商工会と連携し、各種研修の開催や起業家のための異業種交流等を充実し、若手経営者・起業家のネットワーク形成と相談機能を強化します。

【主な関連個別計画】

●地域未来投資促進法に基づく基本計画

●創業支援等事業計画

働きやすい環境のまちづくり

施策 24 就労支援 8/9/10

【めざす姿】

町内外の人にとって魅力的な雇用があり、働きやすい環境のまちになっています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
就労に向けた能力向上のための補助金申請件数	件	25	30

【主な施策】

①雇用・就労支援の充実

- ・就労意欲のある人が安定的に就労・就業できるよう、職業訓練・資格取得、就労・転職に関する情報提供とマッチングを強化します。
- ・ハローワーク泉大津等と連携し、若者・女性・高齢者・障がいのある人等の就労機会を広げるため、就職相談、企業見学や合同説明会等の機会提供を進め、地元企業の人材確保を後押しします。
- ・中小企業退職金共済の加入促進を図るための周知を行うとともに、勤労者の福利厚生や雇用環境、就労条件等の向上に努めます。

②職住近接支援

- ・「成長ものづくり分野」の支援や販路開拓・設備投資の後押しにより、質の高い雇用創出と定着を図ります。
- ・町内在住者の雇用拡大に向け、地元企業と連携した求人情報の可視化や採用支援、インターン・リスキリング[※]等の取組を進め、仕事と家庭・育児・介護の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援します。

【主な関連個別計画】

- 地域未来投資促進法に基づく基本計画

基本目標 7 持続可能な行財政運営ができているまち（まちの運営）

限られた行政資源を有効活用できているまちづくり

施策 25 効率的な行財政運営の推進 9/11/17

【めざす姿】

役場での業務や体制の見直しを通じて、効率的で効果的かつ安定して自立した行財政運営が実現しています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単 位	現況値（2024年）	目標値（2030年）
オンライン申請フォーム数	件	34	70
経常収支比率	%	99.9	94.5
地方債現在高比率	%	157.6	140.5
積立金現在高比率	%	45.2	73.4

【主な施策】

①効率的な行財政運営の推進

- ・限られた資源・財源の中で効率的な行政を運営するために、EBPM*（証拠に基づく政策立案）の視点を踏まえるとともに、PDCA サイクル*に基づき、全ての事務事業について、在り方、必要性を検討し、見直しと削減を推進します。また、継続する事業についても、現行の事業・作業の進め方を点検し、より効率的な手法を検討し、組織・機構の合理化を進めます。
- ・基本計画の各施策において KPI（重要業績評価指標）を設定し、進行管理及び行政情報を住民に示すことで行政の透明性の向上を図り、説明責任を果たします。
- ・シビックセンター改修や公共施設整備基金の活用等、施設の長寿命化・計画的改修を進め、ライフサイクルコストの抑制を図ります。

②安定的な行財政運営の推進

- ・安定的な行財政運営のため、収支見通しを継続的に作成・精査し、財政運営基本方針を策定・更新して中長期の健全化を図ります。
- ・ふるさと納税等の制度を活用し、自主財源の安定確保につながる施策を重点的に進めるとともに、各種事業の推進においては国の地方創生に関する制度を活用し、補助金、交付金の財源確保に努めます。
- ・公共施設の管理・運営方法の見直し、整理統合、事業効果の検証等を行い、支出の適正化を図ります。
- ・受益者負担の公平性を確保しつつ、納付の利便性向上（QR コード決済の対象拡大、キャッシュレス対応）を進めます。

③デジタル技術利活用の推進

- ・ 庁内 DX を推進し、業務の効率化や住民サービスの向上とともに、行政コストの縮減を図ります。
- ・ マイナンバーカードの利活用やオンライン手続の充実を図り、住民の利便性と行政サービスの向上に努めます。
- ・ デジタル技術の活用にあたっては、個人情報の適切な管理と情報セキュリティの確保を図ります。

④広域行政と民間活力の導入

- ・ 基礎自治体として住民にふさわしい各種サービスを、将来も引き続き的確に提供することができるよう、近隣自治体との広域連携を図ります。
- ・ 指定管理者制度や民間委託を適切に活用し、サービス水準の維持向上とコスト縮減の両立に努めます。
- ・ 民間企業や大学等、多様な主体との公民連携を通じて、それぞれの強みを生かしながら、まちづくりの課題解決に取り組みます。

【主な関連個別計画】

- 地域未来投資促進法に基づく基本計画

施策 26 公共施設の適正管理 6/11

【めざす姿】

公共施設の適正な管理によって、町の資源が有効に活用され、誰もが安心して快適に利用できる公共施設が整っています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
公共建築物の総延床面積	m ²	48,565	46,370

【主な施策】

①施設の計画的な更新・長寿命化の推進

- ・老朽化や将来需要を踏まえ、利用実績・費用対効果に基づき、行政施設の統廃合・複合化・集約化（規模縮小含む）を計画的に進めるとともに、計画的な維持補修と長寿命化を図り、住民ニーズに応じたサービス水準の維持・向上をめざします。
- ・施設耐震化を推進し、危険箇所は優先改修、利用見込みの乏しい施設は廃止・除却を検討し、安全性の確保に努めます。
- ・直営施設は業務見直しと管理運営の効率化を図り、指定管理者制度や PPP[※]・ESCO[※]等の民間活力・住民協働を活用して経費縮減に努めます。
- ・下水道・橋りょう等インフラは、長寿命化計画に沿って長期的な視点で老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、計画的な点検・調査、修繕・改築を実施することで、ライフサイクルコストの低減を行い、安定したサービス提供を継続します。

【主な関連個別計画】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ●忠岡町みどりの基本計画 | ●地域未来投資促進法に基づく基本計画 |
| ●社会資本整備計画 | ●忠岡町下水道ストックマネジメント計画 |
| ●忠岡町公共施設等総合管理計画 | ●社会資本総合整備計画 |
| ●忠岡町都市計画マスタープラン | |

柔軟な体制をとれているまちづくり

施策 27 人材育成 5/17

【めざす姿】

将来を見据えた効果的な人材育成のもと、次世代の本町をリードする人材が育っています。

イラスト・写真挿入予定

【成果指標】

指 標	単位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
研修実施回数	回	7	12

【主な施策】

①町職員の能力開発の推進

- ・創造的な問題発見能力、的確な課題対応能力、さらには政策立案・評価能力、法務能力等の養成のため、人材育成の目的・方策を明確にした人材育成方針に基づき、町職員の能力開発を効果的に推進します。
- ・コミュニケーション能力等、住民との協働、住民参加の視点に立った町職員の能力開発を推進します。合わせて、ノー残業デーや年休取得の徹底、業務量の平準化を進め、ワーク・ライフ・バランスを確保します。
- ・年齢や性別といった条件にとらわれず、能力や実態に合わせた採用・人材活用を推進します。合わせて、女性職員の計画的配置（人事・財政・企画等）と人材プール形成を進め、障がいのある職員には合理的配慮や職務見直し・環境整備を行います。

【主な関連個別計画】

●女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

●忠岡町障害者活躍推進計画

重点プロジェクト 第3期忠岡町創生総合戦略

重点プロジェクトについて

国と同様に本町においても、少子高齢化と人口減少が進行しており、人口減少社会を前提とした地域づくりへの転換が求められています。

国が策定した「地方創生に関する総合戦略」では、これまでの地方創生の取組を継承・発展させつつ、地域の稼ぐ力の向上、人材の確保・育成、デジタル技術の活用、多様な関係人口の創出等を通じて、地域が自立的・持続的に発展していくことが重視されています。

本町においても、こうした国の方向性を踏まえ、産業・雇用の振興、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり、町内外との多様なつながりの創出、安全・安心で暮らし続けられる地域づくりを一体的に推進していくことが重要な課題となっています。

【参考】

「地方創生に関する総合戦略」においても、「地方創生2.0基本構想」の基本姿勢・視点に基づき、関連施策を展開することとしています。

●国の「地方創生2.0」が掲げる政策の5本柱

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生
- (3) 人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- (4) 新時代のインフラ整備とAI※・デジタル等の新技術の徹底活用
- (5) 広域リージョン連携

●国の「地方創生2.0」が掲げる基本姿勢・視点

- ① 若者・女性に選ばれる地域づくり
- ② 人口減少下でも「稼げる」地域経済
- ③ AI・デジタル等の新技術の活用
- ④ 都市と地方の人材循環・関係人口の活用
- ⑤ 好事例の普遍化と広域展開の促進



◇こうした時代の潮流と本町の特性を踏まえ、国の「地方創生に関する総合戦略」がめざす方向性との整合を図りながら、次の4つの重点プロジェクトを設定します。

政策の 柱(国)	基本姿 勢(国)	町のプロジェクト
(1)	①	<p>重点プロジェクト1 若者・子育て世代に選ばれる生活・教育環境の創造</p> <p>若い世代が「住み続けたい」と思える環境づくりは、本町の最重要課題となっています。</p> <p>本プロジェクトでは、結婚・妊娠・出産・子育てまでを通じた切れ目のない支援と、学校教育・放課後・地域活動を通じた学びと体験の充実を促進します。</p> <p>子育て世代の定住促進と教育環境の充実により、出生数の下支えと人口減少の緩和をめざし、「子育て家庭に選ばれるまち」の実現に努めます。</p>
(2) (3)	②	<p>重点プロジェクト2 地域の稼ぐ力と多様な働き方の創出</p> <p>人口減少や産業構造の変化が進む中、地域経済の再活性化と働く場の創出が求められています。</p> <p>本プロジェクトでは、町内企業・事業所との連携のもと、雇用・就労支援や人材確保、創業支援等を進めるとともに、駅前商業のにぎわい回復やアフターコロナを踏まえた多様な働き方の支援に取り組みます。職住近接とワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、本町の「稼ぐ力」と、あらゆる人が活躍できる環境の両立をめざします。</p>
(1) (3) (5)	④⑤	<p>重点プロジェクト3 交流・関係人口拡大による地域の魅力向上</p> <p>少子高齢化・人口減少が進む中で、「選ばれるまち」としてのブランド強化をめざし、本プロジェクトでは、だんじり祭りをはじめとする伝統行事や歴史・文化、生活利便性等、本町ならではの魅力を磨き上げるとともに、隠れた資源の発掘を推進します。</p> <p>さらに、インターネットやSNS等も活用した発信を強化し、若者や子育て世代の流入促進、交流人口・関係人口の拡大、ふるさと納税の拡大につなげます。</p>
(1)	①	<p>重点プロジェクト4 健幸と安全・安心を支える地域共生基盤の強化</p> <p>高齢化の進行に伴い、健康寿命の延伸と暮らしの質の向上、災害への備えと地域福祉の充実が同時に求められています。</p> <p>本プロジェクトでは、ライフステージに応じた健康づくり・介護予防・こころの健康支援を推進するとともに、防災・減災力の向上と地域共助の体制づくりを進め、災害に強く、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現をめざします。</p>
(4)	③	<p>横断的視点 DXの推進</p> <p>各重点プロジェクトの取組を後押しする横断的な基盤。</p>

本計画の重点プロジェクトは、改訂前基本計画で掲げた4つの重点プロジェクトを基本的に継承しつつ、国や府の動向や本町の現状を踏まえて、ターゲットや課題の整理、用語の見直しを行ったものです。具体的な施策は、総合計画基本計画で位置づけた取組を引き続き軸としながら、「若者・子育て世代への総合的な支援」「稼ぐ力と多様な働き方」「交流・関係人口の拡大」「健幸と地域共生基盤の強化」といった視点から再整理し、各プロジェクトに位置づけることで、優先的に取り組む方向性をより明確に示しています。

重点プロジェクト1 若者・子育て世代に選ばれる生活・教育環境の創造

【基本的な方向】

少子化や子育て家庭の負担増加に対応するため、従来の「産み育てられる環境づくり」や「交流活動の推進」を引き継ぎつつ、結婚・妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援と、子どもの居場所づくり・安全・安心な生活環境の充実を重視します。合わせて、一人ひとりの個性と学びを支える教育の充実を位置づけることで、「子育て家庭に選ばれるまち」を支える生活・教育環境の創造をめざします。

【成果指標】

指標	単位	現況値（2024年）	目標値（2030年）
20～40代人口	人	5,346	4,839
出生数	人	100	105
ただおか子育てナビ登録者数	人	156	330
オンライン申請フォーム数	件	34	70

【関連施策】

重点プロジェクトにおける基本方針	具体的施策 (選択する施策展開の方向)
結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	3-(1) 子どもと親の健康づくりの推進
	3-(2) 地域における子育て支援の推進
子どもの居場所と安全・安心な生活環境の充実	5-(2) 放課後等における児童の居場所づくり
	5-(3) 子どもたちを犯罪から守る取組の推進
一人ひとりの個性と学びを支える教育の充実	1-(1) 「確かな学力」を培う教育の推進
	1-(3) 健やかな心と体づくりの推進
	1-(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

重点プロジェクト2 地域の稼ぐ力と多様な働き方の創出

【基本的な方向】

地域経済の規模縮小や人手不足が進む中で、従来の就労支援や企業支援を発展させ、多様な人材が活躍できる就労・雇用支援と、地元企業・事業所の経営基盤強化・創業支援を柱とします。

合わせて、改訂前基本計画で言及していた「職住近接」やワーク・ライフ・バランスの視点を独立した方向性として位置づけ、地域の稼ぐ力の向上と働きやすい環境づくりの両立をめざします。

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
新設法人数（支店・営業所を含む）	件	30	25
忠岡町商工会会員数（町内会員）	人	426	450
創業支援件数	件	49	50

【関連施策】

重点プロジェクトにおける 基本方針	具体的施策 (選択する施策展開の方向)
誰もが活躍できる就労・雇用支援 の拡充	7-(1) 障がいのある人の活躍推進
	24-(1) 雇用・就労支援の充実
地元企業・事業所の経営基盤強化 と創業支援	23-(1) 経営基盤の強化
	23-(4) 創業の推進
職住近接と働きやすい環境づくり	24-(2) 職住近接支援

重点プロジェクト3 交流・関係人口拡大による地域の魅力向上

【基本的な方向】

日本一小さなまちの強みを生かした魅力発掘やシティプロモーションの取組を継承しつつ、だんじり祭りや歴史・文化、生活利便性等の多様な資源を磨き上げ、町内外へ発信する方向を明確にします。

合わせて、交流の場づくりやふるさと納税等を通じた愛着と誇りの醸成に加え、「交流・関係人口の拡大」をプロジェクト名に掲げることで、新たな人の流れの創出を重点的な方向性として位置づけます。

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
社会増減（転入者と転出者の差）	人	-115	転入超過
ふるさと納税寄附件数	件	6,940	8,000
正木美術館入館者数（延べ）	人	1,248	1,500
町公式インスタグラムフォロワー数	人	1,000	2,000

【関連施策】

重点プロジェクトにおける 基本方針	具体的施策 (選択する施策展開の方向)
シティプロモーションの推進	13-(2) まちの PR
	13-(3) 情報共有の推進
愛着と誇りを育む地域の場づくり	20-(2) 憩いの空間の形成
交流・関係人口拡大による地域の魅力向上	11-(5) 多文化共生社会の形成
	13-(1) 地域の魅力向上
	25-(2) 安定的な行財政運営の推進

重点プロジェクト4 健幸と安全・安心を支える地域共生基盤の強化

【基本的な方向】

高齢化の進行と災害リスクの高まりを踏まえ、従来の「健康福祉の充実」や「安全・安心な地域づくり」を、健康寿命の延伸や介護・フレイル予防、災害・事故から命と暮らしを守る危機管理の視点へと具体化します。

合わせて、地域福祉やコミュニティ活動、生涯学習を通じた住民の活躍を「地域共生社会に向けた支え合い」と捉え直し、健幸と安全・安心を支える地域共生基盤の強化をめざします。

【成果指標】

指 標	単 位	現況値 (2024年)	目標値 (2030年)
平均寿命 男性	歳	80.8	≧80.8
平均寿命 女性	歳	87.5	≧87.5
健康寿命 男性	歳	77.7	≧77.7
健康寿命 女性	歳	81.7	≧81.7
防犯カメラ総設置台数	台	69	84

【関連施策】

重点プロジェクトにおける 基本方針	具体的施策 (選択する施策展開の方向)
健康寿命の延伸と介護・フレイル予防の推進	9-(1) 健康寿命の延伸
災害・事故から命と暮らしを守る安全・安心の確保	12-(1) 地域防災の推進
	16-(1) 交通安全対策の推進
地域共生社会に向けた支え合い・生涯学習の推進	7-(1) 障がいのある人の活躍推進
	8-(1) 地域福祉活動の推進
	12-(3) コミュニティ活動の支援
	14-(1) 生涯学習活動の支援

横断的視点 DXの推進

【位置づけ】

DX（デジタルトランスフォーメーション）は、本町の人口減少・少子高齢化の進行下でも、限られた人材・財源の中で住民サービスの質を維持・向上させていくための重要な基盤です。

本計画においては、DXを「若者・子育て世代への総合的な支援」「稼ぐ力と多様な働き方」「交流・関係人口の拡大」「健幸と地域共生基盤の強化」を下支えする横断的な視点として位置づけます。

【基本的な方向】

本町では、「デジタルの力で暮らしと行政をより便利にする」ことを基本姿勢とし、行政運営の効率化と住民サービスの向上を、デジタル技術の活用によって実現していきます。

その際、DXを個別分野の取組に追加的に上乘せするのではなく、4つの重点プロジェクトを下支えする横断的な基盤として位置づけ、次のように連携を図ります。

●重点プロジェクト1との連携

子育て・教育分野における情報提供や相談、手続の利便性向上にデジタル技術を活用し、子育て家庭にとって利用しやすい支援体制の構築につなげます。

●重点プロジェクト2との連携

企業・事業所や働く人のデジタル活用を後押しし、生産性の向上や新たな働き方の実現を通じて、地域の「稼ぐ力」を高めます。

●重点プロジェクト3との連携

デジタル技術を活用した情報発信や交流機会の創出に取り組み、本町の魅力の見える化と、交流・関係人口の拡大につなげます。

●重点プロジェクト4との連携

健康・福祉、防災・安全、地域コミュニティ等の分野でデジタル技術を生かし、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を支えます。

【推進に当たっての考え方】

DXの推進に当たっては、次の観点から取組を進めます。

①外部との連携による知見・技術の活用

町単独で完結する取組にとどまらず、大阪府や民間企業、大学等との情報共有や連携を図り、先進的な知見や技術を取り入れながら、DXの推進を進めます。

②人材育成と推進体制の整備

DXを継続的に推進していくため、職員のデジタル活用能力の向上に取り組むとともに、組織として分野横断的にDXを推進できる体制づくりを進めます。

③公民連携による実証と段階的な導入

公民連携の手法を活用し、実証実験やモデル事業を通じて効果や課題を検証しながら、住民サービスの向上や行政運営の効率化につながる取組を、段階的に導入します。

資料編

1. 忠岡町総合計画策定条例

平成 31 年 3 月 4 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成)

第 2 条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。

2 基本構想は、本町の目指すべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。

3 基本計画は、基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、忠岡町総合計画審議会条例（昭和 49 年忠岡町条例第 4 号）第 1 条に規定する忠岡町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(基本計画の策定)

第 5 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、総合計画を策定したとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 忠岡町総合計画策定の組織に関する規則

昭和 56 年 4 月 1 日規則第 5 号

改正

平成 5 年 4 月 1 日規則第 10 号
平成 8 年 3 月 28 日規則第 6 号
平成 10 年 4 月 14 日規則第 9 号
平成 19 年 3 月 16 日規則第 9 号
平成 19 年 4 月 27 日規則第 17 号
令和元年 8 月 16 日規則第 9 号

(目的)

第 1 条 この規則は、忠岡町総合計画策定のための組織等を定めることを目的とする。

(策定委員会の組織)

第 2 条 総合計画を策定するため、忠岡町総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

2 策定委員会は、本町の副町長、教育長及び課長相当職以上の職にあるもので、町長が任命する者をもって組織する。

3 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、策定委員会構成員のうちから町長の指名するものをもってあてる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、これを代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の職務)

第 3 条 策定委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 総合計画案の策定に関すること。

(2) 総合計画についての調査研究に関すること。

(3) 総合計画の策定について必要な資料の収集及び整備に関すること。

(4) 忠岡町総合計画審議会への諮問についての資料の収集及び整備に関すること。

(5) その他総合計画策定について必要な事項に関すること。

(事務局)

第 4 条 策定委員会に事務局を置く。

2 事務局は、総合計画担当課とする。

3 事務局は、委員会の命を受けて、策定委員会に関する事務を処理する。

(総合計画)

第 5 条 策定委員会の委員長は、必要な資料等を添えて総合計画試案を策定し、町長に報告しなければならない。

(資料の提出)

第6条 各所属長は、策定委員会から資料の提出を求められた場合は、これを速やかに提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日規則第6号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月14日規則第9号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成10年5月6日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月27日規則第17号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（令和元年8月16日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

3. 忠岡町総合計画策定専門部会要綱

(設置)

第1条 忠岡町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、作業を円滑に進めるとともに職員参加による計画づくりを行うため、総合計画策定委員会の下部組織として、忠岡町総合計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(部会)

第2条 専門部会は次のとおりとする。

- (1) 総務事業部会
- (2) 福祉文教部会
- (3) まちづくり部会

(事務)

第3条 専門部会は、総合計画策定委員会の指示のもと、総合計画策定について必要な資料の収集・整備、調査研究等の事務を行う。

(組織)

第4条 専門部会の委員は、町長より任命を受けた課長級等の職員で構成する。

2 専門部会の補助組織として、担当者部会を置く。

3 担当者部会は、町長より任命を受けた各課の係長級等の職員で構成する。

(任期)

第5条 委員等の任期は、総合計画の策定までとする。

(庶務)

第6条 専門部会及び担当者部会の庶務は、総合計画担当課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、総合計画策定委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

4. 忠岡町総合計画審議会条例

昭和49年3月13日条例第4号

改正

昭和56年5月29日条例第10号

昭和58年3月30日条例第15号

平成5年3月12日条例第1号

平成8年3月5日条例第1号

平成10年3月5日条例第1号

平成11年12月16日条例第28号

平成21年12月11日条例第16号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、忠岡町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、忠岡町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員 6人以内
- (2) 学識経験を有する者 10人以内
- (3) 公募住民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある行政機関の職員及び関係人の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長公室において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(報酬及び費用弁償等条例の一部改正)

2 報酬及び費用弁償等条例（昭和28年忠岡町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中、公立忠岡病院運営審議会委員の次に「忠岡町総合計画審議会委員」を加える。

別表第1の末尾に

「	区分	報酬額	」
	忠岡町総合計画審議会委員	日額 2,000円	

を加える。

附 則（昭和56年5月29日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月30日条例第15号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月12日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月5日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月5日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年5月6日から施行する。

附 則（平成11年12月16日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月11日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

5. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、各部局の連携のもとに、忠岡町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 忠岡町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 忠岡町総合戦略の策定及び推進並びに効果検証に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には町長を、副本部長には副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、忠岡町職員の職の設置に関する条例（昭和48年5月4日忠岡町条例第16号）第2条第1項第1号に規定する室長及び部長、忠岡町教育委員会事務局事務分掌規則（昭和49年4月1日忠岡町教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部長、忠岡町議会事務局条例（昭和38年3月12日忠岡町条例第1号）第2条に規定する事務局長、忠岡町消防本部及び消防署の組織に関する規則（昭和54年6月1日忠岡町規則第11号）第6条第1項に規定する消防長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に向けて、関係部署との調整及び連携を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議の進行は、本部長が指名した者が行う。
- 3 推進本部の会議は、組織する者の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進本部の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 5 本部長が必要と認めるときは、推進本部の構成員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 本部長は、第2条に掲げる事項を推進するにあたり、補助機関として専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成員は、本部長が指名するものとする。

(庶務)

第7条 推進本部における庶務は、政策担当課において行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

6. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、忠岡町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1)総合戦略の策定に関する事項
- (2)総合戦略の推進並びに効果検証に関する事項
- (3)前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1)住民で組織する団体の代表者
- (2)産業関係の代表者
- (3)教育関係の代表者
- (4)金融関係の代表者
- (5)労働団体関係の代表者
- (6)その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(効果検証会議)

第7条 推進会議には、総合戦略の効果検証を行う会議（以下「効果検証会議」という。）を設置することができる。

- 2 効果検証会議の委員は、推進会議の委員の中から町長が指名する。
- 3 効果検証会議に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。

(庶務)

第8条 推進会議における庶務は、政策担当課において行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

7. 忠岡町総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所 属・役 職	備考
学 識 経 験 者	浅 見 武 広	忠岡町PTA協議会 会長	
	大 西 隆	忠岡町商工会 会長	
	加 藤 育 弘	忠岡町文化協会 会長	
	小 滝 カズ子	忠岡町母子寡婦福祉会 会長	
	杉 原 充 志	羽衣国際大学 学長特別補佐／現代社会学部教授	会長
	砂 原 健 吾	忠岡町防犯委員会 会長	
	花 野 相 三	忠岡町民生委員児童委員協議会 会長	
	松 阪 一 夫	忠岡町自治会連合会 会長	副会長
	見 阪 早 織	忠岡町小売商連合会 会長	
	吉 田 幸 代	忠岡町婦人団体協議会 会長	
公 募 委 員	奥 野 光 一	公募委員	
	真 嶋 由 貴 恵	公募委員	
町 議 会 議 員	今 奈 良 幸 子	忠岡町議会議員	
	北 村 孝	忠岡町議会議員	
	二 家 本 英 生	忠岡町議会議員	
	森 野 良 一	忠岡町議会議員	

8. 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿

区分	氏名	所 属・役 職	備考
学識	杉 原 充 志	忠岡町行政アドバイザー 羽衣国際大学 学長特別補佐／現代社会学部 教授	会長
住民	砂 原 健 吾	忠岡町防犯委員会 会長	
	花 野 相 三	忠岡町民生委員児童委員協議会 会長	
	花 野 淳 一	社会福祉法人 忠岡町社会福祉協議会 会長	副会長
	前 田 長 市	忠岡町老人クラブ連合会 会長	
	松 阪 一 夫	忠岡町自治会連合会 会長	
産業	大 田 裕 典	いずみの農業協同組合 営農経済部長	
	大 西 隆	忠岡町商工会 会長	
	勝 元 伊 一 郎	忠岡漁業協同組合 組合長	
	前 川 幸 一 郎	忠岡町農業委員会 会長	
	見 阪 早 織	忠岡町小売商連合会 会長	
労働	古 川 幸 男	忠岡町労働者協議会 議長	
金融	内 匠 弘 都	いずみの農業協同組合 忠岡支店 支店長	
言論	安 藤 新	株式会社 テレビ岸和田 執行役員／技術部 統括部長	

9. 策定経過

年度	開催年月日	協議事項等
令和7年度	令和7年6月	「第6次忠岡町総合計画」策定のためのまちづくりに関するアンケート調査
	令和7年8月	第6次忠岡町総合計画基本計画の改訂に向けた各課ヒアリング
	令和7年10月7日	第1回 総合計画策定委員会
	令和7年10月16日	第1回 第6次忠岡町総合計画審議会（書面開催） ・計画策定にあたって ・町の概況 ・町民アンケート結果（概要版） ・現行総合計画の進捗状況
	令和7年11月10日	第2回 総合計画策定委員会
	令和7年11月28日	第2回 第6次忠岡町総合計画審議会 ・会長、副会長選出 ・諮問 ・第1回審議会資料へのご意見・ご質問について ・見直し後の基本計画（骨子案）について
	令和7年12月23日	第3回 総合計画策定委員会
	令和8年1月16日	第1回 忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 ・忠岡町創生総合戦略の位置付けについて ・重点プロジェクト（第3期忠岡町創生総合戦略）について 第3回 第6次忠岡町総合計画審議会 ・前回審議会をふまえた対応について ・見直し後の基本計画（素案）について ・成果指標の設定について
	令和8年1月28日～ 2月25日	パブリックコメント実施
	令和8年3月11日	第4回 第6次忠岡町総合計画審議会 ・パブリックコメントの結果について ・第6次忠岡町総合計画基本計画改訂版について
	令和8年3月23日	町議会 全員協議会 ・第6次忠岡町総合計画基本計画改訂版（案）について
	令和8年3月24日	第6次忠岡町総合計画基本計画改訂版（案）答申

10. 用語集

頁数	語句	内容
3	KPI	施策や事業の達成度を定量的に把握するための重要業績評価指標。基本計画の進行管理等に活用される。
5	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光を目的とする「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様な形で継続的に関わる人々。
6	レジリエンス	自然災害や社会的危機等の困難な状況に直面した際にも、しなやかに適応し、速やかに回復できる地域社会や組織の回復力・強靱性。
7	ウェルビーイング (Well-Being)	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指す概念。単に病気がない状態ではなく、幸福感や生活満足度を含めた広い意味での健康を表す。
7	SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。2030年までに持続可能でより良い世界の実現を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成される。
18	フロントヤード	町職員と住民等が直接やり取りを行う窓口業務の場。これに対し、事務作業等を行う執務空間をバックヤードという。
35	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	制度の狭間にある課題や複合的な困難を抱える住民に対し、地域の関係機関や住民ネットワークを活用しながら、個別支援や地域づくりを行う専門職。
41	健康寿命	健康上の問題によって日常生活が制限されることなく、自立して生活できる期間。
44	DX	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation)。デジタル技術の導入にとどまらず、それを活用して業務プロセスやサービスの在り方を変革すること。
45	アフターコロナ	新型コロナウイルス感染症の流行が一定程度収束した後の社会・経済・生活様式を指す言葉。行動様式や価値観の変化を前提とした時代認識として用いられる。
46	フレイル	加齢に伴い、筋力や心身の活力が低下し、健康な状態と要介護状態の中間に位置する虚弱な状態。適切な支援や予防により、健康な状態へ回復する可能性がある。
51	インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、全ての児童・生徒が同じ場で共に学び、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を受けることを目指す教育の考え方及び仕組み。

頁数	語句	内容
64	ノーマライゼーション	高齢者や障がいのある人が、特別に区別されることなく、地域社会の中で当たり前と共に生活することが自然であるとする考え方。
64	DV	配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、経済的な暴力。
65	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和を図り、就労と子育て、介護、地域活動等を、個人が望む形で両立できる状態。
65	LGBT (SOGI)	「LGBT」とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を取った言葉で、性的少数者を指す総称として用いられることがある。 「SOGI」とは、性的指向 (Sexual Orientation) 及び性自認 (Gender Identity) の頭文字を取った用語で、異性愛者を含む全ての人々が持つ属性を表す概念。
76	ライフサイクルコスト	建物や施設の企画・設計・建設から、維持管理、修繕、更新、最終的な解体・廃棄に至るまでの全期間に要する総費用。
79	リスキリング	技術革新や社会・産業構造の変化に対応するため、新たな知識やスキルを習得すること。
80	EBPM	「Evidence Based Policy Making」の略称。勘や経験に頼るのではなく、統計データ等の客観的な証拠 (エビデンス) に基づいて政策立案や評価を行う手法。
80	PDCA サイクル	計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の一連の流れを繰り返すことで、事務事業や施策の質を継続的に向上させる管理手法。
82	PPP	公共サービスの提供に民間事業者が参画する手法。民間の資金やノウハウを活用することで、サービスの質の向上や行政コストの縮減を図る。
82	ESCO	省エネルギー改修により削減された光熱水費等を原資として、改修費用を賄う事業方式。自治体の初期負担を抑えつつ、環境負荷の低減を図ることができる。
84	AI	人間の知能を模倣し、学習、判断、予測等を行うコンピュータシステム。

第6次忠岡町総合計画基本計画改訂版

編集・発行 忠岡町 町長公室 経営戦略課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL : 0725-22-1122 (代表) FAX : 0725-22-0364
